

第3次 相模原市一般廃棄物 処理基本計画

【改定】

平成31（2019）年3月策定
令和6（2024）年3月改定

相模原市



目 次

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画改定の趣旨	3
1-2 計画の位置付け	5
1-3 計画期間	6
1-4 計画の進行管理	7

第2章 計画（改定前）の振り返り

2-1 計画（改定前）の概要	11
2-2 中間目標の達成状況	12
2-3 施策の実施状況及び課題	17
2-4 社会情勢の変化に伴う新たな課題	31

第3章 将来推計

3-1 人口の見通し	35
3-2 ごみ・生活排水の将来推計	36
(1) ごみ総排出量	36
(2) 家庭系ごみ排出量	36
(3) 事業系ごみ排出量	37
(4) し尿・浄化槽汚泥等排出量	38

第4章 目指す姿

4-1 基本理念	41
4-2 取組の柱	42
4-3 数値目標	43
(1) ごみ処理における数値目標	43
(2) 数値目標達成に向けたごみ量等の推移	44
(3) 生活排水処理における数値目標	45
(4) 数値目標達成に向けた生活排水処理率等の推移	46

第5章 目標達成に向けた施策

5-1 施策の展開	49
(1) 施策体系	49
(2) 重点施策	50
5-2 ごみ処理基本計画	52

取組の柱Ⅰ ごみの更なる削減	52
取組の柱Ⅱ ごみの適正な処理	70
取組の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進	78
5-3 生活排水処理基本計画	81
取組の柱Ⅳ 生活排水の適正な処理	81
5-4 大規模災害への備え	84
取組の柱Ⅴ 大規模災害への備え	84
5-5 行政の取組に対する進行管理	88

資料編

1 人口の推移	99
2 事業所数の推移	100
3 処理体制等	101
(1) ごみの分別区分	101
(2) ごみ・資源の処理の流れ	102
(3) ごみ処理施設等	103
(4) し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れ	106
(5) し尿処理施設等	107
(6) ごみ・し尿等の処理に係るコスト	109
4 関連データ	110
(1) ごみ総排出量の推移	110
(2) 生活系ごみ排出量（資源を除く。）の推移	111
(3) 事業系ごみ排出量の推移	113
(4) 最終処分量の推移	114
(5) ごみ焼却発電量の推移	116
(6) 市の事務事業に伴う温室効果ガス（CO ₂ ）排出量の推移	117
(7) 家庭系ごみ（一般ごみ）の組成	118
(8) 事業系ごみの組成	118
(9) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移	119
5 パブリックコメント	120
(1) 意見募集の概要	120
(2) 結果	120
6 改定の経緯	127
7 質問書	128
8 答申書	130
9 相模原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	142
10 廃棄物減量等推進員を対象とした 「ごみの減量化・資源化」に関するアンケート	143
11 用語解説	160
12 「分別戦隊シゲンジャー銀河」キャラクター紹介	166



第1章 計画の基本的事項



1-1 計画改定の趣旨

➤ 資源循環都市を目指す

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招き、地球温暖化や天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響が懸念されています。

国際的には、平成 27 年に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国際連合において全会一致で採択されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能（サステイナブル）な循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。

国では、平成 12 年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種の廃棄物・リサイクル関連法の整備が進められてきました。

近年では、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和 4 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されるなど、さまざまな取組が進められています。

さらに、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、近年多発する自然災害による災害廃棄物の大量発生などにより、これまで以上に安全・安定的な廃棄物処理体制が求められています。

相模原市では、平成 31 年 3 月に本市の一般廃棄物の処理についての基本方針である「第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第 3 次計画」という。）を策定しましたが、本計画が令和 5 年度に中間目標年度を迎えたことから、これまでの数値目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、廃棄物行政を取り巻く課題や社会情勢の変化を踏まえ、既存施策の見直しや新規施策を盛り込むなど必要な見直しを行い、「第 3 次計画」の改定を行います。



持続可能な開発目標（SDGs）



SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題をはじめ、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」とゴール12「つくる責任 つかう責任」など廃棄物に関するターゲットが設定されています。

➤ 更なる4Rの推進、廃棄物の適正処理等を掲げた長期的視点に立った計画

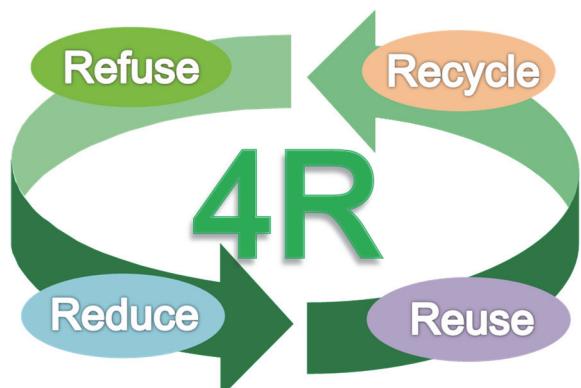
本市は、今後想定される最終処分場等のインフラ整備や高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの変化に的確に対応して、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が引き続き廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいく必要があります。

本計画では、一般的な3R（排出抑制・再使用・再生利用）の概念だけでなく、そもそもごみとなるものを作らない「リフューズ（発生抑制）」を加えた4Rの更なる推進、一般廃棄物の適正な処理、大規模災害への備え等、持続的かつ長期的視点に立った基本的な方針を示します。

«4Rとは»

3 R	リデュース (Reduce)	排出抑制
	リユース (Reuse)	再使用
	リサイクル (Recycle)	再生利用
+		
1 R	リフューズ (Refuse)	発生抑制

相模原市では3Rに1Rを加えた4Rを推進しています。



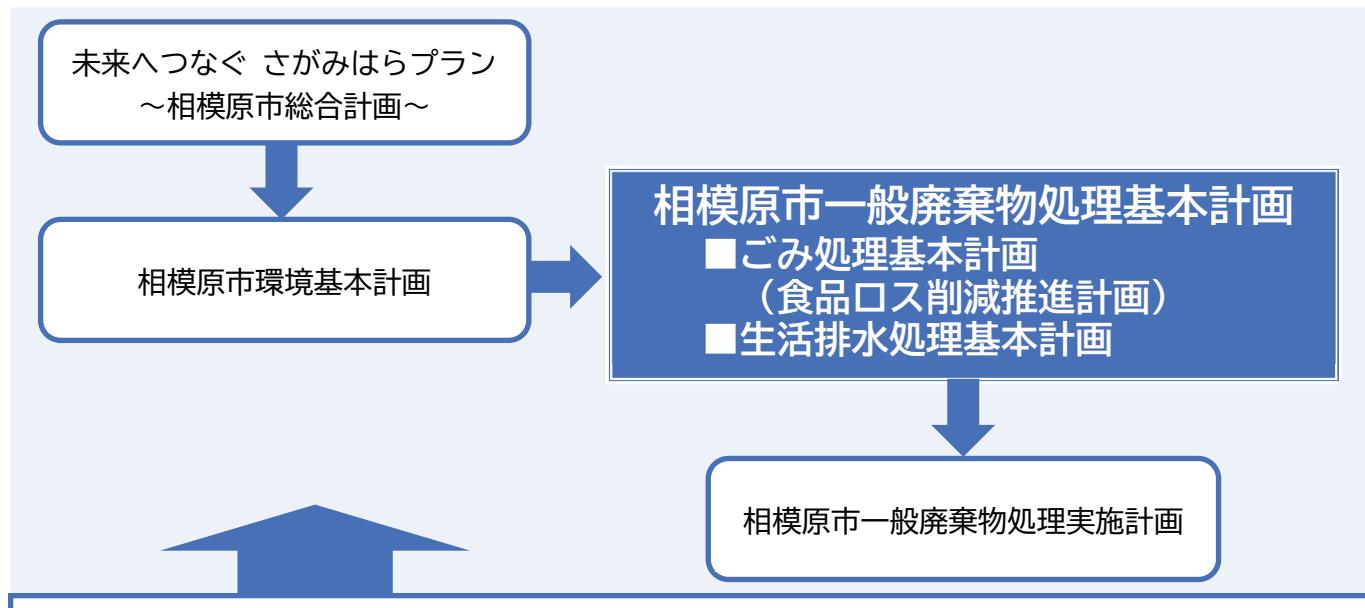
1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定及び相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号。以下「本市条例」という。）第4条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市の一般廃棄物の処理について中長期的な視点から定める計画です。

一般廃棄物には「ごみ」のほかに「し尿」や「浄化槽汚泥」等の生活排水が含まれることから、本計画はごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」で構成されています。

また、「食品ロス削減推進法」に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を、本計画に内包する形で位置付けます。

図1-1 相模原市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



国・県の法制度・計画等	関連計画（府内）
<p>【国：法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境基本法 ➢ 循環型社会形成推進基本法 ➢ 廃棄物処理法 ➢ 資源有効利用促進法 ➢ 食品ロス削減推進法 ➢ プラスチック資源循環法 ➢ 個別リサイクル法 等 <p>【国：計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境基本計画 ➢ 循環型社会形成推進基本計画 <p>【国：その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物処理法に基づく基本方針 ➢ 環境配慮契約法に基づく基本方針 ➢ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 循環型社会形成推進地域計画 ➢ 分別収集計画 ➢ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化総合計画 ➢ 災害廃棄物等処理計画 ➢ 地球温暖化対策計画 ➢ 下水道ビジョン ➢ 消費生活基本計画 ➢ 食育推進計画 等

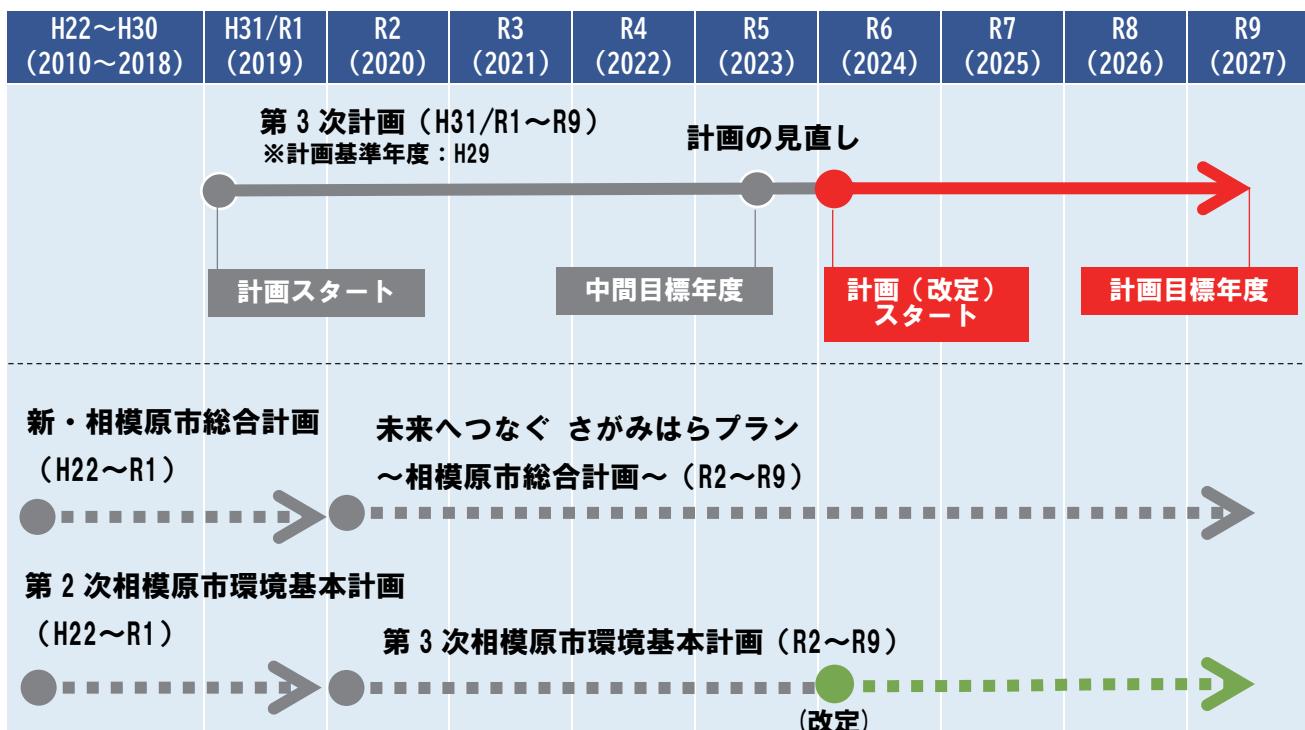
1-3 計画期間

「第3次計画」は、令和元年度から令和9年度までの9年間を計画期間として、令和5年度を中間目標年度としています。

本計画は、中間目標年度における改定計画であるため、令和6年度を初年度とし、令和9年度を計画目標年度とする4年間を計画期間とします。

図1-2 計画期間と目標年度

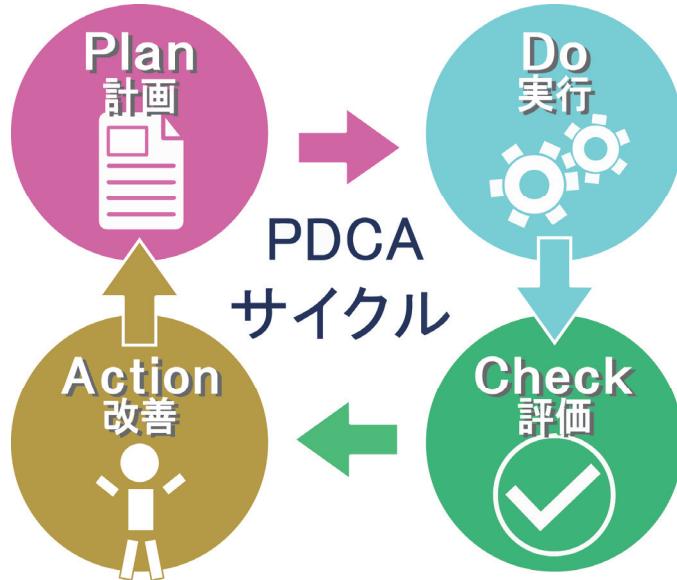
(年度)



1-4 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、数値目標の達成状況や施策の進捗状況を定期的に評価・検証し、改善していくことが重要です。

このため、本計画では、計画に基づく施策(Plan)、実行(Do)、評価(Check)及び改善(Action)からなるPDCAマネジメントサイクルによる適切な進行管理を行います。



Plan - 計画の策定 -

- ごみの減量化・資源化等の目標を定めた「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（改定）」を策定します。
- 本計画に基づき、「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定します。

Do - 施策の実行 -

- 4年間の計画期間において、一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

Check - 進行管理・評価・公表 -

- 毎年度、進捗状況を評価・検証し、単年度の見込量を設定します。
- 進捗状況を検証するため、ごみ質測定調査などを実施します。
- 進捗状況については、毎年度、相模原市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、市ホームページなどを通じて広く周知します。

Action - 改善 -

- 一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への到達に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。
- 最終目標年度である令和9年度に、相模原市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行い、本計画の数値目標の達成状況や施策の実施状況、その効果等を総合的に検証するとともに、答申を踏まえ、次期相模原市一般廃棄物処理基本計画を策定します。





第2章 計画(改定前)の振り返り



2-1 計画(改定前)の概要

図2-1 第3次計画の施策体系

基本理念	取組の柱	基本施策	実施事業
<p>ともにつくる 資源循環都市 さがみはら</p>	<p>ごみの更なる削減</p>	基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化	1 生ごみ・食品ロスの削減 2 過剰包装やレジ袋等の削減 3 ごみの資源化の拡大 4 リユースの促進 5 4Rに関する情報発信や環境教育の推進 6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究
		基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化	1 生ごみ・食品ロスの削減 2 ごみの資源化の拡大 3 適正排出の推進 4 4Rに関する情報発信 5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究
	<p>ごみの適正な処理</p>	基本施策1 ごみ処理体制の整備	1 一般廃棄物処理施設の整備 2 エネルギーや資源の有効活用 3 収集運搬体制等の整備
		基本施策2 不適正処理防止対策	1 不法投棄防止対策の推進 2 持ち去り行為対策の推進 3 不用品の違法回収対策の推進
	<p>協働の推進 ごみゼロに</p>		1 きれいなまちづくりの推進 2 生ごみ・食品ロスの削減 3 ごみの資源化の拡大 4 不法投棄防止対策の推進
	<p>生活排水の適正な処理</p>		1 公共下水道の整備の推進 2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進 3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進 4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進 5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築 6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理
	<p>大規模災害への備え</p>	基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備	1 災害廃棄物等の処理への備え 2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し 3 災害時のごみの排出方法等の広報
		基本施策2 応援・受援体制の整備	1 他自治体との相互支援体制の強化 2 民間事業者等との協力関係の強化 3 I.Tをより活用した災害時の情報共有体制の強化

2-2 中間目標の達成状況

(1) ごみ処理における数値目標

第3次計画におけるごみ処理の中間目標、計画目標の達成状況は、表2-1に示すとおりです。

表2-1 数値目標の達成状況（ごみ処理）

数値目標1 ごみ総排出量		
令和4年度実績	213,946 t	
中間目標 (令和5年度)	220,000 t 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	216,000 t 以下	達成

「ごみ総排出量」については、基準年度である平成29年度実績(227,222t)から13,276tの減量が図られ、中間目標、計画目標を達成しています。

数値目標2 最終処分量		
令和4年度実績	19,413 t	
中間目標 (令和5年度)	21,000 t 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	20,000 t 以下	達成

「最終処分量」については、基準年度である平成29年度実績(21,796t)から2,383tの減量が図られ、中間目標、計画目標を達成しています。

サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）		
令和4年度実績	467 g	
中間目標 (令和5年度)	480 g 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	465 g 以下	あと2g減量

「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」については、基準年度である平成29年度実績(494g)から27gの減量が図られ、中間目標を達成しています。計画目標の達成にはあと2gの減量が必要となります。

サブ指標2 食品ロス排出量

令和4年度実績	11,364 t	
中間目標 (令和5年度)	8,500 t 以下	あと 2,864 t 減量
計画目標 (令和9年度)	7,900 t 以下	あと 3,464 t 減量

「食品ロス排出量」については、基準年度である平成29年度実績(9,326t)から2,038t増えており、中間目標の達成にはあと2,864t、計画目標の達成にはあと3,464tの減量が必要となります。

サブ指標3 事業系ごみ排出量

令和4年度実績	52,239 t	
中間目標 (令和5年度)	55,000 t 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	54,000 t 以下	達成

「事業系ごみ排出量」については、基準年度である平成29年度実績(56,491t)から4,252tの減量が図られ、中間目標、計画目標を達成しています。

図2-2 数値目標1 ごみ総排出量の推移

算出式：一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源

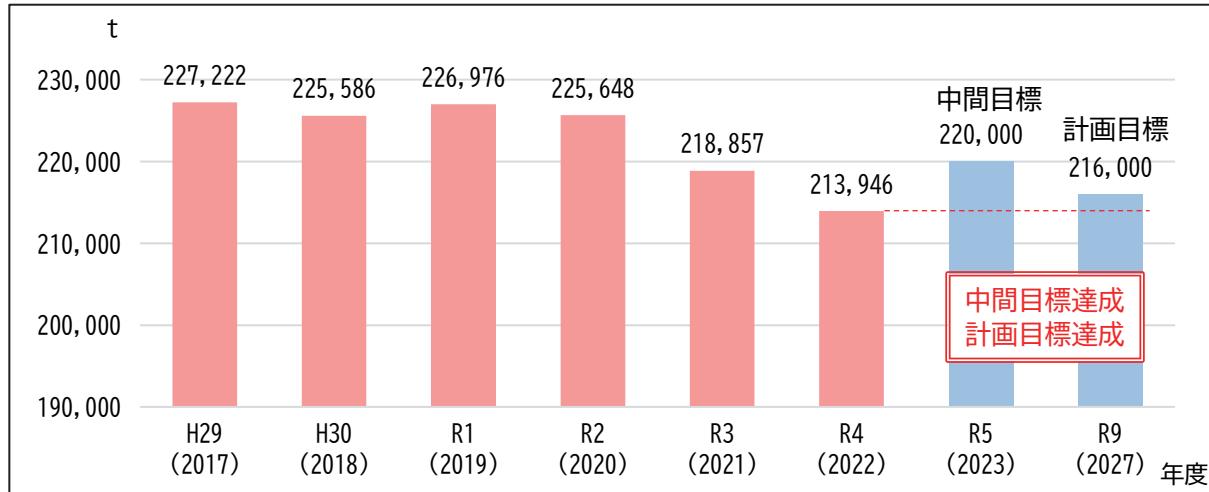


図2-3 数値目標2 最終処分量の推移

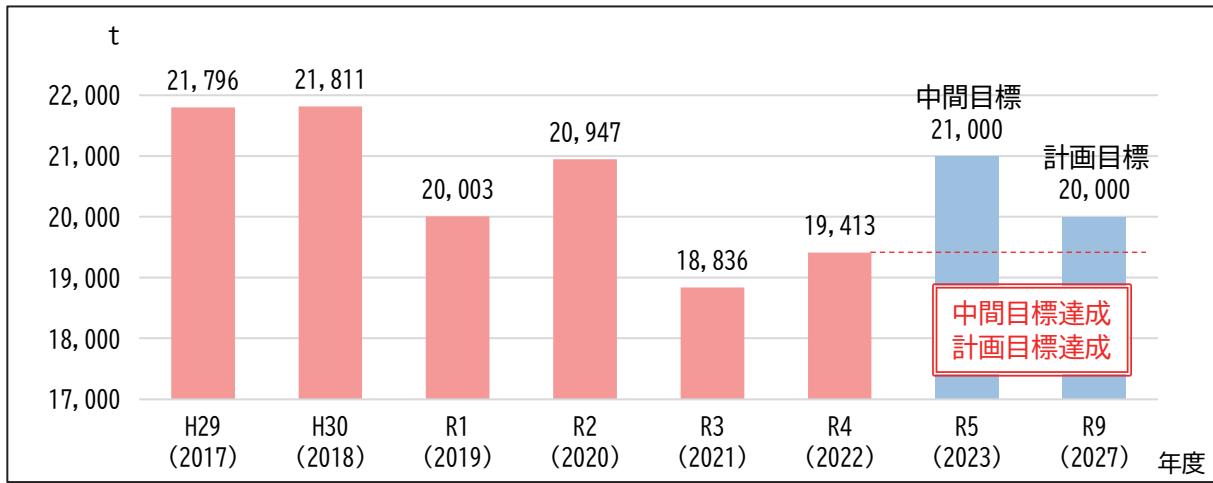


図2-4 サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）の推移
算出式：(一般ごみ+粗大ごみ)÷人口÷365又は366

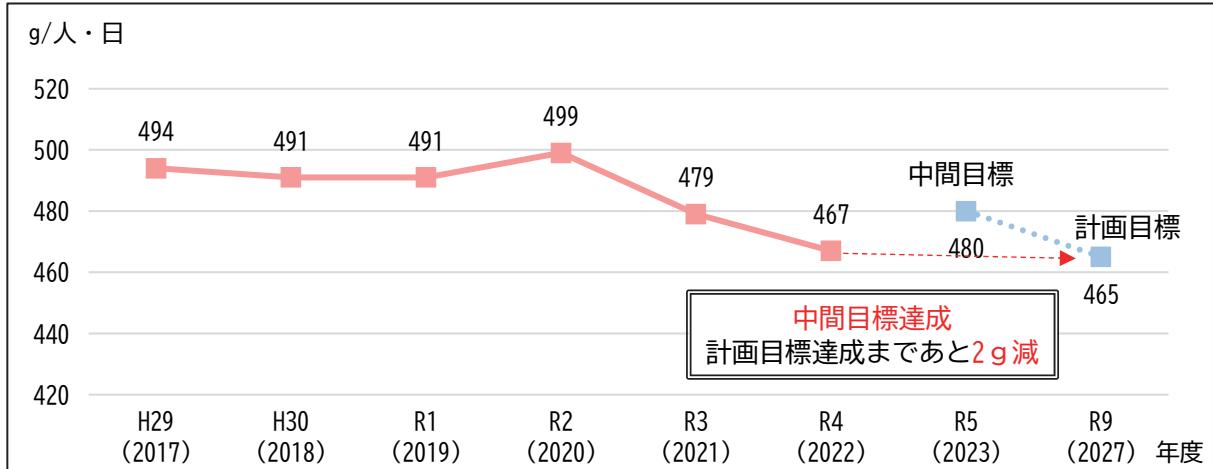


図2-5 サブ指標2 食品ロス排出量

算出式：一般ごみ×食品ロス割合

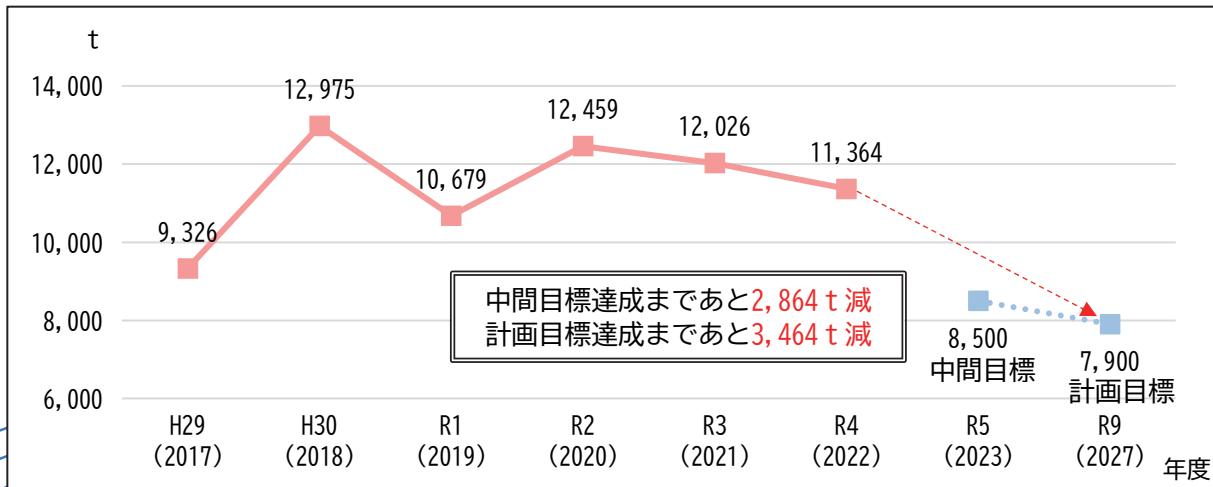
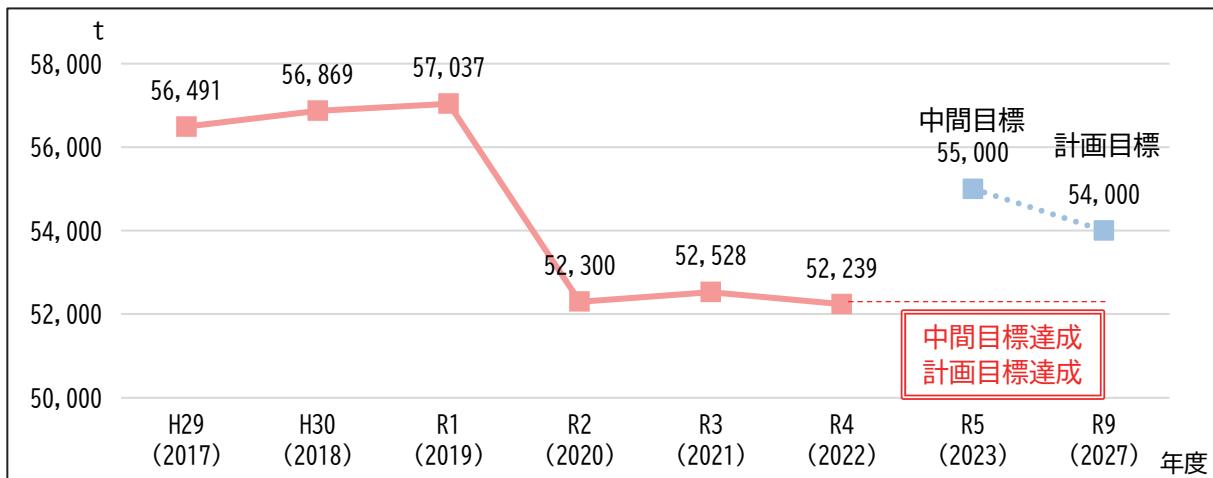


図2-6 サブ指標3 事業系ごみ排出量



(2) 生活排水処理における数値目標

第3次計画における生活排水処理の中間目標、計画目標の達成状況は、表2-2に示すとおりです。

表2-2 数値目標の達成状況（生活排水処理）

数値目標1 生活排水処理率		
令和4年度実績	98.6%	
中間目標 (令和5年度)	98.8%	あと 0.2 ポイント上昇
計画目標 (令和9年度)	99.6%	あと 1 ポイント上昇

「生活排水処理率」については、基準年度である平成29年度実績（97.7ポイント）から0.9ポイント上昇しましたが、中間目標の達成にはあと0.2ポイント、計画目標の達成にはあと1ポイントの上昇が必要となります。

サブ指標1 ダム集水区域の公共下水道整備率		
令和4年度実績	75.0%	
中間目標 (令和5年度)	88.3%	あと 13.3 ポイント上昇
計画目標 (令和9年度)	100%	あと 25 ポイント上昇

「ダム集水区域の公共下水道整備率」については、基準年度である平成29年度実績（70.7ポイント）から4.3ポイント上昇しましたが、中間目標の達成にはあと13.3ポイント、計画目標の達成にはあと25ポイントの上昇が必要となります。

図2-7 数値目標1 生活排水処理率

算出式：(公共下水道処理人口+合併処理浄化槽人口+農業集落排水処理人口)÷住民基本台帳人口×100

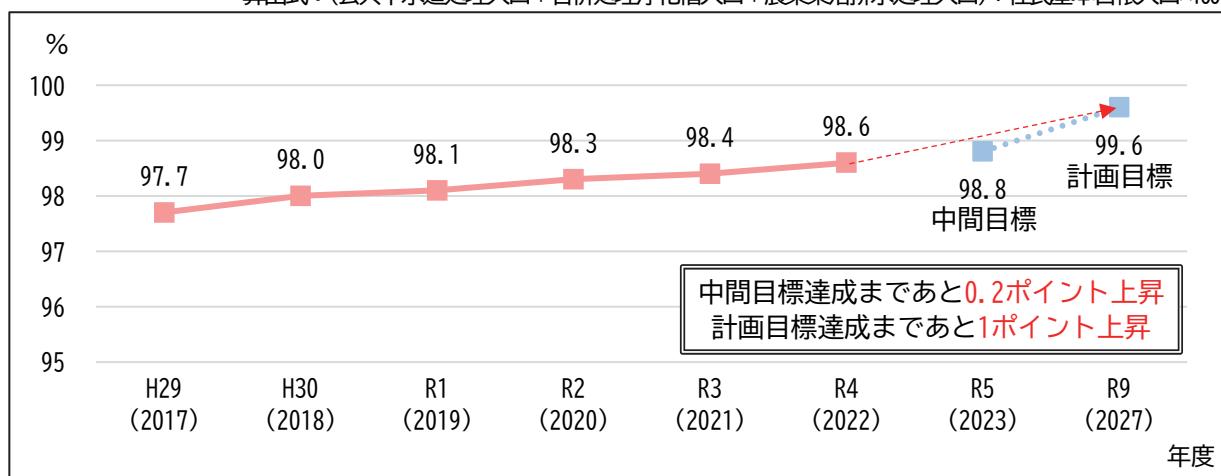
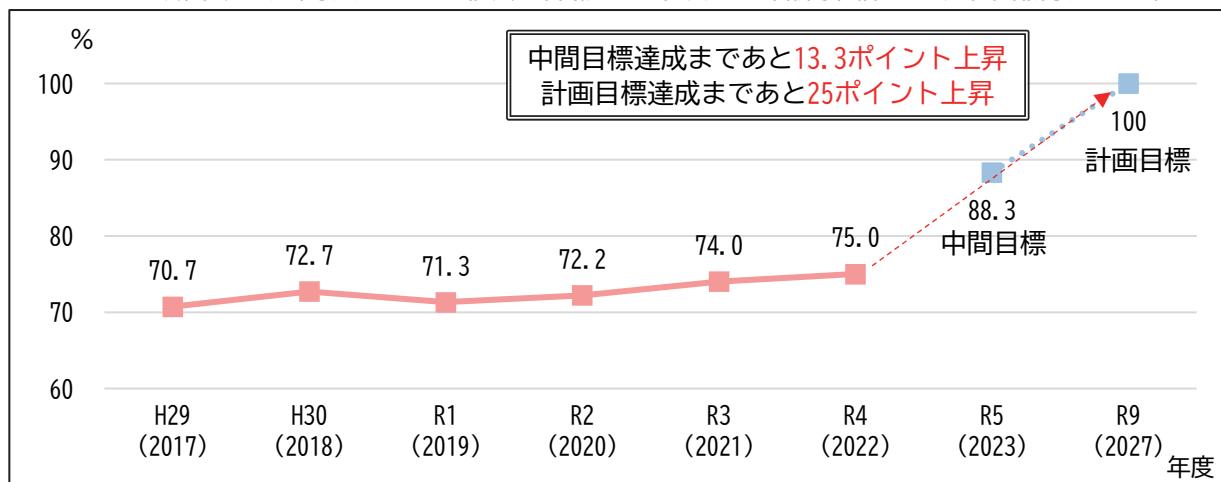


図2-8 サブ指標1 ダム集水区域の公共下水道整備率

算出式：公共下水道処理人口÷(住民基本台帳人口-高度処理型合併浄化槽人口-農業集落排水処理人口)×100



2-3 施策の実施状況及び課題

■取組の柱I ごみの更なる削減

基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化	
実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減	
【実施状況】	【課題】
<p>平成29年度の家庭から排出される一般ごみのごみ質測定調査では、全体の33.4%を生ごみが占めていましたが、令和4年度調査では30.9%まで減少しました。また、生ごみの水分量についても、79.9%から71.3%に減少しました。</p> <p>生ごみの削減では、生ごみ処理容器購入費用の一部を助成することで、生ごみ処理容器の利用を促進し、令和元年度から4年度までの間で674台の助成を行いました。</p> <p>食品ロスの削減では、市施設やイベント開催時にフードドライブを実施し、令和元年度から4年度までの間で3,744件、5,854kgの受入れを行いました。</p> <p>また、生ごみ・食品ロスの削減について、市広報紙やホームページ、イベント等を通じて啓発を行いました。</p>	<p>生ごみ処理容器購入費助成事業は、令和2年度以降の申請が増加傾向にあります。引き続き、生ごみ処理容器の利用を促進し、生ごみの減量化・資源化を図る必要があります。</p> <p>食品ロスの削減では、市広報紙やホームページでの周知・啓発に取り組む一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各種イベントが中止となったことで啓発の機会が減少しました。家庭からの食品ロス排出量は、令和4年度は11,364tと推計され、計画策定時の平成29年度より増加しています。また、令和5年3月に実施した廃棄物減量等推進員を対象とした「ごみの減量化・資源化」に関するアンケート（以下「アンケート」という。）においても、調理くずの他に約33%の人が消費期限の過ぎた食品を、また約27%の人が主に家庭で調理したものの食べ残しを捨てており、より一層市民への周知・啓発を行う必要があります。</p>
実施事業2 過剰包装やレジ袋等の削減	
【実施状況】	【課題】
<p>プラスチックごみが環境に与える影響や、マイボトル・マイバッグの利用について、市広報紙やホームページ等に掲載したり、啓発物品を配布したりするなど、周知・啓発を行いました。</p>	<p>マイバッグについては、令和2年7月にレジ袋が有料となったことにより、アンケートでも約85%の人が買物にマイバッグを持参しており、レジ袋辞退の傾向にあります。一方、水筒・マイボトルの利用は約18%に留まっており、引き続き、マイバッグ・マイボトルに加えてマイカトラリーの利用促進を図る必要があります。</p> <p>また、プラスチックごみが環境に与える影響についても、引き続き周知を行うことが必要です。簡易包装導入など事業者への働きかけについては、有効な取組について検討する必要があります。</p>

実施事業3 ごみの資源化の拡大	
【実施状況】	【課題】
<p>地域の子ども会や自治会等の団体による自主的な資源回収を促進するため、「集団資源回収」の実施団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しており、令和元年度から4年度までの間で13,495tの資源を回収しました。</p> <p>新たな資源化では、「剪定枝」や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」における製品プラスチックの回収・再商品化方針について、国や他自治体の動向を把握しました。</p> <p>使用済小型家電について、回収効率を上げるため、回収ボックスの設置場所の見直しを行いました。</p>	<p>集団資源回収事業については、アンケートで約56%の人が、「以前は出していたが、今は出していない」「出したことがない」と回答しており、出していない理由として、約49%の人が「地域で資源回収が行われていない」と回答しています。本事業は、地域における自主的な資源回収の促進や地域コミュニティーの形成に資することから、実施団体への支援を継続とともに、登録団体数も減少してきていることから、新規実施団体を増やすための取組について検討する必要があります。</p> <p>また、製品プラスチックの回収・再商品化については、本市における制度開始に当たっての課題を整理するとともに、市民への周知方法などについて検討を行う必要があります。</p> <p>使用済小型家電については、アンケートにおいて最も多い約35%の人が、分別するときに分かりにくい品目と回答していることから、より分かりやすい分別方法を案内する必要があります。</p>
実施事業4 リユースの促進	
【実施状況】	【課題】
<p>橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでは、家庭から排出された粗大ごみの中から再利用できる家具類を清掃・修理して、市民に抽選で譲渡しました。令和元年度から4年度までの間で、4,750点出展し61,676人の来場がありました。</p> <p>また、ウェブによるリユースの促進策について民間事業者と協議を進め、令和4年12月には、民間事業者とリユース活動の促進に向けた連携協定を締結しました。</p>	<p>橋本台・麻溝台リサイクルスクエアの来場者に対する情報発信は、展示コーナーや動画の一部更新に留まっています。4Rに関する情報や映像等を拡充し、より効果的な発信方法を検討する必要があります。</p> <p>また、リユースの促進では、アンケートでリユースショップ等の利用について、約47%の人が利用していないとしていることから、民間事業者との連携について今後も協議を進め、新たな取組を実施する必要があります。</p>

実施事業5 4Rに関する情報発信や環境教育の推進

【実施状況】

家庭から排出されるごみ・資源の分別方法等を説明した冊子「ごみと資源の日程・出し方」や同冊子外国語版を作成して、転入者や希望者に配布するとともに、市ホームページに掲載しました。また、分別サイトや分別アプリ、SNSでの情報発信に取り組み、市民に広く周知・啓発を行いました。

ごみ・資源集積場所のルールの徹底では、不適正排出に対する指導として、早朝啓発等を行うとともに、家庭から排出される一般ごみに資源が混入している場合、警告シールの貼付や収集の保留による適正排出指導を行いました。

また、環境教育の推進では、小学校や保育園等における出前講座や自治会・公民館等における出張相談会を開催することで意識啓発を図りました。令和元年度から4年度までの間で、33,002人が各種講座に参加しました。

【課題】

ごみ排出ルールやごみ・資源集積場所におけるルールについて、周知・啓発に取り組んでいますが、令和4年度の家庭から排出される一般ごみのごみ質測定調査においても、資源化可能物が約27%混入しています。

ごみ・資源集積場所のごみ出しルールについてアンケートでは、約81%の人が「守られている」「おおむね守られている」と回答する一方で、約44%の人が「指定された収集曜日以外に、ごみや資源が出されている」、約38%の人が「地域外からごみや資源が持ち込まれる」と回答しており、今後も、継続的に早朝啓発や分別指導を行うとともに、効果的な周知・啓発を実施する必要があります。

また、環境教育の推進のため、今後も継続的に出前講座や出張相談会を実施するなど、幅広い世代を対象とした事業を実施する必要があります。

基本施策6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

【実施状況】

ごみ処理手数料の在り方について検討し、令和2年10月に本市「受益者負担の在り方の基本方針」に準じ、手数料の改定を行いました。手数料の改定により、特に直接搬入の家庭系ごみが約30%減少しました。

【課題】

本市「受益者負担の在り方の基本方針」に準じ、引き続き、定期的・継続的に手数料の見直しを行う必要があります。

また、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、最終処分場の延命化を図るために、今後の家庭から排出される一般ごみの排出量や社会経済状況等を踏まえて、家庭から排出される一般ごみの有料化の検討を進める必要があります。

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減

【実施状況】

事業者の生ごみ・食品ロスを削減するため、公共施設で食品ロスに係るポスターを配布、掲示するとともに、食品ロス削減月間（10月）にあわせて、食品ロス削減の呼びかけをする等、啓発活動を行いました。

また、令和2年度から4年度までに約1,400件の飲食店を訪問し、食品ロスに係るポスターやリーフレットを配布して、小盛メニューを持ち帰り希望者への対応に関する働きかけを行いました。

【課題】

事業者の生ごみ・食品ロスの削減について、周知・啓発に取り組んでいますが、令和4年度の事業系一般廃棄物組成分析調査において、生ごみは約31%、そのうちの約60%を食品ロスが占めており、引き続き、周知・啓発を進める必要があります。

実施事業2 ごみの資源化の拡大	
【実施状況】 <p>公共施設から排出される剪定枝について、令和元年度から4年度までの間で7,134tを資源化するとともに、事業者に対して「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用して、木くずや剪定枝の資源化について普及啓発を行いました。</p> <p>また、剪定枝の受入れに必要な許可制度により、令和4年度に剪定枝の積替保管施設が1施設から2施設に増設され、剪定枝の受入先の拡大が図られました。</p> <p>学校給食で発生する残さでは、17校1施設で令和元年度から4年度までの間で、193tの残さを飼料化することで資源化を図りました。</p>	【課題】 <p>木くずや剪定枝、学校給食で発生する残さについては、これまでの取組を継続するとともに、更なる資源化の拡大に向けて検討する必要があります。</p> <p>また、事業系ごみの資源化の拡大に当たっては、少量でも排出できる仕組みについて、他自治体の事例等を踏まえ事業の実現可能性を含めて検討するとともに、引き続き、新たな資源化に関する調査研究を進める必要があります。</p>
実施事業3 適正排出の推進	
【実施状況】 <p>南・北清掃工場では、資源化可能物や産業廃棄物の搬入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査を、令和元年度から4年度までの間で99,467件行いました。</p> <p>事業系ごみを一定量以上排出する多量排出事業者には、事業系ごみの減量化・資源化に係る「減量化等計画書」の提出を毎年度求めており、令和元年度から4年度までの間で平均95%の事業者から提出を受けるとともに、計画未提出の事業者に対して指導を行うなど、個別の事業者に焦点を当てて指導の強化を図りました。</p> <p>また、排出ルールの徹底やごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止のため、地区別に中小事業者を訪問し、令和元年度から4年度までの間で12,410者訪問するとともに、ごみ・資源集積場所に排出された事業系ごみについて、令和元年度から4年度までの間で97件の指導を行うなど、事業系ごみの適正排出を進めました。</p>	【課題】 <p>引き続き、南・北清掃工場の搬入物検査を行うとともに、令和4年度の事業系一般廃棄物組成分析調査で、資源化可能物が約12%、産業廃棄物が約21%混入していたことから、検査の強化を検討する必要があります。</p> <p>あわせて、排出事業者に対するこれまでの取組を継続するとともに、より効果的な指導・啓発の手法について検討する必要があります。</p>

実施事業4 4Rに関する情報発信**【実施状況】**

神奈川県及び県内自治体と連携して、廃棄物の発生抑制や再生利用の取組を行っている事業者を、冊子や市ホームページ等で紹介しました。

また、事業系ごみの減量化・資源化に取り組む優良な事業者を、エコショップ等に認定し、市ホームページで周知しました。

【課題】

廃棄物自管理事業を通じて県内自治体とも連携しながら、引き続き、廃棄物の発生抑制に係る情報の発信を行う必要があります。

また、エコショップ等認定制度については、本市SDGsパートナーとの関係も含めて、見直しや充実について検討する必要があります。

実施事業5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究**【実施状況】**

ごみ処理手数料の在り方について検討し、令和2年10月に本市「受益者負担の在り方の基本方針」に準じ、手数料の改定を行いました。

【課題】

本市「受益者負担の在り方の基本方針」に準じ、引き続き、定期的・継続的に手数料の見直しを行う必要があります。

■取組の柱Ⅱ ごみの適正な処理

基本施策1 ごみ処理体制の整備	
実施事業1 一般廃棄物処理施設の整備	
実施状況	課題
<p>北清掃工場では、令和3年3月に基幹的設備等改良事業が完了し、設備機器の更新を図り、15年間の施設の延命化と二酸化炭素の排出削減を行いました。</p> <p>南清掃工場では、性能水準を保ちつつ長寿命化を図るため、基幹的設備改良工事の実施に向けた検討を行いました。</p> <p>津久井クリーンセンターでは、引き続き、安全で安定した処理を行いました。</p> <p>最終処分場では、第2期整備地のかさ上げ工事の準備を進めるとともに、次期最終処分場の候補地を選定し、市民説明会等を行いました。</p>	<p>ごみ処理の効率性、利便性、災害時の対応のため、引き続き、清掃工場の2工場体制を維持する必要があります。</p> <p>最終処分場第2期整備地については、かさ上げ工事を実施した場合でも、令和19年頃に一杯となる見込みですが、アンケートでも約71%の人が、最終処分場の意味を知っていると回答する一方で、約63%の人が第2期整備地が令和19年頃に一杯になることを知らないと回答しています。次期最終処分場の整備に向け、引き続き検討を進めるとともに、最終処分場の延命化のため、より一層、ごみの減量化・資源化を進める必要があります。</p>
実施事業2 エネルギーや資源の有効活用	
<p>北清掃工場では、令和3年3月に基幹的設備等改良事業が完了し、発電効率が5%向上しました。南・北清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーは、工場内や周辺の公共施設に電気や蒸気を供給するとともに、余剰電力については売電しました。</p> <p>ごみ処理の過程で生成される溶融スラグは、公共工事の道路用資材や最終処分場の覆土等に活用し、令和元年度から4年度までの間で約14,000tを有効活用しました。</p> <p>また、南清掃工場では、焼却炉から貴金属を新たに回収し、令和4年度までに金約21kg、銀約26kgを回収しました。</p>	<p>熱エネルギーの有効活用を図るため、今後も効率よく発電を行い、設備についても安定して操業できるよう計画的に補修する必要があります。</p> <p>また、溶融スラグの活用を推進することで、最終処分場の延命化が図られることから、活用先や用途の拡大について検討する必要があります。</p>

実施事業3 収集運搬体制等の整備	
【実施状況】	【課題】
<p>遺品整理や引越し等に伴い一時的かつ多量に発生する家庭系ごみについて、「家庭系臨時ごみ」として民間事業者に収集運搬を許可する制度を令和2年10月から開始しました。令和4年度時点で40者に許可しています。</p> <p>効率的な収集運搬体制を構築するため、家庭から排出される一般ごみ収集量の50%を目途に民間委託を拡大しました。</p>	<p>「家庭系臨時ごみ」の収集運搬許可制度について今後も運用するとともに、火災等で発生したり災ごみの収集運搬について、他自治体の事例を調査して、本市における在り方を検討する必要があります。</p> <p>家庭から排出される一般ごみの収集運搬について民間委託を進めましたが、今後は近年頻発する災害時の対応等を見据え、本市に適した収集運搬体制の在り方を検討する必要があります。</p> <p>また、自治会への加入率低下に伴い、ごみ・資源集積場所の管理に係る自治会の負担が大きくなっています。市自治会連合会より、現状のステーション収集方式から戸別収集方式に切り替えるよう要望が出されています。</p> <p>ごみ出しが困難な方への支援では、本市の現状やニーズを踏まえ、対応を検討する必要があります。</p>

基本施策2 不適正処理防止対策	
実施事業1 不法投棄防止対策の推進	
【実施状況】	【課題】
<p>生活環境や自然環境の保全を図るために、不法投棄防止パトロールを継続し、令和元年度から4年度まで1,730回実施しました。また、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置して、不法投棄防止に取り組みました。監視カメラは、令和4年度時点で、市内61箇所に設置しています。</p> <p>不法投棄防止パートナーシップ制度により協定を締結した団体や津久井不法投棄防止協議会と連携して、不法投棄防止活動を行いました。</p>	<p>不法投棄を防止するため、パトロールや監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動を行っていますが、今後も継続して取組を進めるとともに、不法投棄行為者への指導を強化する必要があります。</p>

実施事業2 持ち去り行為対策の推進	
【実施状況】	【課題】
<p>市民等から通報を受けた、ごみ・資源集積場所へのパトロールを行うとともに、持ち去り行為者への指導を行いました。令和元年度から4年度までの間で178件の通報がありました。</p> <p>また、GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査では、関東製紙原料直納商工組合と連携して、追跡調査が実施可能な体制を維持しました。</p>	<p>持ち去り行為対策のため、今後もパトロールを継続する必要があります。古紙の持ち去り行為は減少傾向にありますが、増加した場合に備えて、今後も追跡調査が実施できる体制を維持する必要があります。</p>

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

【実施状況】

毎年、違法な不用品回収業者を利用しないよう、市広報紙で注意喚起を行うとともに、市民からの通報や情報提供に基づきパトロールを実施し、違法な不用品回収業者と接触した場合には指導を行いました。

【課題】

違法な不用品回収業者を指導するためには行為を現認する必要があるため、今後もパトロール等を継続するとともに、市民への積極的な周知啓発を行う必要があります。

■取組の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進

実施事業1 きれいなまちづくりの推進

【実施状況】

自治会や廃棄物減量等推進員をはじめとした関係団体と連携して、5月30日の「きれいなまちづくりの日」を中心に、市民地域清掃や各種キャンペーンを行いました。

また、相模原市美化運動推進協議会が実施している美化ポスター、美化標語コンクールを支援し、優秀作品を市ホームページに公表しました。令和元年度から4年度までの間で、美化ポスター2,206点、美化標語2,094点の応募がありました。

市民・事業者などによる環境美化活動の情報発信では、美化運動の推進に功績のあった個人や団体を表彰するとともに、市ホームページに公表しました。令和元年度から4年度までの間で、個人123人、団体81団体を表彰しました。

まちの美観や歩行者の安全確保を図るとともに、事業系ごみの適正排出を促進するため、家庭から排出される一般ごみの夜間収集を継続して実施しました。

【課題】

今後も自治会や廃棄物減量等推進員、相模原市美化運動推進協議会などの関係団体と連携して、各種キャンペーン等の実施や情報発信を継続して行う必要があります。

また、多くのごみ・資源集積場所は、自治会や廃棄物減量等推進員が中心となって管理されていますが、良好な環境を保っているごみ・資源集積場所の取組紹介や表彰等について検討する必要があります。

家庭から排出される一般ごみの夜間収集については、継続して実施することで、駅前におけるまちの美観等の確保や事業系ごみの適正排出を促進する必要があります。

■取組の柱IV 生活排水の適正な処理

実施事業1 公共下水道の整備の推進	
【実施状況】 <p>ダム集水区域における公共下水道の整備状況は、令和元年度から4年度までの間で、65.27haの整備を行いました。</p>	【課題】 <p>ダム集水区域における公共下水道の整備については、現在、施工難度の高い地域の整備を進めているため、整備の進捗に遅れが生じております。引き続き、整備を進める必要があります。</p>
実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進	
【実施状況】 <p>ダム集水区域の浄化槽整備区域では、高度処理型合併浄化槽の設置を推進しており、令和元年度から4年度までの間で、320基を設置し、進捗率は31.6%となっています。</p> <p>ダム集水区域外の公共下水道整備計画区域外では、単独処理浄化槽等を設置している管理者に対して、合併処理浄化槽への転換及び補助制度の周知・啓発を行いました。令和元年度から4年度までの間で、4件が補助制度を活用して合併処理浄化槽を設置しました。</p>	【課題】 <p>浄化槽整備区域における高度処理型合併浄化槽の設置では、民間活力を活用した浄化槽工事店制度を導入していますが、令和元年東日本台風による災害等の影響を受け、進捗率は31.6%に留まっています。</p> <p>合併処理浄化槽への転換では、家屋が老朽化していること、また、転換補助には補助限度額があり、設置者に経済的な負担が生じることなどから、転換が進まない状況となっています。合併処理浄化槽は、公共用水域等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、引き続き、合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。</p>

実施事業3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進

【実施状況】

適正な生活排水の処理について周知・啓発を図るため、新たにインスタグラムを開設したり、デザインマンホール蓋の制作や設置を行ったりするなど、広く情報発信に取り組みました。

公共下水道が整備された地域では、供用開始3年目の未洗家屋に対する喚起通知を送付するとともに、供用開始から3年が経過した未接続の家屋等を対象に、通知や戸別訪問により公共下水道への切替え接続の指導を行っています。

また、ダム集水区域では、公共下水道への切替え接続に当たり、公共汚水ますの設置が必要となるため、公共下水道の整備工事にあわせて、公共下水道に関する啓発の一環としてパンフレットを配布するなど、公共下水道切替えに向けた周知・啓発を行いました。令和元年度から4年度までの間で、ダム集水区域で462件、ダム集水区域外で130件が公共下水道への切替え接続を行いました。

【課題】

公共下水道への切替え接続の指導対象となる、供用開始から3年が経過した家屋等では、既存の設備で不具合が生じていないことや経済的な負担などから接続が進まない状況にあります。引き続き、速やかに接続するよう働きかける必要があります。

また、ダム集水区域では、高齢世帯が多いこと、住宅の敷地面積が広く、排水設備工事費がかさむことなどから、公共下水道の整備工事にあわせた公共汚水ます設置の申請件数が少ない状況にあります。引き続き、公共汚水ますの設置を促進する必要があります。

実施事業4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

【実施状況】

浄化槽の検査や点検、清掃の実施など、合併処理浄化槽等の適正な維持管理について、市広報紙やホームページ、リーフレットを配布するなど、周知・啓発を行いました。

また、定期検査の結果等から、より適正な管理等を行う必要がある管理者には、令和元年度から4年度までの間で、256件の改善を指導しました。

【課題】

合併処理浄化槽等の管理者は、定期的に検査や点検、清掃を行う必要があります。維持管理が適正に行われない場合、処理機能が十分に発揮されないため、引き続き、合併処理浄化槽等の適正な維持管理について、周知・啓発等を行う必要があります。

実施事業5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築

【実施状況】

旧相模原市の区域と津久井地域で異なる浄化槽清掃料金に係る市民負担の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃料金に対して助成を行っており、令和元年度から4年度までの間で、25,060件の助成を行いました。

【課題】

収集箇所の点在化による収集効率の低下が懸念されること、また旧相模原市の区域と津久井地域では、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なることから、引き続き、効率的な収集運搬体制の在り方について検討する必要があります。

し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が旧相模原市の区域と異なる津久井地域の浄化槽清掃料金については、市民負担の均衡を保つとともに、浄化槽を適正に維持管理するため、継続して助成を行う必要があります。

実施事業6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

【実施状況】

し尿・浄化槽汚泥等を安全・安定的に処理するため、津久井クリーンセンターの維持管理を適正に行いました。

【課題】

し尿・浄化槽汚泥等を安全・安定的に処理するため、また、公衆衛生の維持・向上の観点からも、引き続き、し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理することができる体制を維持する必要があります。

■取組の柱V 大規模災害への備え

基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備	
実施事業1 災害廃棄物等の処理への備え	
<p>【実施状況】</p> <p>令和元年東日本台風時には、市内に仮置場を設置するとともに、大量に発生した災害廃棄物を適切に処分しました。</p> <p>また、災害廃棄物の収集・処分方法について、地域防災計画に明記しました。</p>	<p>【課題】</p> <p>令和元年東日本台風における災害廃棄物処理の実績をもとに課題等を整理し、「災害廃棄物等処理計画」や「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直しを行う必要があります。</p> <p>また、平時からの備えとして災害廃棄物の排出ルールの周知や、排出ルールに基づく訓練の実施について、検討する必要があります。</p>
実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し	
<p>【実施状況】</p> <p>令和元年東日本台風時の対応を踏まえ、令和2年度に荒天時におけるごみ・資源の収集等の対応に関する取扱い及び市民への情報提供体制を構築するとともに、市広報紙やホームページに掲載して、市民に周知しました。</p>	<p>【課題】</p> <p>令和元年東日本台風における災害廃棄物処理の実績をもとに課題等を整理し、「災害廃棄物等処理計画」や「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直しを行う必要があります。</p>
実施事業3 災害時のごみの排出方法等の広報	
<p>【実施状況】</p> <p>令和元年東日本台風時には、災害ごみの排出方法についてチラシ等を作成して、市民に周知しました。</p> <p>また、台風時の対応を踏まえ、令和2年度に荒天時におけるごみ・資源の収集等の対応に関する取扱い及び市民への情報提供体制を構築するとともに、市広報紙やホームページに掲載して市民に周知しました。</p>	<p>【課題】</p> <p>平時からの備えとして、災害廃棄物の排出ルールの周知や排出ルールに基づく訓練の実施について、検討する必要があります。</p>

基本施策2 応援・受援体制の整備	
実施事業1 他自治体との相互支援体制の強化	
【実施状況】 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会に参加して、他自治体と災害対応に係る情報交換を行いました。なお、近隣市や政令指定都市等の他自治体とは、災害時における相互応援協定を締結しています。	【課題】 今後も継続して他自治体との情報交換を行うとともに、災害時の相互援助体制や情報共有体制の強化に向けて、協定内容を再確認する必要があります。
実施事業2 民間事業者等との協力関係の強化	
【実施状況】 災害協定を締結している民間事業者と協力・連携して、地震等大規模災害を想定した防災訓練を定期的に行いました。	【課題】 今後も定期的・継続的に防災訓練を実施し、災害時の民間事業者との協力関係の強化を図る必要があります。
実施事業3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化	
【実施状況】 本市災害情報共有システムにより、災害発生時に迅速に情報共有することが可能となりました。	【課題】 本市災害情報共有システムにより、災害発生時に迅速に情報共有することが可能となりましたが、防災訓練等を踏まえ、今後システムを運用する中で新たな課題が発生した場合には、システム所管課と連携して対応する必要があります。

2-4 社会情勢の変化に伴う新たな課題

新たな課題1 プラスチックごみ対策

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしていますが、不適正な処理により海洋へ流出したプラスチックごみやマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題となっています。また、プラスチックは、原料である原油の採掘から流通、製造、消費、処分のそれぞれの段階で排出される温室効果ガスが問題となっています。

国では、プラスチックごみへの対応の機運の高まりから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年7月にはプラスチックごみ削減に向けた意識改革を促すため、レジ袋の有料化を義務付けました。

さらに、令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、使い捨てプラスチック製品を提供している事業者に対して、使い捨てプラスチック製品の排出を抑制するよう求めるとともに、市区町村はプラスチック製品の分別収集を促進するため、プラスチック製容器包装リサイクルルートを活用して資源化することが可能となりました。

このような動きを受けて、本市でも、プラスチックごみ問題への取組をより一層進めていくことが必要です。

新たな課題2 食品ロス対策

食品ロスの問題は、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」でも重要な柱として位置付けられており、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されています。また、食料の多くを海外からの輸入に依存している我が国において、年間約523万トン（農林水産省及び環境省「令和3年度推計」）もの食品ロスが発生していることは、ごみ排出量の削減という観点だけでなく、食料の安定供給・確保という点からも、早急に取組の強化が課題となっています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月閣議決定）において、令和12年度に平成12年度比で、家庭系・事業系の食品ロスを半減する目標を掲げています。

食品ロスの削減は、ごみ量の削減効果が大きく、「SDGs未来都市」を掲げる本市では、食品ロス量の削減に向けた取組を進めていくことが必要です。

新たな課題3 脱炭素社会の実現に向けた取組

地球温暖化の進行による気候変動の影響が深刻化する中、地球規模での持続可能な社会の実現を目指すために、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減など、地球温暖化の進行を防止する取組が求められています。

国では令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル（脱炭素社会）」を目指すことを宣言しました。

本市においても、令和2年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」で、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しており、廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減や熱エネルギー回収等の取組をより一層進めていくことが必要です。



食品ロス 食品ロス

食品ロスとは、食べられる状態であるにもかかわらず、捨てられている食品のことを指します。

農林水産省と環境省がまとめた「我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和3年度）の公表について」によると、日本で1年間に廃棄されている食品ロスに当たるものは、約523万トンに上り、国民1人1日当たりに換算すると約114グラム（茶碗1杯分のご飯の量に近い量）に相当します。

家庭からの食品ロスの主な原因は、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、賞味期限切れ等による直接廃棄となっています。

食品ロス削減は、SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」に大きく関連します。



プラスチック問題 プラスチック問題

近年、海洋ごみが問題になっています。

その中でも特にプラスチックごみに関する影響は深刻で、海洋に流れ出ているプラスチックごみの量は、世界全体でおよそ年間800万トン(2016年時点)に上り、このまま対策を行わなければ2050年には海にいるすべての魚の重量を上回ってしまうと予測されています。

海に流出したプラスチックは、海岸に打ち上げられると紫外線を浴びて強度を失います。その後、風や雨によって砂と擦り合ううちに粉々に形が崩れたものをマイクロプラスチック（一般に5ミリ以下の微細なプラスチック類をいう。）といい、海洋生物が口にしてしまうことによる生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。



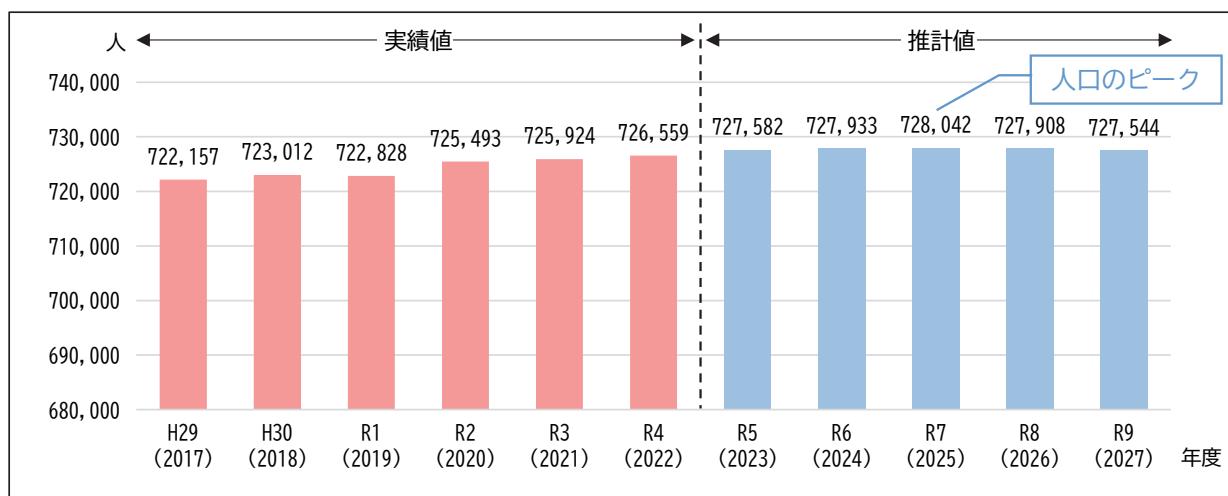
第3章 将来推計



3-1 人口の見通し

本市の人口の将来推計は「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」によると、引き続き増加傾向で推移しますが、令和7年度の728,042人をピークに減少に転じ、本計画の目標年度である令和9年度は727,544人になる見込みです。

図3-1 人口の将来推計



注) 「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」(令和2年)(市長公室政策課)を基に作成

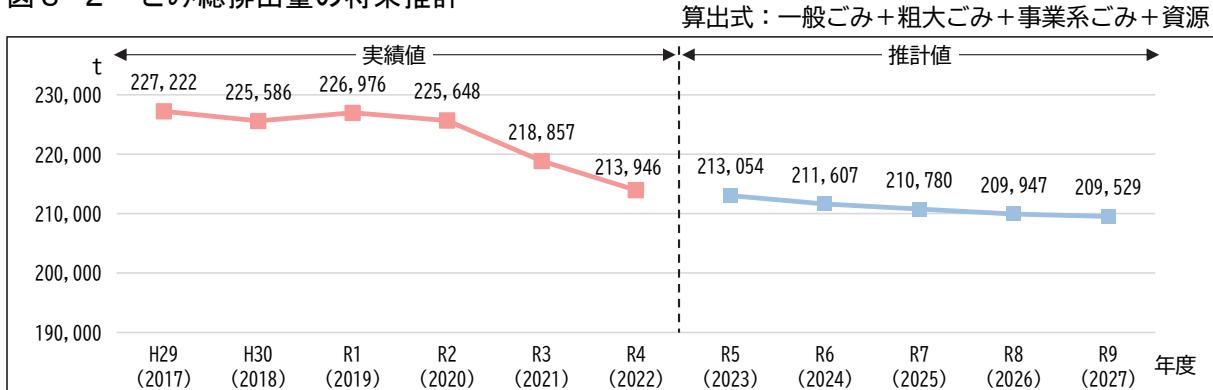
※ 各年10月1日現在の人口

3-2 ごみ・生活排水の将来推計

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は令和元年度に増加が見られますが、年々減少しており、今後も減少傾向で推移していくことが予測されます。

図3-2 ごみ総排出量の将来推計



(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち、一般ごみ及び粗大ごみ排出量と資源排出量は令和2年度をピークに減少しており、今後も減少傾向で推移していくことが予測されます。

図3-3 一般ごみ及び粗大ごみ排出量の将来推計

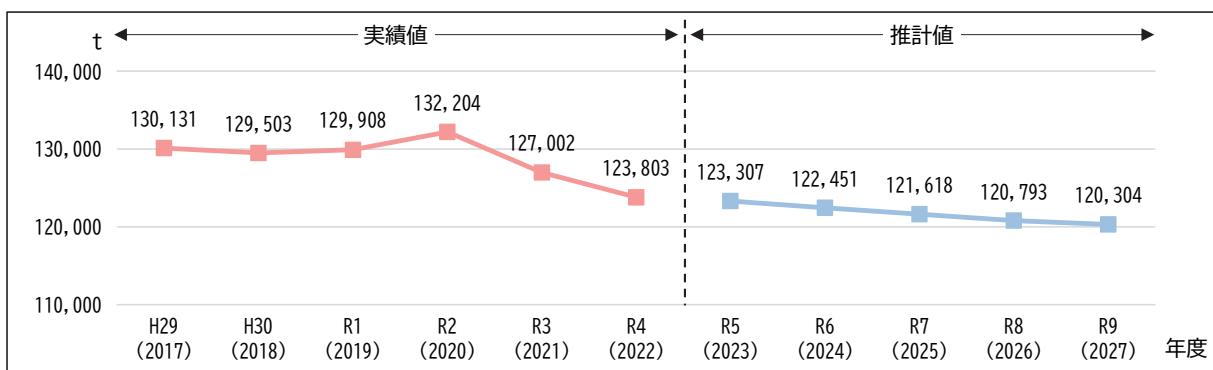
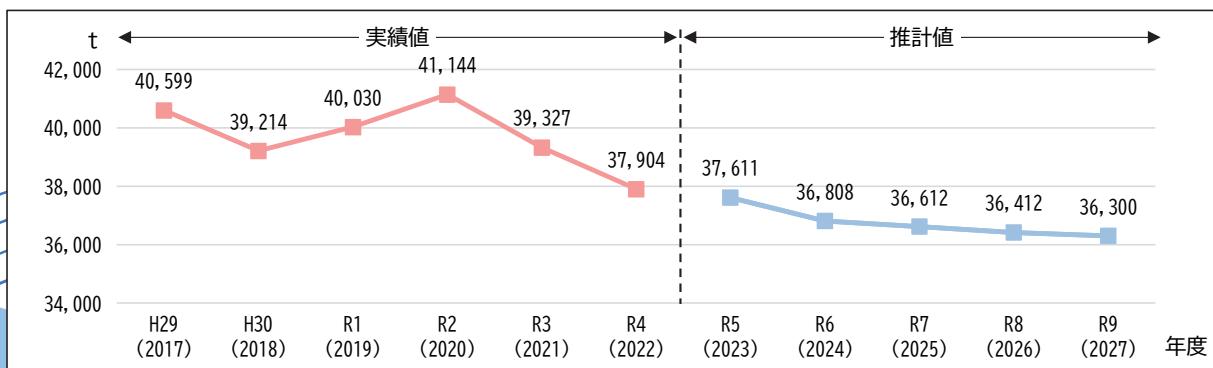


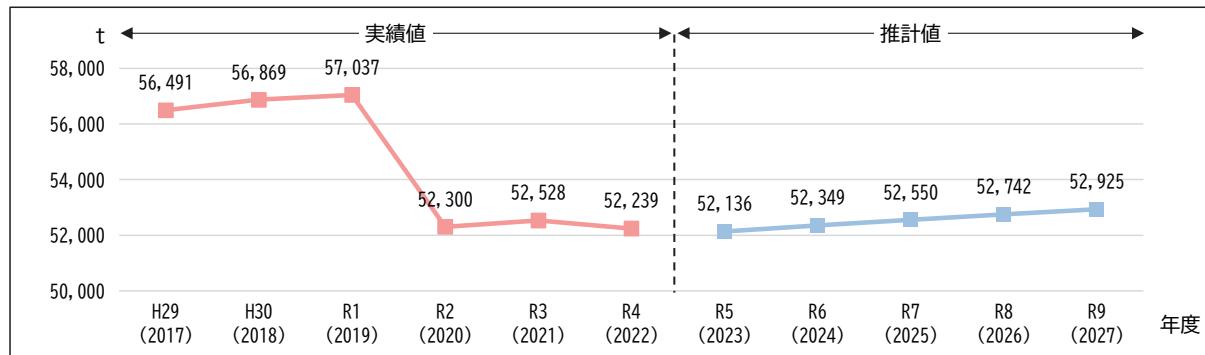
図3-4 資源排出量の将来推計



(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、令和元年度までは増加で推移していましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で大きく減少しました。今後は、横ばいか緩やかな増加傾向で推移していくことが予測されます。

図3-5 事業系ごみ排出量の将来推計



(4) し尿・浄化槽汚泥等排出量

過去の排出量や将来人口推計から、し尿排出量と浄化槽汚泥排出量は減少傾向、ディスポーザ汚泥排出量は増加傾向で推移していくことが予測されます。

図3-6 し尿排出量の将来推計

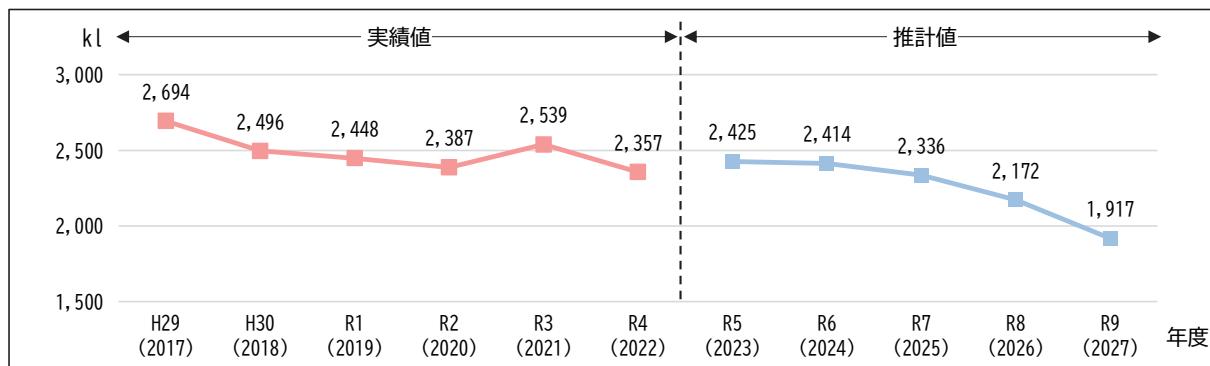


図3-7 浄化槽汚泥排出量の将来推計

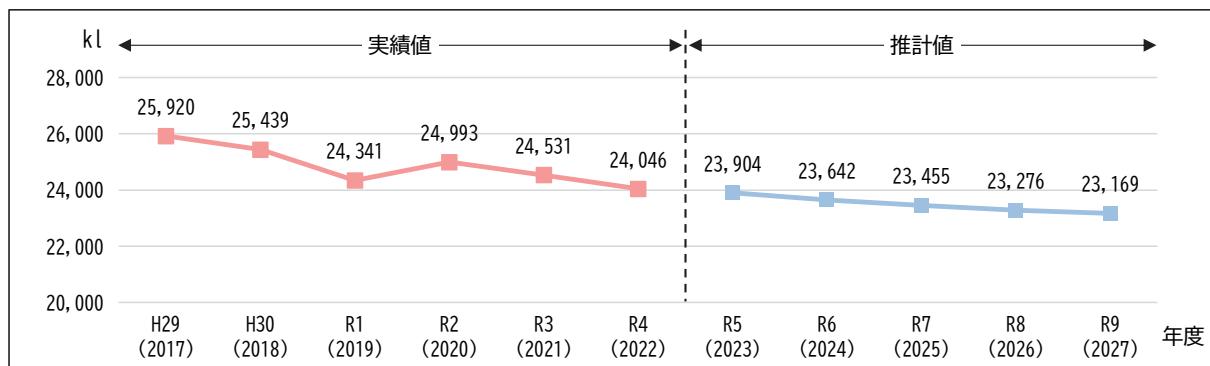
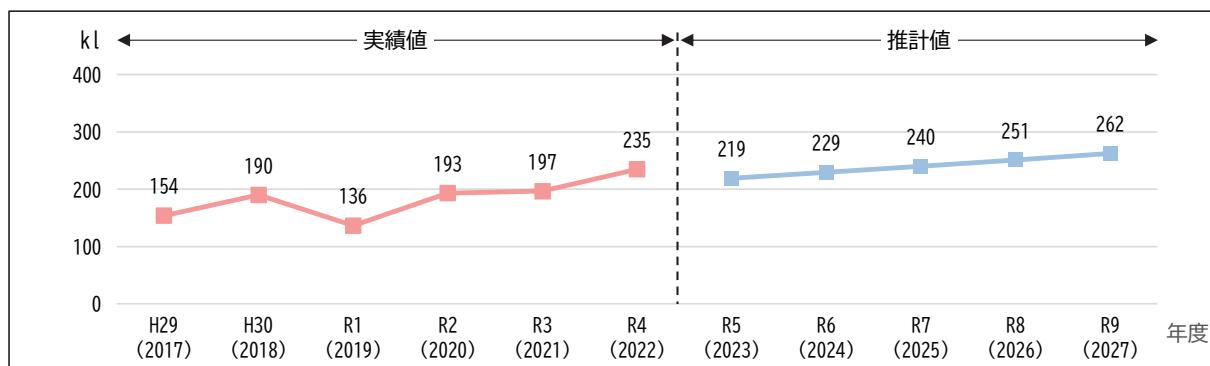
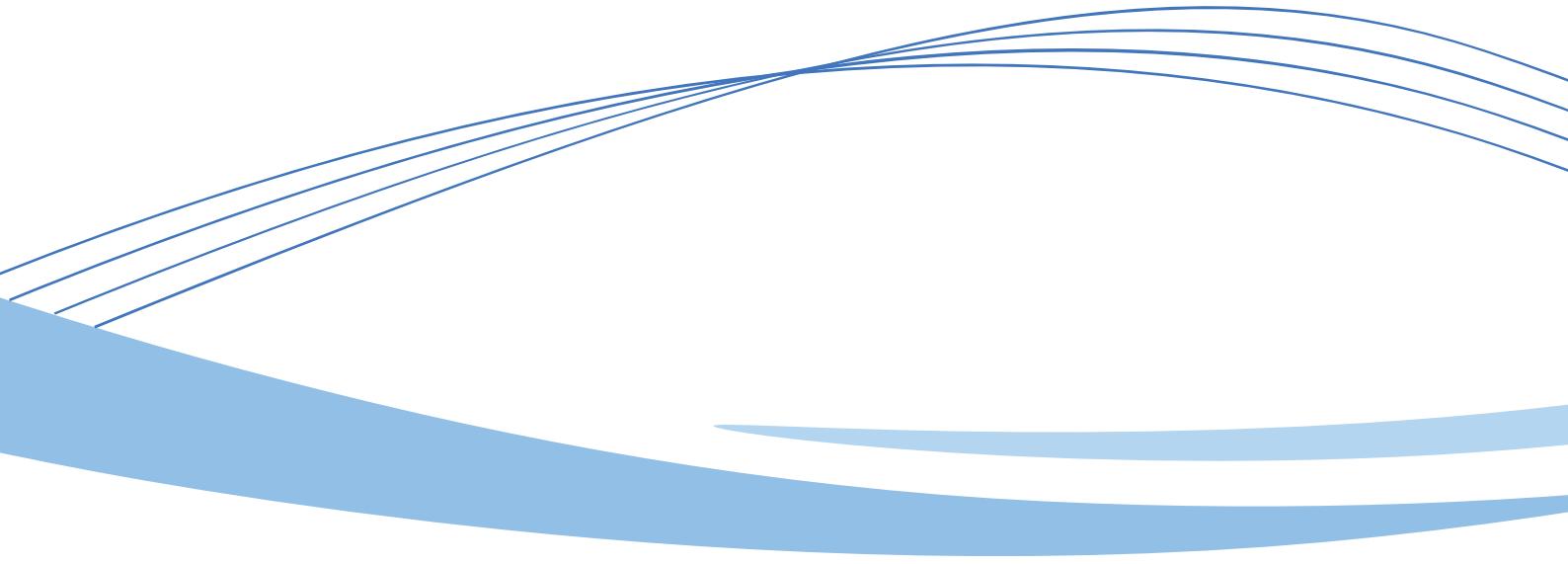


図3-8 ディスポーザー汚泥排出量の将来推計





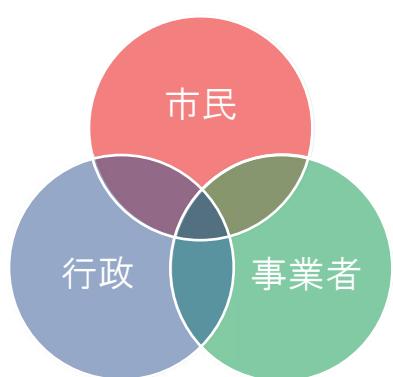
第4章 目指す姿



4-1 基本理念

基本理念

ともにつくる 資源循環都市



さがみはら



潤水都市 さがみはら

廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、引き続き、三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

4-2 取組の柱

取組の柱I ごみの更なる削減

ごみ総排出量は、第3次計画の基準年度である平成29年度の約22.7万トンに比べて令和4年度は約5.8%削減されました。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の縮小のため、事業系ごみは大幅に減少しましたが、今後、事業活動の正常化に伴い、排出動向が変化することが見込まれます。

引き続き、ごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進め、リフューズ・リデュースに積極的に取り組むライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。

取組の柱II ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことができる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて安全かつ適正に処理するとともに、環境負荷の低減を図ります。

取組の柱III ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施している各種イベントやキャンペーンなどの啓発事業は、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、ごみ総排出量が減少するなど、一定の成果を上げています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりやごみ排出ルールの遵守を進めていく必要があります。

取組の柱IV 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進めます。

また、生活排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽等の適正な維持管理について、引き続き、周知・啓発を図ります。

取組の柱V 大規模災害への備え

令和元年東日本台風など、近年発生した災害で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間で大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める災害に強い処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画などを見直し、大規模災害への備えを計画的に進めます。

4-3 数値目標

本計画に掲げる基本理念等の達成状況や各種施策の進捗状況を把握するための指標として、「数値目標」を設定するとともに、数値目標を達成するうえで、重点的な取組が必要な分野について「サブ指標」を設定します。それぞれの数値については、過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して設定しています。

なお、生活排水処理基本計画における数値目標等は、「相模原市下水道ビジョン」との整合を図り設定しています。

(1) ごみ処理における数値目標

- ア 資源を含めたごみの発生・排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。
- イ 最終処分場の延命化を図るため、ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用（溶融スラグの有効活用等）による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。
- ウ 市民が分かりやすく身近に感じる、家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」、「家庭からの食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。
- エ 事業者が目指す事業系ごみの減量化・資源化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。

表4-1 ごみ処理における数値目標

数値目標1 ごみ総排出量		
実績	令和4（2022）年度	213,946 t
計画目標	令和9（2027）年度	200,000 t 以下
数値目標2 最終処分量		
実績	令和4（2022）年度	19,413 t
計画目標	令和9（2027）年度	18,000 t 以下
サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）		
実績	令和4（2022）年度	467 g
計画目標	令和9（2027）年度	440 g 以下
サブ指標2 家庭からの食品ロス排出量		
実績	令和4（2022）年度	11,364 t
計画目標	令和9（2027）年度	7,900 t 以下
サブ指標3 事業系ごみ排出量		
実績	令和4（2022）年度	52,239 t
計画目標	令和9（2027）年度	51,000 t 以下

(2) 数値目標達成に向けたごみ量等の推移

各図の青色の棒グラフ・折れ線グラフは、過去の人口やごみ量、将来人口推計を基にした推計値。

また、赤色の棒グラフ・折れ線グラフは、各種施策による削減効果を加えた目標値。

図 4-1 数値目標 1 ごみ総排出量

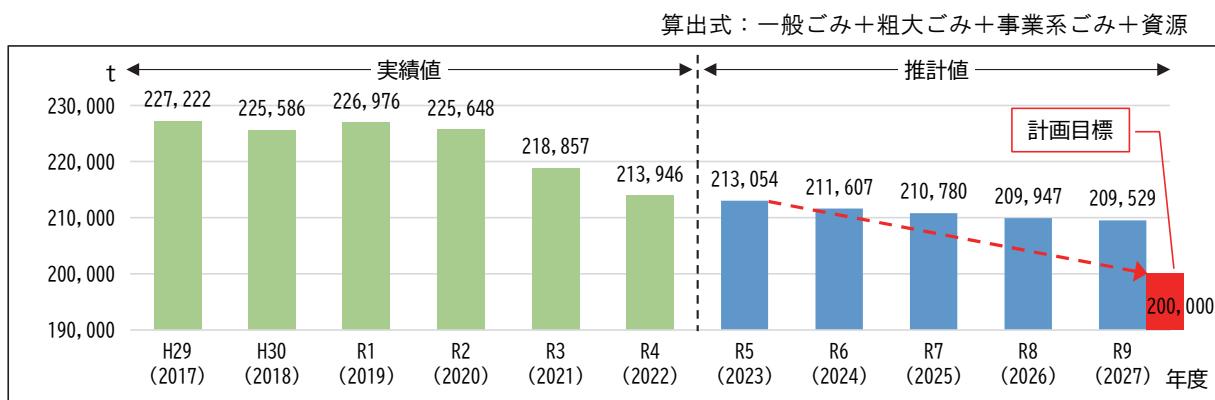


図 4-2 数値目標 2 最終処分量

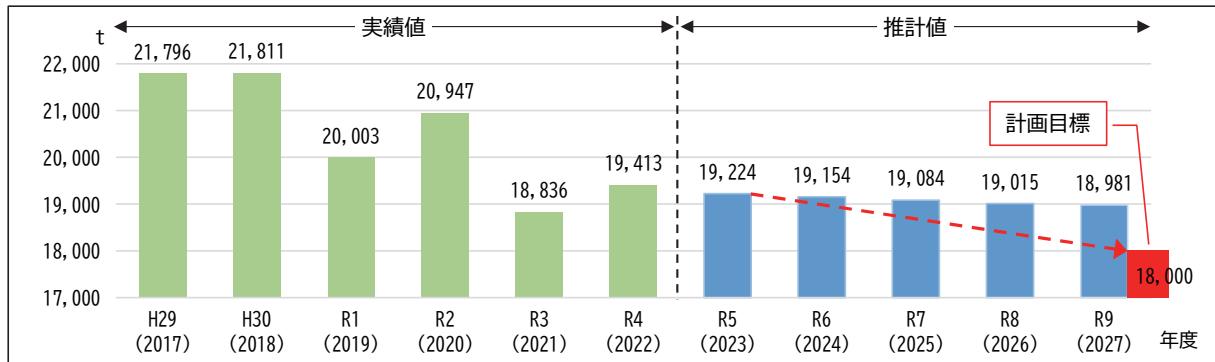


図 4-3 サブ指標 1 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）

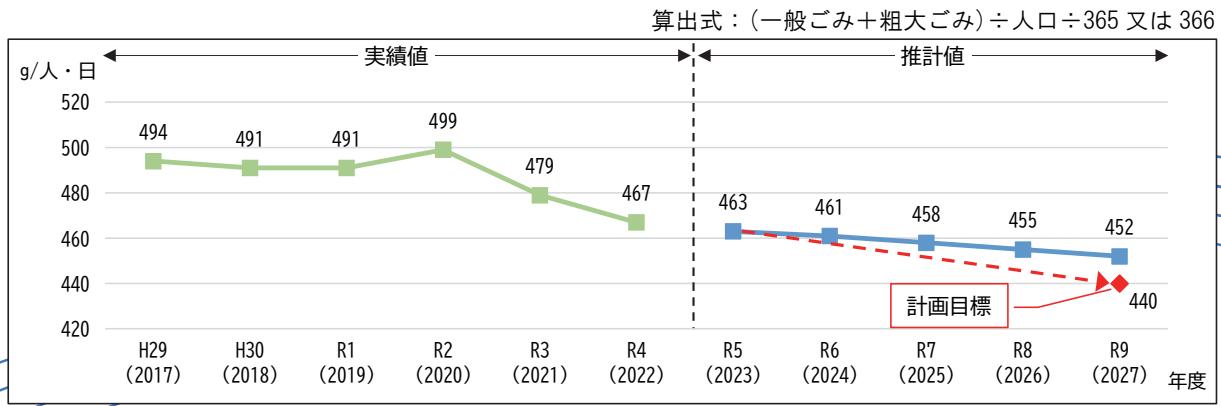


図4-4 サブ指標2 家庭からの食品ロス排出量
(ごみ質測定調査による「食品ロス」推計量)

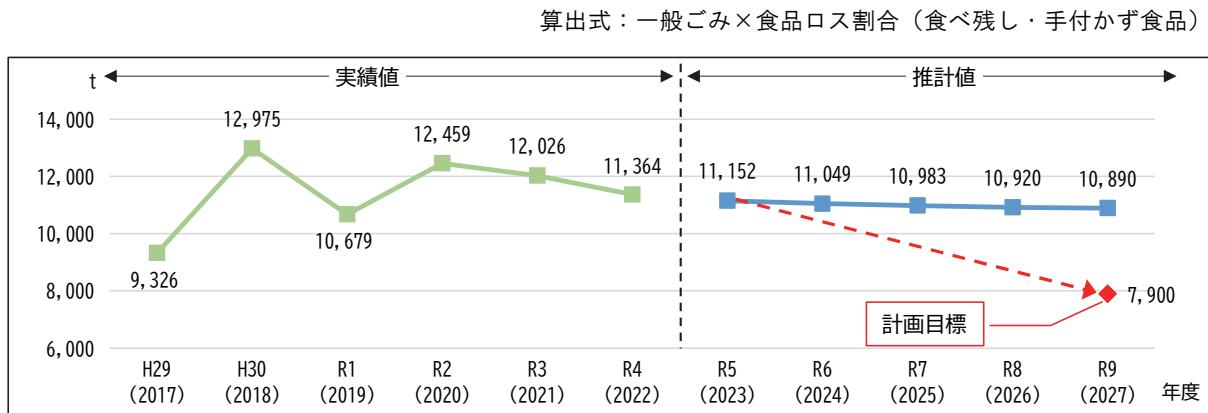
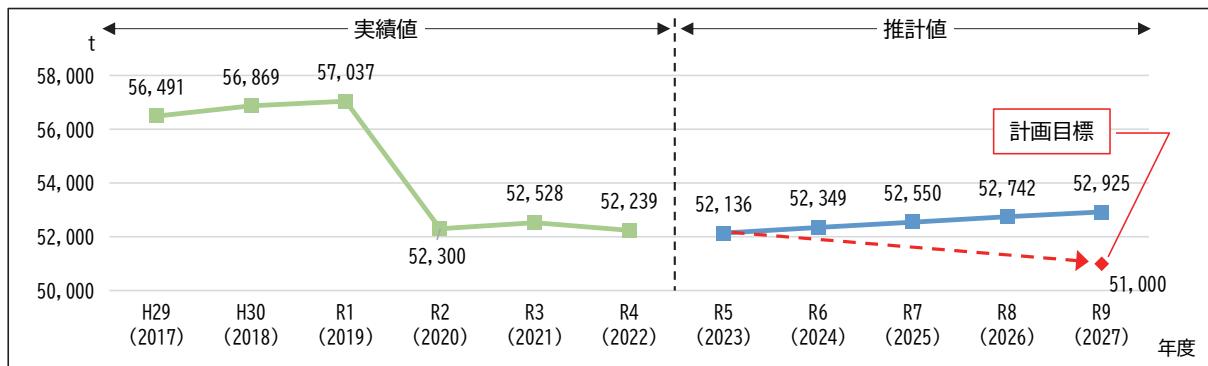


図4-5 サブ指標3 事業系ごみ排出量



(3) 生活排水処理における数値目標

- ア 下水道整備や高度処理型合併浄化槽等による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。
- イ 第3次計画では、サブ指標として「ダム集水区域の公共下水道整備率」を設定しましたが、同区域における生活排水の適正処理の進捗状況をより適切に反映するサブ指標として、「ダム集水区域の生活排水処理率」を設定します。

表4-2 生活排水処理における数値目標

数値目標1 生活排水処理率		
実績	令和4（2022）年度	98.6%
計画目標	令和9（2027）年度	99.6%
サブ指標1 ダム集水区域の生活排水処理率		
実績	令和4（2022）年度	75.3%
計画目標	令和9（2027）年度	91.0%

(4) 数値目標達成に向けた生活排水処理率等の推移

図4-6 数値目標1 生活排水処理率

算出式：(公共下水道処理人口+合併処理浄化槽人口+農業集落排水処理人口)÷住民基本台帳人口×100

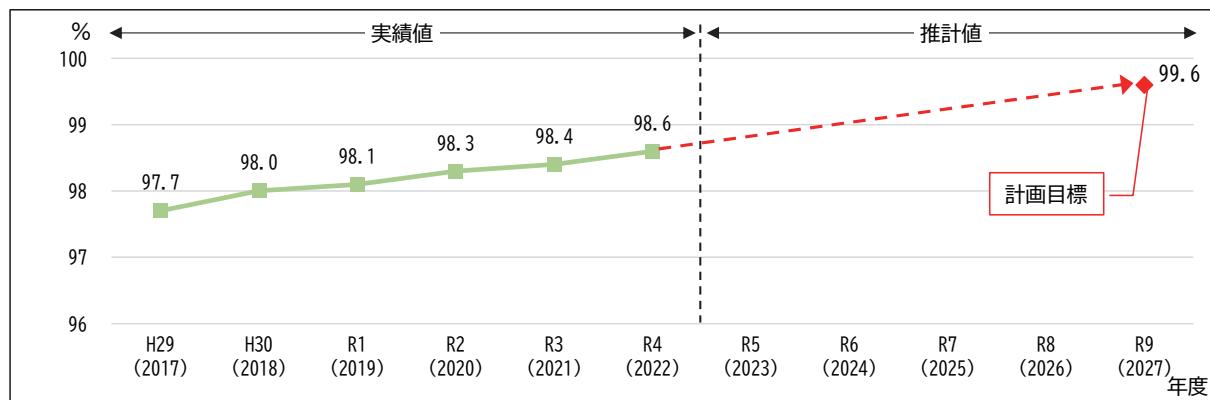
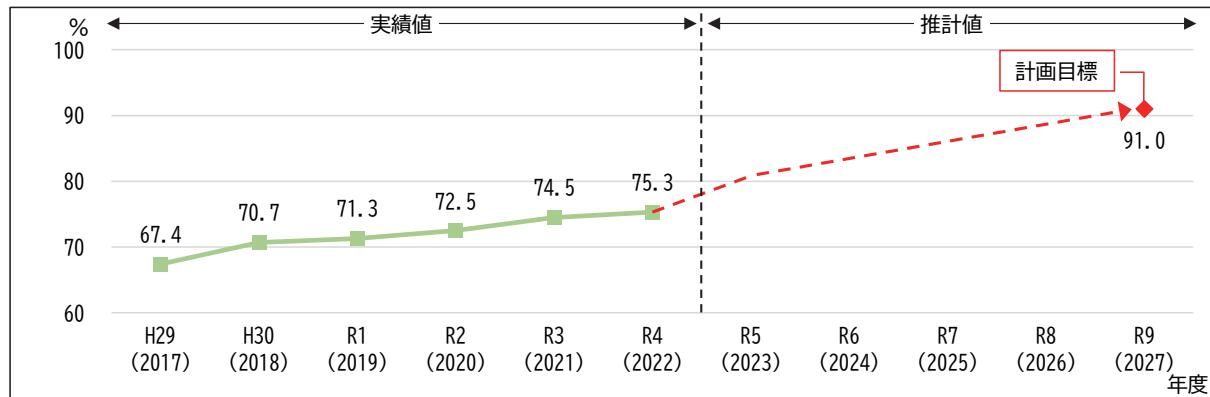


図4-7 サブ指標1 ダム集水区域の生活排水処理率

算出式：(公共下水道処理人口+合併処理浄化槽人口+農業集落排水処理人口)÷住民基本台帳人口×100【ダム集水区域】





第5章 目標達成に向けた施策



5-1 施策の展開

(1) 施策体系

図5-1 第3次計画（改定）の施策体系

基本理念	取組の柱	基本施策	実施事業
ともにつくる 資源循環都市 さがみはら	取組の柱I ごみの 更なる削減	基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化	1 4Rに関する情報発信や環境教育の推進 2 プラスチックごみの削減 3 リユースの促進 4 資源化の推進
		基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化	1 4Rに関する情報発信 2 適正排出の徹底 3 資源化の推進
		基本施策3 生ごみ・食品ロスの削減と 資源化 【食品ロス削減推進計画】	1 情報の発信・教育の推進 2 生ごみ・食品ロスの削減 3 再利用・資源化の推進
	取組の柱II ごみの 適正な処理	基本施策1 ごみ処理体制の整備	1 2工場処理体制の安定的な運営 2 最終処分場の整備と維持管理 3 収集運搬体制等の整備 4 ごみ処理手数料の在り方に関する検討 5 エネルギーや資源の有効活用 (工場等における脱炭素への取組)
		基本施策2 不適正処理防止対策	1 不法投棄防止対策の推進 2 持ち去り行為対策の推進 3 不用品の違法回収対策の推進
取組の柱III ごみゼロに 向けた協働の 推進		1 きれいなまちづくりの推進 2 ごみ排出ルールの遵守	
取組の柱IV 生活排水の 適正な処理		1 公共下水道の整備の推進 2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進 3 個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発及び合併処理浄化槽への転換の促進 4 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	
取組の柱V 大規模災害 への備え	基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備	1 災害廃棄物等の処理への備え 2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定	
	基本施策2 応援・受援体制の整備	1 他自治体との相互支援体制の強化 2 民間事業者等との協力関係の強化	

(2) 重点施策

本市の喫緊の課題及び国内外で取組が求められている課題から、重点的に取り組むべき3つの項目を設定します。

生ごみ・食品ロスの削減

家庭系ごみは、減少傾向にあります。しかし、「ごみ質測定調査」では、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの家庭から排出される一般ごみに占める割合が、平成29年度の7.6%から9.8%に増加しており、生ごみの減量とあわせて食品ロス削減の対策などの更なる取組を進めます。

また、事業系ごみについても、「事業系一般廃棄物組成分析調査」では、生ごみの事業系ごみに占める割合が、平成28年度の41.3%から31.1%に減少しているものの、食品ロスが18.9%を占めているため、家庭系ごみと同様に生ごみ・食品ロスの削減の取組を進めます。

なお、サブ指標として「家庭からの食品ロス排出量」を設定し、進行管理を行います。

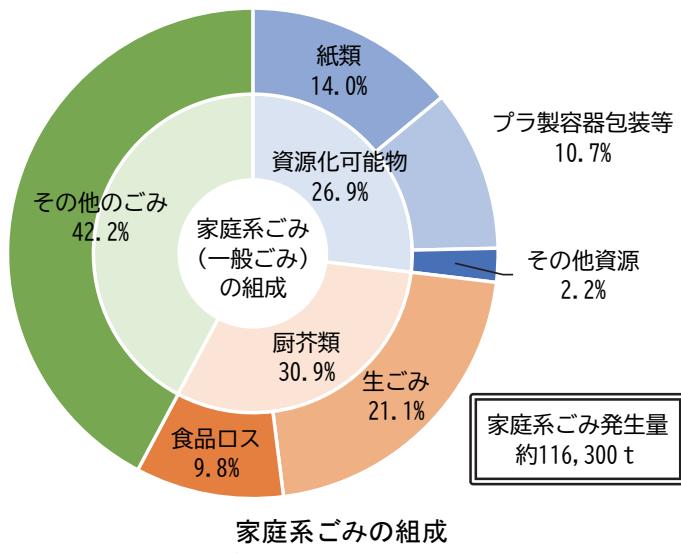


図5-2 家庭系ごみの組成
ごみ質測定調査（令和4年度）

事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみは、令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動の停滞により、大幅に減少しました。

このように事業系ごみは、経済状況による外的要因の影響を受けますが、紙類などの資源化可能物や産業廃棄物も多く含まれている状況があることから、引き続き、適正排出と分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていきます。

なお、サブ指標として「事業系ごみ排出量」を設定し、進行管理を行います。

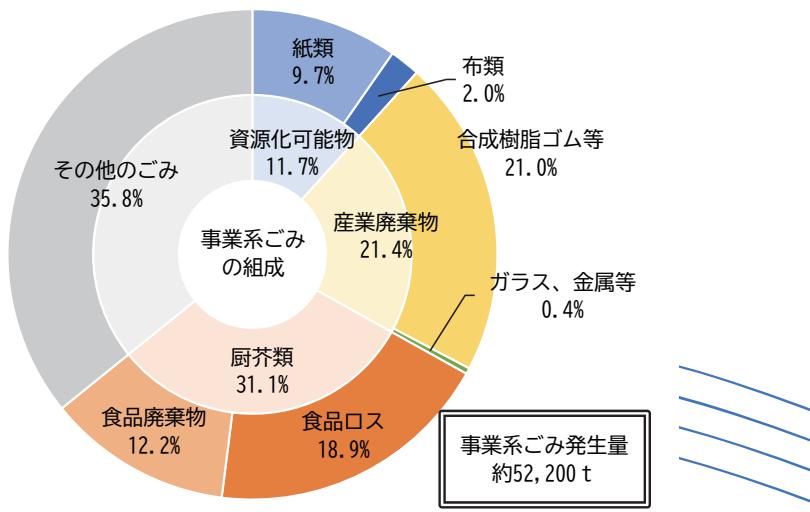


図5-3 事業系ごみの組成
事業系一般廃棄物組成分析調査
(令和4年度)

大規模災害への備え

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

また、令和元年東日本台風などの近年発生した災害の教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。



令和元年東日本台風での市内仮置場の様子

5-2 ごみ処理基本計画



【関連する SDGs】



基本施策 1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、市が実施しているごみ質測定調査では、家庭から排出される一般ごみの 26.9%（約 3.1 万トン）は、資源化が可能な紙やプラスチック製容器包装であることが明らかになっています。更なるごみの減量化・資源化のため、ごみの発生・排出抑制に重点を置いた 4 R の取組を進めます。

実施事業1 4Rに関する情報発信や環境教育の推進

リユース	リデュース
リユース	リサイクル

多くの市民が4Rに関する理解を深め、日常生活でごみの減量化・資源化に取り組んでいくためには、様々な機会をとらえて4Rの大切さについて情報発信することが必要です。

特に、地域や学校への出前講座の実施により4Rについての意識啓発を図るとともに、本市の分別や排出ルールに慣れていない転入者、外国人及び4Rへの関心が低い若い世代を中心に情報提供を行います。

また、ごみ・資源の収集量、集団資源回収の実績及び資源の行方など、現状や取組の効果について、写真・イラスト、映像等により分かりやすく「見える化」し、情報提供の充実を図るとともに入れ替わりの比較的多い集合住宅や大学生への情報提供については、不動産業者や大学との連携により、個別に情報が届くような工夫を行います。

さらに、イベント等における4Rの啓発活動、清掃工場や最終処分場の見学会などを通じて、4Rの大切さについて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で学び、行動することを目指します。

行政の取組

- ごみ排出ルールの周知・啓発
- 不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供
- 外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発
- 地域や学校への出前講座の実施
- 若年層を対象とした環境教育の充実
- ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進
- 環境に配慮した消費活動に関する情報の提供
- イベント等における4Rの啓発活動の推進
- 清掃工場や最終処分場の見学会の実施

実施事業2 プラスチックごみの削減

リユース
リデュース
リサイクル

令和2年7月に始まったレジ袋の有料化により、市民のマイバッグを携帯する意識が向上し、レジ袋が削減されました。

引き続き、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック等を削減するため、市民に対して、マイバッグ・マイボトル等の利用や、スプーン・ストロー等の使い捨てプラスチック製品の利用削減について啓発を行います。

また、製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けて、検討を進めます。

市民の取組

- 簡易包装、詰め替え商品等の選択
- プラスチック製品のスプーン・ストロー等の利用削減
- 物を大切に長く使う生活スタイルへの転換
- マイバッグの利用によるレジ袋の利用削減
- マイボトルの利用によるペットボトルなどの利用削減
- プラスチック以外の素材を使用した製品の利用

事業者の取組

- 簡易包装の導入の推進
- 容器、包装材等の回収の推進
- 簡易包装商品やマイバッグ・マイボトル利用時の割引等の取組の推進
- 環境配慮設計や特定プラスチック製品使用の合理化、化石資源由来素材から代替素材への転換などの取組の推進

行政の取組

- マイバッグ、マイカトラリー、マイボトル等の更なる利用促進
- 不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供
- 製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けての検討

実施事業3 リユースの促進

リフューズ	リデュース
リユース	リサイクル

近年、フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリの利用など、モノを大切に、繰り返し使うという暮らしの文化も定着してきました。自分が不用になったモノでも使ってくれる人を探してみる、壊れたモノを修理して使うといったことは、ごみの減量化につながるだけでなく、資源や環境にやさしい行動もあります。

本市には、リユース・リサイクルに取り組む拠点として、「橋本台リサイクルスクエア」と「麻溝台リサイクルスクエア」の2つの施設を設け、粗大ごみとして排出された家具の一部を清掃・修理し、市民に譲渡しています。

また、ごみの減量化・資源化に係る各種の情報を提供しており、今後も4Rに関する事業や情報の提供を強化します。

あわせて、民間事業者との連携によるリユース促進策について、検討・実施します。

市民の取組

- フリーマーケット、リユースショップ等の活用
- リサイクルスクエアの掲示板等によるリユース品の活用
- リターナブル（再利用できる）容器を使用した商品の選択

事業者の取組

- リユース品の活用

行政の取組

- 橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具譲渡の継続
- リサイクルスクエアにおける情報発信の強化
- 民間事業者との連携によるリユース促進策の検討・実施
- 不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討

実施事業4 資源化の推進



資源化を進めるためには、適切なごみの分別が欠かせません。

家庭から排出される一般ごみのうち、資源化が可能な紙類が14%含まれており、紙類の分別をより一層進めることで、資源化の推進につなげることができます。

びん、かん、紙類などの資源の回収は、ごみ・資源集積場所での行政による回収のほか、子ども会や自治会等の団体が行っている「集団資源回収」があります。「集団資源回収」は、身近な環境教育の場や地域のコミュニティづくりとしての機能を有しています。

集団資源回収の取組の拡大により、地域に根ざしたごみの減量化と資源の有効利用が進むことが期待されます。

また、更なる資源化を図る観点から、剪定枝等の新たなリサイクルシステムの構築に向けて取組を進めるとともに、使用済の小型家電製品に含まれる金、銀、銅等の有用金属のリサイクルについても、更に拡大を図ります。

あわせて、収集運搬車両やごみ処理施設での発火事故の原因となる小型充電式電池については、適正排出及び再資源化を行います。

市民の取組

- ごみ排出ルールに基づく分別の徹底
- 「集団資源回収」の取組の拡大

事業者の取組

- 資源化が可能な容器や包装材等の開発・利用の推進
- 容器、包装材等の回収・資源化の取組の推進
- バッテリーなどの焼却処理に適さない廃棄物に関する関連業界による自主ルートの整備
- 「集団資源回収」への参加

行政の取組

- 使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討
- 事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進
- 民間資源物回収拠点情報の収集・発信の検討
- 家庭から排出される剪定枝^{せん}を新たな資源品目とすることの検討
- 「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ
- 「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援
- 小型充電式電池の適正排出及び再資源化の実施
- 家庭から排出される一般ごみの組成分析調査



ごみ削減の目安

家庭からのごみは、ちょっとした工夫で減らすことができます。とは言え、これらを全て実践することは大変なので、まずは1人1日当たり27グラムの削減を目指して、毎日の生活の中で次のような取組を少しづつ行いましょう。

お菓子等の空き箱、牛乳パックを分別すると
約30～40グラムの削減



シャンプー・化粧品など詰め替え製品を使うと
約40グラムの削減

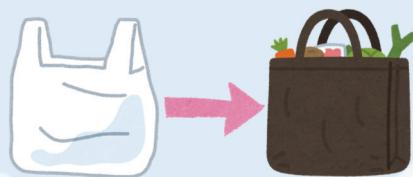


※シャンプーボトル約50グラム、詰め替え容器約10グラム程度

マイボトルを利用すると
約33グラムの削減



レジ袋を辞退すると
約7グラムの削減



生ごみの水切りをすると
約10グラムの削減



生ごみを手で絞った場合、約10%の減量化



生ごみは約100グラム／人・日なので、
10グラムの削減が可能

空き箱、牛乳パック、詰め替え容器、ペットボトル、レジ袋の重さ：
「3R行動見える化ツール 3R原単位の算出方法」（環境省）から引用

生ごみ：令和4年度市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）（467g/人・日）
×令和4年度の家庭系ごみ ごみ質測定調査の生ごみの比率（21.1%）より算出

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響されます。

特に、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の変化に伴い、事業系ごみの減少などの影響が出ましたが、今後は、事業活動の回復に伴い緩やかながらも事業系ごみの増加が考えられますので、動向を注視する必要があります。

令和4年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が約12%（約0.6万トン）、廃プラスチック類、金属くず等、本来、産業廃棄物として処理する必要があるものが約21%（約1.1万トン）含まれていることから、適正排出や分別を推進することにより、事業系ごみの減量化・資源化が可能です。

実施事業1 4Rに関する情報発信

リフューズ
リデュース
リユース
リサイクル

事業者が4Rの取組を推進するためには、優良な事例や取組について、積極的に情報を発信し、市民にも広く認知されることが重要です。

このため、事業者向けの啓発媒体を作成し、周知を図るとともに、優良な取組を行っている事業者の情報の発信を行います。

事業者の取組

- 従業員等への教育の実施

行政の取組

- 市ホームページ等のICTを活用した効果的な情報発信の推進
- 環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信
- 事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用した啓発

実施事業2 適正排出の徹底

リユース	リデュース
リユース	リサイクル

事業系ごみの適正排出については、事業者自身によるごみの適正排出を促進することが不可欠です。

このため、多量排出事業者には、「減量化等計画書」を作成することで、自ら減量化・資源化に取り組むよう、未提出者への指導を強化します。

また、中小事業者には、排出ルールの徹底や分別の確認などにより、資源化が図られるよう啓発や指導を行います。

あわせて、清掃工場では、搬入されるごみの中に資源や産業廃棄物が混入しないよう、搬入物検査を強化し、指導を行います。

事業者の取組

- 事業系ごみの適正な排出の実施
- 共同排出事業の活用
- 減量化等計画書の提出

行政の取組

- 事業系ごみの搬入物検査の強化
- 事業系ごみのマニフェスト制度の導入
- 減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化
- 排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化
- 共同排出事業の支援
- ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止

実施事業3 資源化の推進

リフューズ	リデュース
リユース	リサイクル

事業者から排出される木くずや剪定枝については、堆肥などへの資源化が図られていますが、更なる資源化や再生利用の拡大に向けて取り組みます。

また、資源化可能物の清掃工場への搬入抑制を強化することなどにより、事業者による自主的な減量化・資源化の取組を促進します。

事業者の取組

- 木くずや剪定枝の資源化や再生利用の拡大
- 分別の徹底による資源化の推進

行政の取組

- 木くずや剪定枝の資源化や再生利用の拡大
- 剪定枝の受入先拡大の検討
- 少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討
- 新たな資源化に関する調査研究
- 資源化可能物の清掃工場への搬入抑制の強化

基本施策3 生ごみ・食品ロスの削減と資源化【食品ロス削減推進計画】

【計画策定の背景】

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことです。

日本では、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に、食品ロスが年間約523万トン発生していると推計されています。平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、ターゲットの一つで「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」としています。

【国及び神奈川県の動向】

国では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行されるとともに、令和2年3月には同法の規定に基づく「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロス削減の推進の意義や基本的な方向などが定めされました。

さらには、神奈川県においても、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」を定め、国の数値目標を踏まえ、家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量を2030年度までに半減させる削減目標が定めされました。



家庭系食品ロス

食品ロスは、食品メーカー・スーパー・マーケットで発生していることが多いですが、食品ロス量の半分は家庭から発生しています。

家庭からの食品ロスの要因は、料理を作りすぎたりして残る「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。

家庭で食品ロスを減らすコツは、買い物時は「必要な分だけ買う」、料理の際は「食べきれる量を作る」、食事の際は「おいしく食べきる」ことが基本です。

※「家庭での食品ロスを減らそう」（消費者庁）から引用



事業系食品ロス

食品製造業では製造工程のロス（パンの耳等）や返品、食品卸・小売業では返品、納品期限切れ、売れ残りや破損品等、外食産業では食べ残しや仕込みロスが食品ロスの原因として考えられます。

食品ロスについては、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つとして、削減目標が定められるなど、社会の関心が高まっており、事業者に求められる役割もますます大きくなっています。

※「食品ロスポータルサイト」（環境省）から引用



食品ロスと食品廃棄物の違い



食べ残し、売れ残りや期限が近いなどさまざまな理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物を「食品ロス」といいます。

廃棄される食品の中で、まだ食べられる食べ物と、食品加工の段階で出る肉や魚の骨などの元々食べられない部分の両方を合わせて「食品廃棄物」といいます。

※農林水産省ホームページを参考

【本市の方針】

本市においては、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（改定）」に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減の取組をより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進します。

食品ロス削減推進計画の対象は、本市で発生する一般廃棄物に区分される食品ロスとし、計画期間については、第1章1-3 計画期間（P.6）とあわせ、数値目標については、第4章4-3 数値目標のサブ指標2 家庭からの食品ロス排出量（P.43）とします。

また、「相模原市消費生活基本計画」及び「相模原市保健医療計画」との整合を図り、連携して取り組みます。

【具体的な取組】

本市においては、家庭から発生する食品ロスと事業活動に伴って発生する食品ロスをあわせて、年間約21,000トン（令和4年度）※発生しています。

これらの食品ロス削減に向けて市民・事業者・行政のそれぞれが、食品ロスを発生させないという意識を定着させ、あわせて、消費者としての行動変容が伴うことで、より大きな効果があるものと考えます。

このような視点から、本市では食品ロスを含む食品廃棄物を削減するための「情報の発信・教育の推進」及び「生ごみ・食品ロスの削減」に関する取組を進めます。あわせて、やむを得ず発生してしまう食品廃棄物等の「再利用・資源化の推進」に関する取組を進めます。

※令和4年度の家庭系ごみ（一般ごみ）のごみ質測定調査及び事業系一般廃棄物組成分析調査結果からの推計

実施事業1 情報の発信・教育の推進

リユース
リサイクル

市民が、それぞれの立場で食品ロス削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進するとともに、消費者、事業者等が各自の役割を実践するために必要な情報提供を行います。

市民の取組

- 消費期限や賞味期限の正しい理解
- 食べられる量をもとにした買い物や調理
- 冷蔵庫内の整理・整頓及び食品の把握
- 食品ロス削減に向けた「てまえどり」等の実践

事業者の取組

- 消費者のニーズにあわせた量り売りや小分け売りの実施
- 店舗での食品ロス削減のPR活動
- 飲食店及び大学、社員食堂等での「食べ切り」のPR

行政の取組

- 「てまえどり」等、食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発の推進
- 食品ロス削減のための講座の開催
- 食品衛生責任者実務講習会での啓発

実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減

リユース	リデュース
リユース	リサイクル

本市の家庭から排出される一般ごみのうち、全体の30.9%（約3.6万トン）が生ごみで、さらにこの生ごみの71.3%（約2.6万トン）を水分が占めています。

生ごみを減らすため、「排出する際に水切りを行う」、「食材を使い切る」、「作ったものを食べ切る」ことのいわゆる「3切り運動」の取組をより一層進めます。

あわせて、事業系ごみの31.1%（約1.6万トン）を占める生ごみの削減について、重点的に取り組みます。

特に、外食産業では、食品ロスの発生要因の8割が「お客様の食べ残し」とされており、「3010運動」、「mottECO」の実施、小盛メニューの導入に係る啓発を行う等、食品廃棄物を減らす取組を促進します。

市民の取組

- 「水切り」の徹底
- 「食材の使い切り」の徹底
- 「食品の食べ切り」の徹底
- 「食材の有効活用（エコクッキング）」の実施
- 飲食店における適量の注文
- 会食時における「3010運動」の実施など、「食べ切り」の徹底

事業者の取組

- 「3010運動」の実施
- 小盛メニュー や mottECO の実施
- 食べられる部分まで取り除く過剰除去の削減
- 賞味期限前の返品等に係る商慣習の改善
- 値引き・ポイント付与等の売り切るための取組の実施

行政の取組

- 「水切り」、「使い切り」、「食べ切り」の促進
- 他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組
- 公共施設における食品廃棄物削減の啓発
- 会食時における「3010運動」の実施及び啓発
- 小盛メニュー や mottECO に関する働きかけ
- 生ごみ4Rアドバイザー派遣制度の拡充

実施事業3 再利用・資源化の推進

リユース	リデュース
リユース	リサイクル

主に食品を使い切るなどの視点に加え、残った食材等を再利用・資源化することも廃棄物の削減につながります。

このため、消費期限・賞味期限前に廃棄される食品や災害備蓄品等の食品を、フードドライブで活用することを推進するとともに、生ごみ処理容器の利用による資源化を促進していきます。

あわせて、市内の学校給食で発生する残さについても、引き続き飼料化を進めることにより、食品廃棄物の資源化に取り組みます。

市民の取組

- フードドライブへの協力
- 生ごみ処理容器などを活用した生ごみの堆肥化の実施

事業者の取組

- フードバンクへの食品の提供
- 食品廃棄物の資源化の拡大

行政の取組

- 生ごみ処理容器の利用促進
- 食品ロス削減に向けたフードドライブの推進
- 学校給食で発生する残さの資源化の推進
- フードバンク活用等の啓発



消費期限と賞味期限

「消費期限」は、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「**安全に食べられる期限**」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。

「賞味期限」は、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「**品質が変わらずにおいしく食べられる期限**」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

食品は表示されている保存方法を守って保存しておくことが大切です。ただし、一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようしましょう。

※「子どもの食育」（農林水産省）を参考



3010 運動



3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。

<乾杯後 30 分間>は

席を立たずに料理を楽しみましょう、

<お開き 10 分前>になったら

自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

職場や知人との宴会から始めていただき、一人ひとりが「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみましょう。

※「食品ロスポータルサイト」（環境省）を参考



mottECO（もってこ）



レストランなどで食べきれずに残してしまった料理を持ち帰るための容器を「ドギーバッグ」といい、利用者とお店の相互理解のもとで、飲食店等における食べ残しの持ち帰りをより身近な文化として広めることを目的として開催した「New ドギーバッグアイデアコンテスト」でのネーミングの部で選ばれた愛称が「mottECO（もってこ）」です。「持って帰ろう」と「もっとエコ」の意味が込められています。

一生懸命つくった料理は全て食べて頂きたいものですが、どうしても残してしまうお客様には、家に持ち帰って食べきって頂ければ食品ロスを削減できます。

mottECO（もってこ）のロゴマークを店頭などに掲出頂くことで、お客様に持ち帰って頂ける、食品ロス削減へ取り組んでいるサインとなります。

ただし、お客様が持ち帰りを行う際には、注意事項をしっかりと伝えて理解してもらうことが重要です。

※「食品ロスポータルサイト」（環境省）を参考



てまえどり



購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

安全においしく食品を食べるため、賞味期限や消費期限といつ期限表示の意味を正しく理解して、かしこく食品を購入しましょう。

※「小売店舗で消費者に「てまえどり」を呼びかけます」（農林水産省）を参考



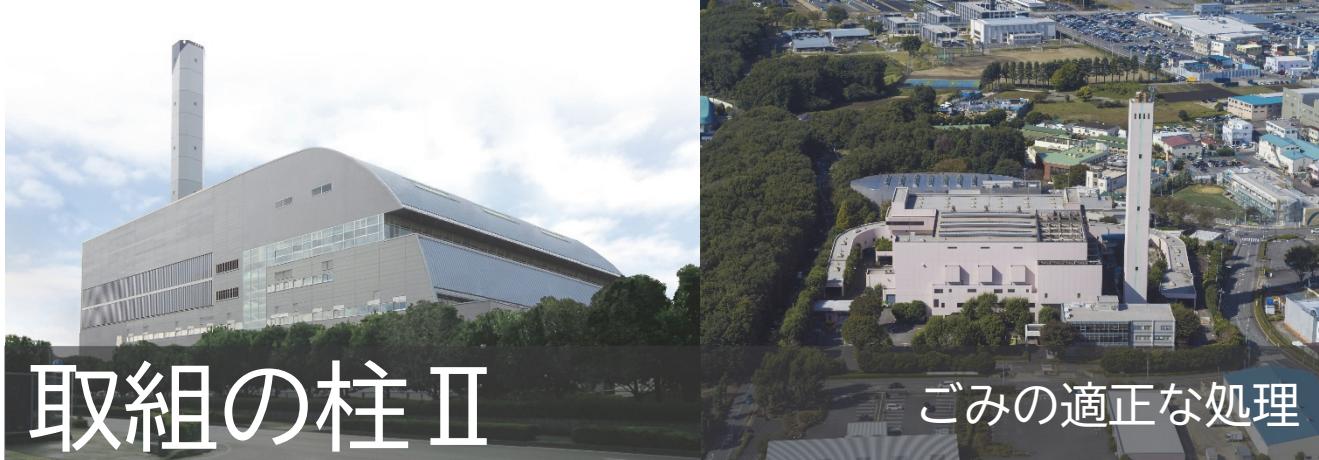
フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードドライブの実施は、食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消、分け合う心（福祉）の醸成を図る、地域の関係性作り、共助・公助の土台作り、といった本来的な目的・効果をもたらすだけでなく、地方自治体自らがフードドライブを実施することで、地域住民の食品ロスへの関心を高められるほか、地域住民個々人による家庭系食品ロス削減に向けた取組としてのフードドライブ活動への参加の後押しにつながります。



※「フードドライブ実施の手引き」（環境省）から引用



取組の柱Ⅱ

【関連する SDGs】



基本施策1 ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要があります。施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進めます。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、引き続き、脱炭素社会の実現に向けてエネルギー・資源の有効活用を図るとともに、災害時においても安定的なごみ処理を継続するため、2工場処理体制を維持します。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに、環境負荷の低減に配慮することが必要です。ごみ収集車については、電気自動車の導入等を検討するとともに、市民サービスの向上に向け、3事業所体制を維持したうえで、適宜、収集運搬体制を見直します。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、火災などの災害時に発生する「り災ごみ」の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討します。

実施事業 1 2工場処理体制の安定的な運営

将来にわたって持続可能なごみ処理体制を維持するとともに、効率的な収集運搬や災害時のリスク分散を図るため、現在の南・北清掃工場の2工場処理体制を維持することが必要です。

このため、南清掃工場では安定稼働に向けて、適切な補修・改良工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、令和18年度に更新時期を迎える北清掃工場については、今後の施設更新に向け、計画的な建替整備を行います。

また、北清掃工場の建替整備に当たっては、将来的なごみ処理量の推移を踏まえるとともに、地震等の災害時においても、ごみ焼却処理を継続し安定的な発電や余熱利用ができるよう検討を行います。

行政の取組

- 南清掃工場基幹的設備改良事業の推進
- 北清掃工場の建替整備事業の推進



2工場体制の維持について

令和元年東日本台風では、本市の津久井地域を中心に家屋倒壊や浸水被害など大きな被害を受け、多量の災害廃棄物が発生しました。発生した災害廃棄物は、被災住宅等から排出された片付けごみが多く、津久井クリーンセンター等に設置した災害廃棄物仮置場で受け入れ、本市清掃工場や民間施設で処理を行いました。

また、他市においても、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震では、清掃工場が甚大な被害を受け、長期間処理を停止した事例も報告されています。

清掃工場は大規模な災害が発生してもごみ処理を継続し、一定期間で災害廃棄物を処理することが求められます。このため、平時から施設を強靱化し、複数の処理体制を維持しておくことが重要です。



仮置場に持ち込まれた災害廃棄物（令和元年東日本台風）

実施事業2 最終処分場の整備と維持管理

現行の最終処分場の埋立完了時期は、当初令和14年3月を予定していましたが、ごみの減量化・資源化が進んだことにより、5年程度の延命化を図ることができました。現行の最終処分場の長期利用を可能とするため、最終処分場第2期整備地のかさ上げ工事を進めるとともに、最終処分場の残余容量等を市民に情報提供することでごみの減量や分別を促すなど、最終処分量の削減による長寿命化を図ることが必要です。

あわせて、焼却灰等の埋立処分、発生した浸出水の処理及び最終処分場の維持管理を適切に行います。

最終処分場は、安定したごみ処理体制を確保するうえで不可欠な施設ですが、用地の確保が難しく、整備には計画段階から供用開始まで長期間を要します。

このため、引き続き、最終処分場の計画的な整備を進めます。

行政の取組

- 最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進
- 次期最終処分場の計画的な整備の推進
- 焼却灰等の適切な埋立処分及び浸出水の適正な処理
- 最終処分場の残余容量等に関する市民への情報提供



一般廃棄物最終処分場（愛称：シゲンジャーパーク）について

家庭などから排出されるごみは、清掃工場で焼却し、残った灰等は「一般廃棄物最終処分場」で埋立てを行っています。

しかし、埋立てができる量には限りがあり、将来、この施設が一杯になってしまふと、安全で衛生的な生活環境を確保することが困難となり、市民生活に影響が生じる可能性があります。

市では、市民の安全、安心な生活のために、現在の最終処分場の埋立状況にあわせ、かさ上げによる延命化工事や次期最終処分場の整備を計画していきます。

あわせて、最終処分場の延命化のためには、市民によるごみの減量化、分別等が大変重要ですので、引き続き取組をお願いするとともに、今後の計画的な施設整備についてもご理解とご協力をお願いします。



一般廃棄物最終処分場

※第2期整備地（手前）は学校のプール1,280個分の大きさ

実施事業3 収集運搬体制等の整備

現在、ひとり暮らしの高齢者等を対象とした「粗大ごみ福祉ふれあい収集」や生活支援サービスにおけるごみ出し支援などにより、ごみを自ら排出することが困難な市民を支援しています。

しかし、今後も高齢化が進む中、ごみの排出が困難な世帯の増加が予想されます。地域コミュニティや介護支援制度などと連携しながら対応を進めます。

また、ごみの収集運搬では、家庭から排出される一般ごみの有料化にあわせて、建物ごとに収集する戸別収集に切り替える自治体があります。このため、高齢化などの社会情勢や市民ニーズに対応するとともに、収集運搬経費や効率的な収集運搬体制等も考慮して、将来にわたって安定的な収集運搬体制を継続できるよう、戸別収集の導入を含めて、本市に適したごみ収集の在り方を検討します。

行政の取組

- ごみ出しが困難な方への対応の検討
- 「り災ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討
- 効率的な収集運搬体制の検討
- 市民ニーズに対応したごみ収集の検討

実施事業4 ごみ処理手数料の在り方に関する検討

家庭から排出される一般ごみの有料化は、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の向上につながるとされており、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、最終処分場の延命化を図る効果的な施策の一つとして、今後の一般ごみの排出量や社会経済状況等を踏まえて検討を進めます。

あわせて、受益と負担の適正化を図りながら、事業者が排出する事業系ごみの処理手数料の在り方について、検討を進めます。検討に当たっては、民間事業者による自主的な減量化・資源化を進めるためのリサイクルルートへの誘導を妨げることのないようにします。

行政の取組

- ごみ処理手数料の適正な在り方の検討
- 家庭から排出される一般ごみの有料化の検討

実施事業5**エネルギーや資源の有効活用
(工場等における脱炭素への取組)**

南清掃工場や北清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを有効活用し、施設への蒸気の供給や余剰電力の売却等を引き続き推進します。ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの道路用資材等への活用を推進するとともに、ごみ処理段階における更なる資源化による最終処分場の延命化の検討を進めます。

また、南清掃工場の改良工事や北清掃工場の建替整備に当たっては、ごみ発電効率の向上を図るとともに、脱炭素に係る新しい技術の調査を進めます。あわせて、収集運搬における温室効果ガス排出量を削減するため、ごみ収集車等への電気自動車（EV）の導入等を進めます。

行政の取組

- 清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用の推進
- ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用
- 南清掃工場基幹的設備改良事業の推進（発電効率の向上）
- 北清掃工場建替整備事業の推進（発電効率の向上）
- ごみ処理段階におけるさらなる資源化による最終処分場の延命化の検討
- ごみ収集車等の脱炭素化の推進（EV 導入等）
- 脱炭素に係る新技術の調査

基本施策2 不適正処理防止対策

不法投棄については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により減少傾向にありますが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

良好な生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進める必要があります。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安全・安心な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応する必要があります。

実施事業1 不法投棄防止対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所を中心とした監視カメラの設置やパトロールを実施するとともに、自主的な不法投棄防止活動を行う市民団体との協働による不法投棄防止対策を引き続き実施します。

市民の取組

- 地域でのパトロールや啓発活動の実施
- 不法投棄防止パートナーシップ協定制度の活用
- 津久井地域不法投棄防止協議会による防止活動の推進

事業者の取組

- 事業系ごみの適正な排出の実施
- 地域でのパトロールや啓発活動への積極的な参加
- 津久井地域不法投棄防止協議会による防止活動の推進

行政の取組

- 不法投棄防止パトロールの継続
- 監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続
- 不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進
- 津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進

実施事業2 持ち去り行為対策の推進

資源の持ち去り行為は、本市条例により禁止していることから、引き続きパトロールや所轄の警察署との連携、GPSによる持ち去り古紙の追跡調査等、資源の持ち去り防止対策を実施します。

市民の取組

- 持ち去り行為発見時の通報
- 資源の排出時間の徹底

行政の取組

- パトロールの実施
- 近隣自治体や警察署との連携
- GPS を活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

「無料で不用品を回収します」などと宣伝して、テレビや冷蔵庫などの不用品を回収する事業者が見受けられます。家庭から出る不用品が廃棄物に該当する場合、それを収集運搬するには、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となりますが、現在、本市では許可していません。

このような事業者を利用したことでの、高額な料金を請求されたといったトラブルも発生していることから、市民に違法な不用品回収業者を利用しないよう周知・啓発を行うとともに、今後もパトロール等を継続して行い、違法な不用品回収業者を指導します。

市民の取組

- 違法な不用品回収業者の利用回避

行政の取組

- 違法な不用品回収業者の指導
- 違法な不用品回収業者に関する市民への啓発



取組の柱Ⅲ

ごみゼロに向けた協働の推進

【関連する SDGs】

11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



市民・事業者・行政が協働で実施している各種キャンペーンなどの啓発事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、ごみ総排出量が減少するなど、一定の成果を上げています。

今後も、ごみの減量化・資源化や、ごみの散乱を防止し清潔できれいなまちづくりを進めていくため、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めていく必要があります。

実施事業1 きれいなまちづくりの推進

ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、条例※で定めた5月30日の「きれいなまちづくりの日」を中心とした地域清掃や市内駅における啓発事業を引き続き実施とともに、美化運動推進功労者表彰や相模原市美化運動推進協議会が実施している美化ポスター・美化標語コンクールへの支援等を通じて、美化意識の向上を図ります。

※ 相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例
(平成9年相模原市条例第18号)

市民の取組

- 地域清掃による環境美化活動の実施
- 市民団体等によるまち美化に関する積極的な提案

事業者の取組

- 環境美化活動への積極的な参加
- 共同排出事業の実施

行政の取組

- 5月30日「きれいなまちづくりの日」をはじめとした啓発活動の推進
- 自治会、廃棄物減量等推進員をはじめとした関係団体との連携強化
- 市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信
- 若い世代の美化活動への参加促進
- 一般ごみの夜間収集の継続

実施事業2 ごみ排出ルールの遵守

ごみ・資源集積場所は、利用者で協力して管理されており、多くは、自治会や廃棄物減量等推進員が中心となって、清掃当番等のルールが決められ、管理されていますが、高齢化や自治会加入率の低下、粗大ごみの不適切排出等により、今後、ごみ・資源集積場所の適切な維持管理が困難となる地域が増加することが懸念されます。このため、自治会や廃棄物減量等推進員と連携して、ごみの適正排出やごみ・資源集積場所の適切な維持管理に向けた取組を進めていきます。

市民の取組

- ごみ・資源集積場所の利用ルールの徹底による適切な維持管理

行政の取組

- 良好的な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討
- ごみ・資源集積場所の排出ルールの周知及び啓発
- ごみ・資源集積場所の設置、維持及び管理についての検討

5-3 生活排水処理基本計画



【関連する SDGs】



本市は、相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖など、神奈川県民の水がめである水源地域を有しており、健全な水環境を確保していくためには、この水源を維持していくことが重要です。このため、本市に降雨する水がダム湖に直接流入するダム集水区域における公共下水道の整備が必要です。

さらに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置を推進するとともに、ダム集水区域外も含めた市内全域において、合併処理浄化槽等の適正な維持管理について、周知・啓発を図ります。

また、し尿・浄化槽汚泥等の適切な処理を継続し、公共下水道の整備後においても浄化槽により生活排水処理をしている世帯に対しては、法令に基づき公共下水道への接続がされるよう接続促進等の強化を図ります。

実施事業1 公共下水道の整備の推進

公共下水道の整備を推進し、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図ります。また、公共下水道が整備され、供用開始された地域では、未接続の世帯に対し接続に向けた指導を強化します。

市民の取組

- 公共下水道整備後の速やかな接続
- 油やごみなどを公共下水道に流さないなどの適正な生活排水の処理

事業者の取組

- 公共下水道整備後の速やかな接続
- 油やごみなどを公共下水道に流さないなどの適正な排水の処理

行政の取組

- 公共下水道の整備及び維持管理
- 公共下水道への接続の促進
- 公共下水道事業の普及啓発

実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進

ダム集水区域における水質汚濁を防止する対策として、窒素・リンの除去に効果がある高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。

市民の取組

- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽への転換

事業者の取組

- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽への転換

行政の取組

- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進
- 高度処理型合併浄化槽整備事業の普及啓発

実施事業3**個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発
及び合併処理浄化槽への転換の促進**

ダム集水区域外の公共下水道の整備区域外においては、設置補助制度の活用を図りながら合併処理浄化槽への転換を支援します。また、個人設置浄化槽については、適正な維持管理について、引き続き、周知・啓発を図ります。

市民の取組

- 個人設置浄化槽の法令に定める検査、保守点検及び清掃の徹底
- 油やごみなどを合併処理浄化槽に流さないなどの適正な生活排水の処理
- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換

事業者の取組

- 個人設置浄化槽の法令に定める検査、保守点検及び清掃の徹底
- 油やごみなどを合併処理浄化槽に流さないなどの適正な排水の処理
- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換

行政の取組

- 個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発
- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進

実施事業4**し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理**

し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的に処理を行うため、津久井クリーンセンター（し尿処理施設）の適正な維持管理に努めます。公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等は、収集箇所の点在化による収集効率の低下が懸念されること、旧相模原市の区域と津久井地域では、し尿・浄化槽汚泥の収集体制が異なることから、引き続き効率的な収集運搬体制の検討を進めます。

また、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なる津久井地域の浄化槽清掃料金については、市民負担の均衡を保つとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、助成を引き続き行います。

行政の取組

- し尿処理施設の適正な維持管理
- し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築
- 津久井地域における浄化槽清掃料金に対する助成の継続

5-4 大規模災害への備え



【関連する SDGs】



令和元年東日本台風での市内仮置場の様子

基本施策 1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

特に、避難所のごみや、し尿を含む災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための処理体制の整備を進めます。

実施事業1 災害廃棄物等の処理への備え

大規模災害の発生に備え、他自治体との相互援助協定や業界団体等との支援協定の拡充を図るとともに、災害発生時には情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、業界団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図ります。

また、平時から災害廃棄物等の排出ルールについて、市民や事業者の理解を得られるよう周知・啓発していきます。

特に、大量に発生する片付けごみについては、災害時の公衆衛生や道路上の安全を確保する観点から、仮置場への排出方法等を適切に案内できるよう検討を進めます。

あわせて、市民・事業者・行政による災害時を想定した訓練を実施するなど、総合的な災害廃棄物等処理体制の構築を図ります。

市民の取組

- 災害時のごみの排出方法の平時からの理解
- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施

事業者の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討

行政の取組

- 災害廃棄物等の処理方法・設備の検討
- 市民に対する災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
- 灾害時の情報収集及び情報共有手段の確保
- 災害情報共有システムの活用
- 仮置場の確保に向けた検討
- 災害廃棄物等の収集・処分体制の構築
- 平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別
(コンクリート、木くず、金属くず等)に関する情報提供

実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び

「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定

「災害廃棄物対策指針」（環境省）の改定等を踏まえ、本市で定める「災害廃棄物等処理計画」を改定し、災害廃棄物発生量や仮置場の運営方法、処理フロー等の見直しを行います。

また、災害廃棄物等処理計画の実行性を高め、円滑に災害廃棄物の処理を進めるため、「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定を行います。

行政の取組

- 「災害廃棄物等処理計画」の改定
- 「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定
- 災害時におけるごみの処理・排出方法等の検討
- 災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討

基本施策2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等を処理するためには、他自治体及び業界団体等との協力や迅速な情報共有が必要となります。

あわせて、近年発生した災害の教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。

実施事業1 他自治体との相互支援体制の強化

他自治体との連携及び相互援助体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

行政の取組

- 他自治体との相互援助体制の強化
- 災害時の情報共有体制の強化

実施事業2 民間事業者等との協力関係の強化

災害時におけるごみの収集・処分及び家屋を解体した際に生じるがれき等の災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう、民間事業者等との協力体制の構築を図ります。

事業者の取組

- 本社・支社・関連会社間の協力関係の確立

行政の取組

- 民間事業者等との協力体制の強化

5-5 行政の取組に対する進行管理

【取組の柱 I】ごみの更なる削減

基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

実施事業1 4Rに関する情報発信や環境教育の推進

	R6	R7	R8	R9
ごみ排出ルールの周知・啓発		実施		
不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供		実施		
外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発		実施		
地域や学校への出前講座の実施		実施		
若年層を対象とした環境教育の充実		実施		
ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進		実施		
環境に配慮した消費活動に関する情報の提供		実施		
イベント等における4Rの啓発活動の推進		実施		
清掃工場や最終処分場の見学会の実施		実施		

実施事業2 プラスチックごみの削減

	R6	R7	R8	R9
マイバッグ、マイカトラリー、マイボトル等の更なる利用促進		実施		
不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供		実施		
製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討		調査・検討		

※実施可能と判断した場合、開始時期を決定し実施

実施事業3 リユースの促進

	R6	R7	R8	R9
橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具譲渡の継続			実施	
リサイクルスクエアにおける情報発信の強化			実施	
民間事業者との連携によるリユース促進策の検討・実施		調査・検討		
不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討		調査・検討		

実施事業4 資源化の推進

	R6	R7	R8	R9
使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討		調査・検討		
事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進		実施		
民間資源物回収拠点情報の収集・発信の検討		調査・検討		
家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討		調査・検討		
「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ		実施		
「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援		実施		
小型充電式電池の適正排出及び再資源化の実施		実施		
家庭から排出される一般ごみの組成分析調査	実施		実施	

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

実施事業1 4Rに関する情報発信

	R6	R7	R8	R9
市ホームページ等のICTを活用した効果的な情報発信の推進		実施		
環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信		実施		
事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用した啓発		実施		

実施事業2 適正排出の徹底

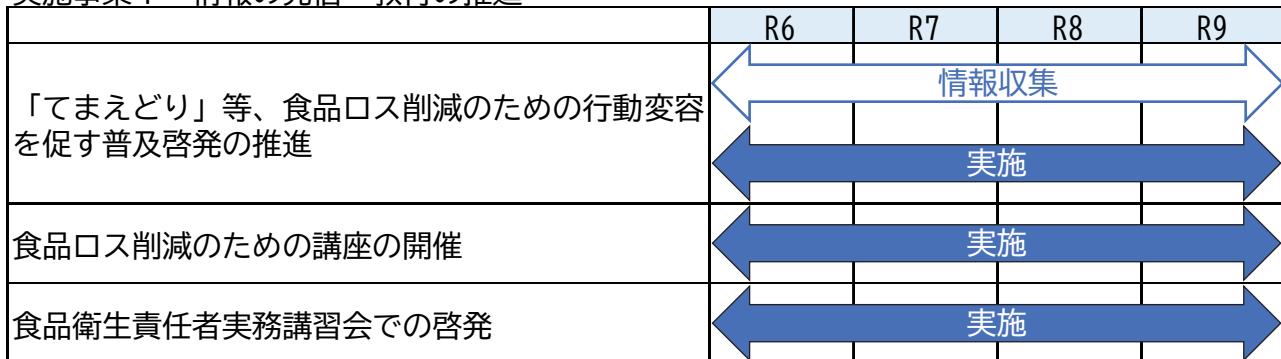
	R6	R7	R8	R9
事業系ごみの搬入物検査の強化		実施		
事業系ごみのマニフェスト制度の導入		調査・検討		
減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化		実施		
排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化		実施		
共同排出事業の支援		実施		
ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止		実施		

実施事業3 資源化の推進

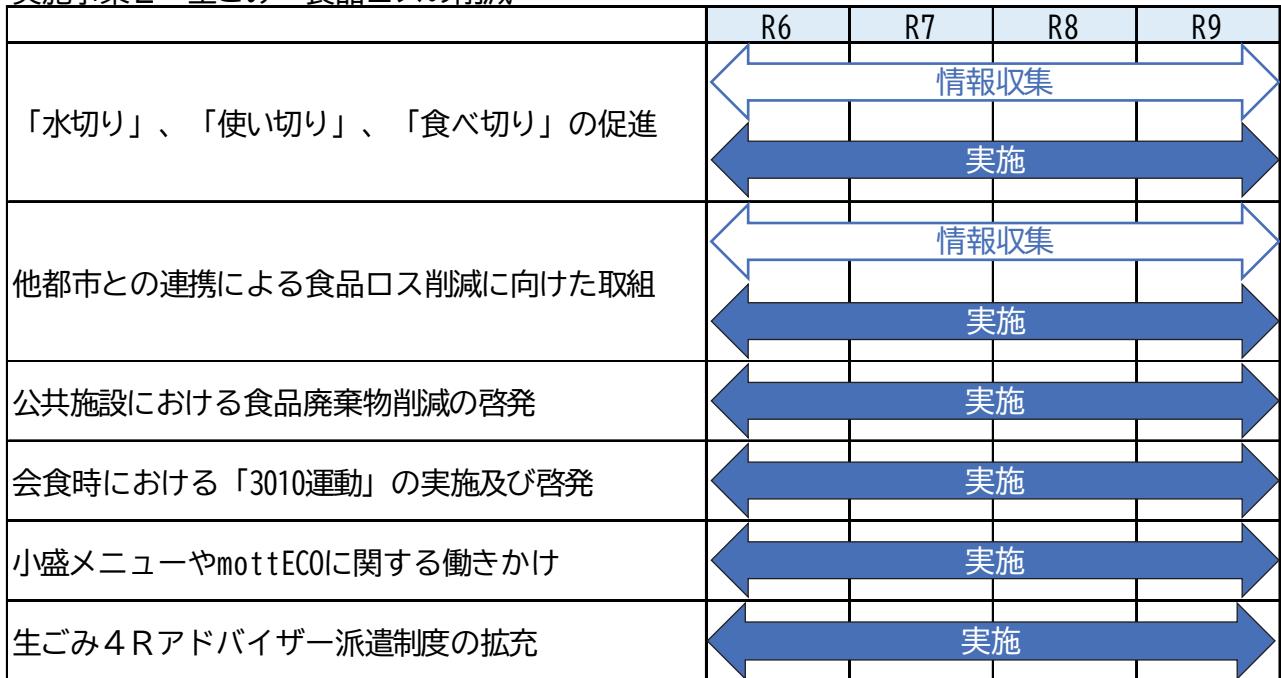
	R6	R7	R8	R9
木くずや剪定枝の資源化や再生利用の拡大		実施		
剪定枝の受入先拡大の検討		検討		
少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討		調査・検討		
新たな資源化に関する調査研究		調査		
資源化可能物の清掃工場への搬入抑制の強化		実施		

基本施策3 生ごみ・食品ロスの削減と資源化【食品ロス削減推進計画】

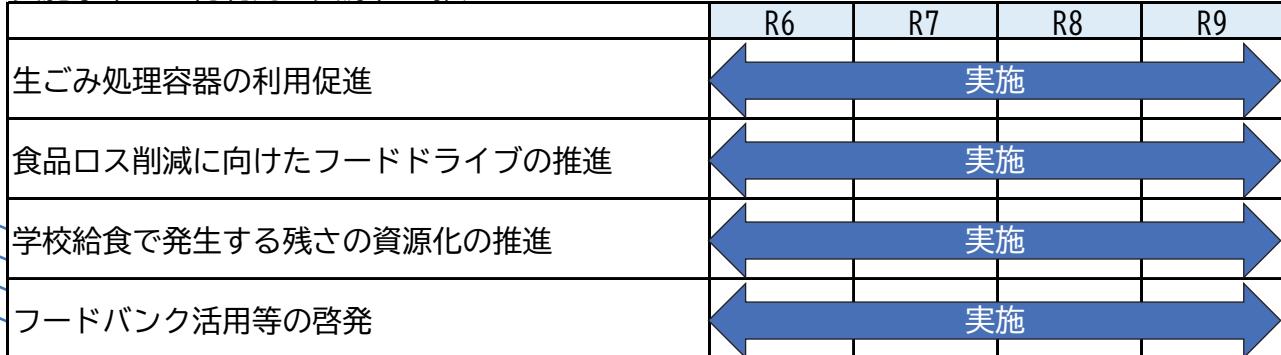
実施事業1 情報の発信・教育の推進



実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減



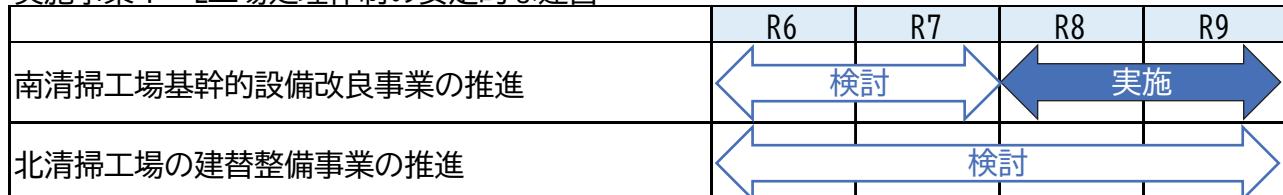
実施事業3 再利用・資源化の推進



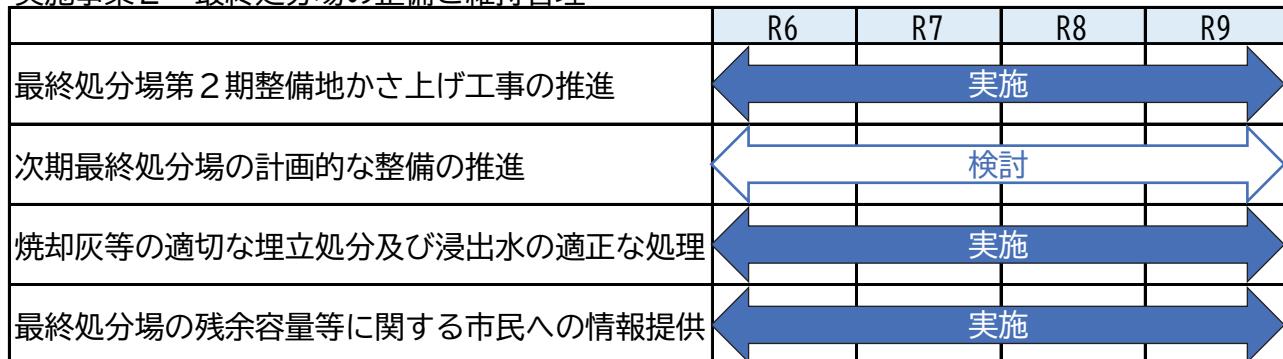
【取組の柱Ⅱ】ごみの適正な処理

基本施策1 ごみ処理体制の整備

実施事業1 2工場処理体制の安定的な運営



実施事業2 最終処分場の整備と維持管理



実施事業3 収集運搬体制等の整備



実施事業4 ごみ処理手数料の在り方に関する検討



実施事業5 エネルギーや資源の有効活用（工場等における脱炭素への取組）

	R6	R7	R8	R9
清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用の推進			実施	
ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用		実施		
南清掃工場基幹的設備改良事業の推進（発電効率の向上）	検討		実施	
北清掃工場建替整備事業の推進（発電効率の向上）		検討		
ごみ処理段階におけるさらなる資源化による最終処分場の延命化の検討		調査・検討		
ごみ収集車等の脱炭素化の推進（EV導入等）		調査・検討		
脱炭素に係る新技術の調査		調査		

基本施策2 不適正処理防止対策**実施事業1 不法投棄防止対策の推進**

	R6	R7	R8	R9
不法投棄防止パトロールの継続		実施		
監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続		実施		
不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進		実施		
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進		実施		

実施事業2 持ち去り行為対策の推進

	R6	R7	R8	R9
パトロールの実施		実施		
近隣自治体や警察署との連携		実施		
GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施		実施		

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

	R6	R7	R8	R9
違法な不用品回収業者の指導		実施		
違法な不用品回収業者に関する市民への啓発		実施		

【取組の柱Ⅲ】ごみゼロに向けた協働の推進

実施事業1 きれいなまちづくりの推進

	R6	R7	R8	R9
5月30日「きれいなまちづくりの日」をはじめとした啓発活動の推進			実施	
自治会、廃棄物減量等推進員をはじめとした関係団体との連携強化			実施	
市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信			実施	
若い世代の美化活動への参加促進			実施	
一般ごみの夜間収集の継続			実施	

実施事業2 ごみ排出ルールの遵守

	R6	R7	R8	R9
良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討		調査・検討		
		※実施可能と判断した場合、開始時期を決定し実施		
ごみ・資源集積場所の排出ルールの周知及び啓発		実施		
ごみ・資源集積場所の設置、維持及び管理についての検討		調査・検討		
		※実施可能と判断した場合、開始時期を決定し実施		

【取組の柱IV】生活排水の適正な処理

実施事業1 公共下水道の整備の推進

	R6	R7	R8	R9
公共下水道の整備及び維持管理		実施		
公共下水道への接続の促進		実施		
公共下水道事業の普及啓発		実施		

実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進

	R6	R7	R8	R9
ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進		実施		
高度処理型合併浄化槽整備事業の普及啓発		実施		

実施事業3 個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発及び合併処理浄化槽への転換の促進

	R6	R7	R8	R9
個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発		実施		
単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進		実施		

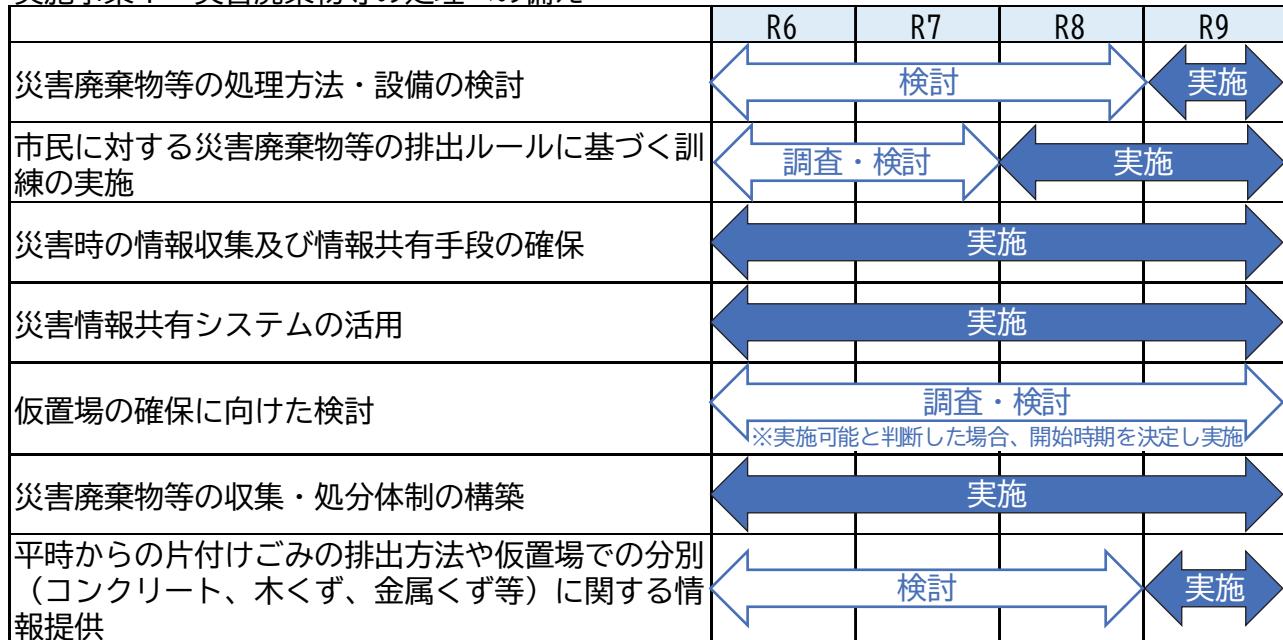
実施事業4 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

	R6	R7	R8	R9
し尿処理施設の適正な維持管理		実施		
し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築		調査・検討 <small>※実施可能と判断した場合、開始時期を決定し実施</small>		
津久井地域における浄化槽清掃料金に対する助成の継続		実施		

【取組の柱V】大規模災害への備え

基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備

実施事業1 災害廃棄物等の処理への備え

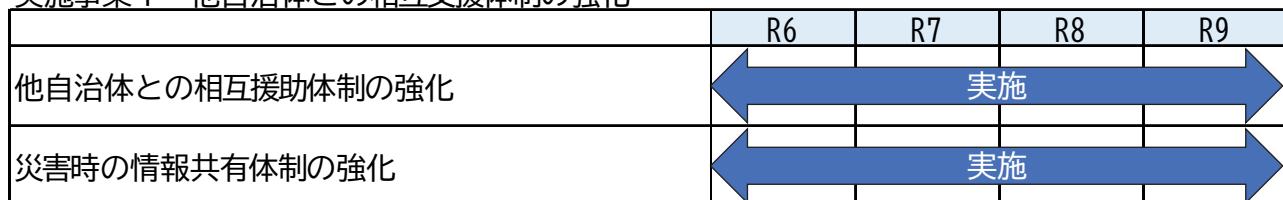


実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定

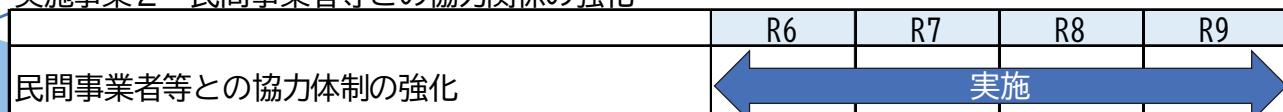


基本施策2 応援・受援体制の整備

実施事業1 他自治体との相互支援体制の強化



実施事業2 民間事業者等との協力関係の強化





資料編



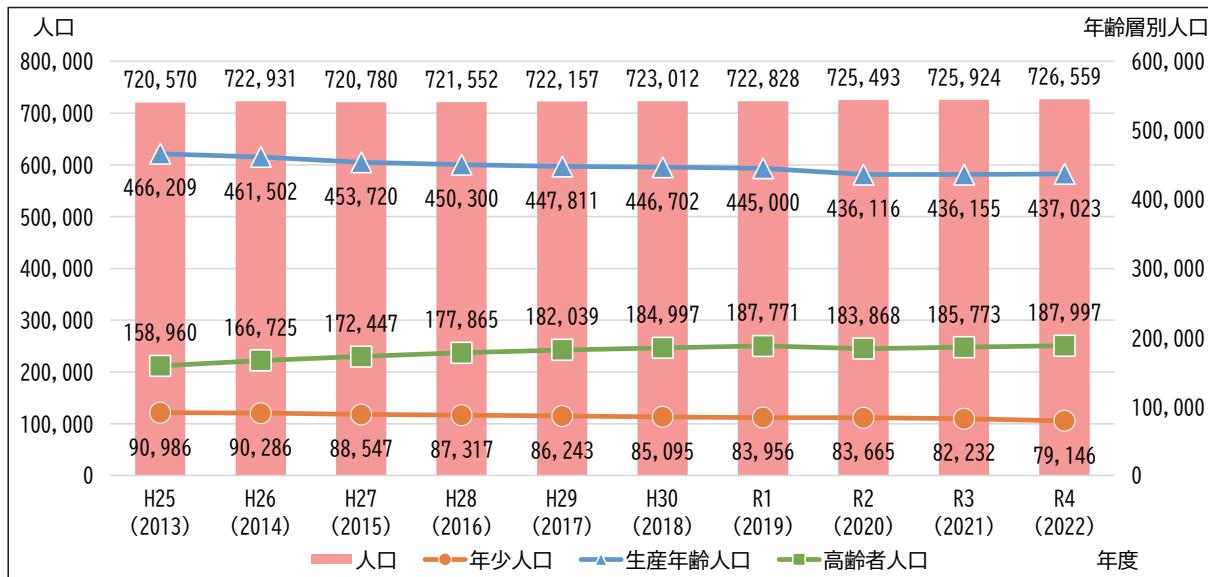
1 人口の推移

家庭系ごみの排出者である本市の人口の過去10年間の推移は図1に示すとおりです。

本市の人口は、平成27年度、令和元年度に減少がみられます、平成25年度から増加傾向にあります。

また、年齢層別的人口では、高齢者人口は令和2年度に減少が見られるものの、年々増加しているのに対し、年少人口は年々減少しています。生産年齢人口は、近年増加していますが、全体的に減少しています。令和4年10月1日現在の人口は、726,559人となっています。

図1 人口の推移（平成25年度～令和4年度）



注) 「令和4年版統計書」（相模原市）を基に作成

※ 年齢不明人口がいるため、年齢層別人口の合算値と総人口は一致しない。

※ 年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢者人口（65歳以上）

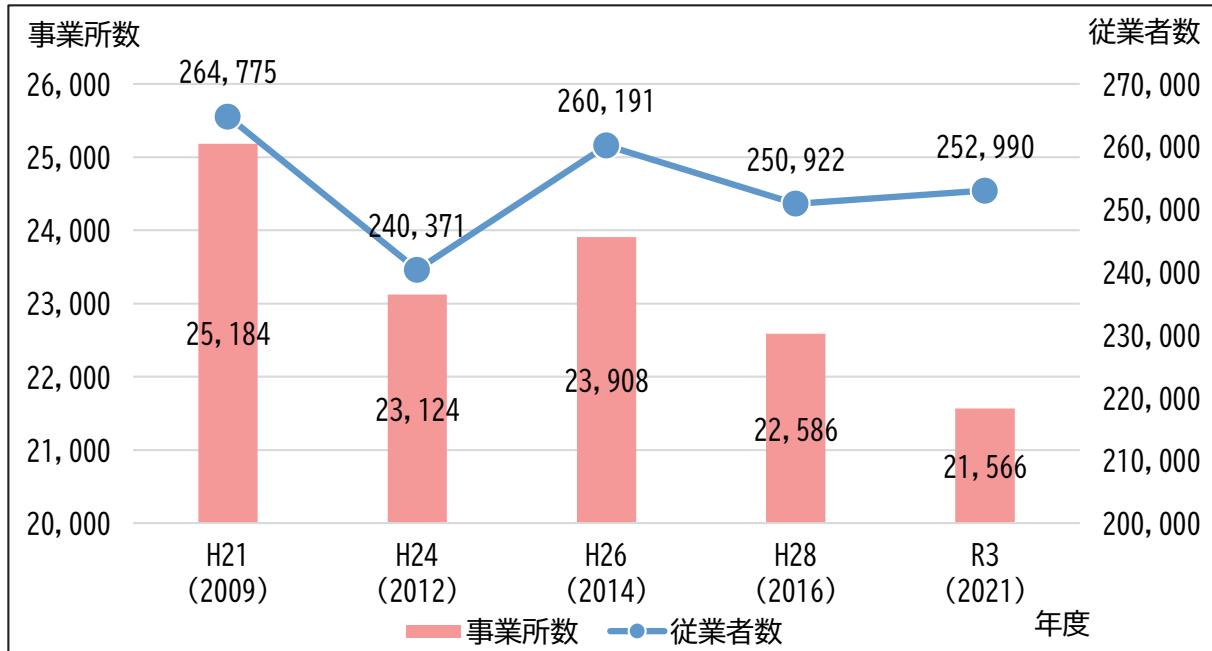
※ 各年10月1日現在の人口

2 事業所数の推移

事業系ごみの排出者である本市の事業所の過去13年間の推移は図2に示すとおりです。

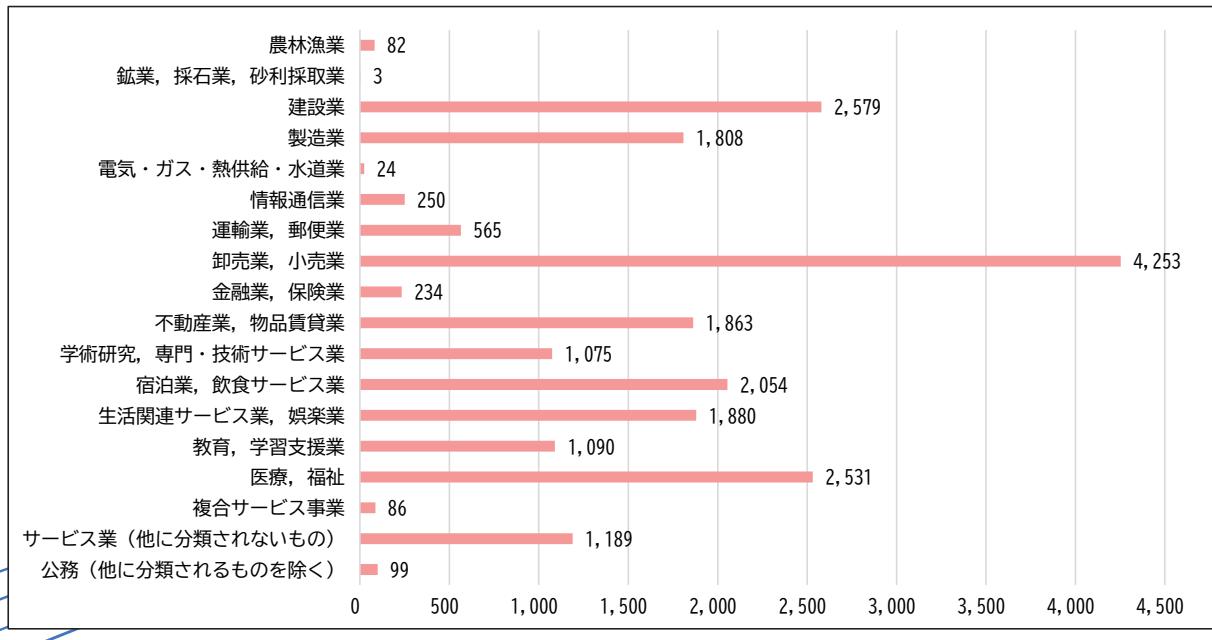
平成21年度以降の事業所数の推移は、増減はあるものの、平成21年度と比べ減少しており、令和3年度の事業所数は、21,566事業所（公務を除く。）となっています。

図2 事業所数の推移（平成21年度～令和3年度）



注）「経済センサス」（総務省）を基に作成（図3中の「公務」を除く。）

図3 産業別の事業所数（令和3年度）



注）「経済センサス」（総務省）を基に作成

3 処理体制等

(1) ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分は表1、事業系ごみの分別区分は表2に示すとおりです。

表1 家庭系ごみの分別区分

種別	収集回数	収集方法等	搬入先
一般ごみ 夜間収集（一部地域）	週2回	ステーション方式	焼却施設 中継施設
乾電池		戸別方式	
資源	週1回	ステーション方式	資源化施設 中継施設
プラスチック製容器包装			
ペットボトル			
使用済小型家電		拠点方式	リサイクル 啓発施設
粗大ごみ		戸別方式	粗大ごみ 受入施設等
家庭系臨時ごみ	随時	許可業者 との契約 による	焼却施設 中継施設 粗大ごみ受入施設 資源化施設

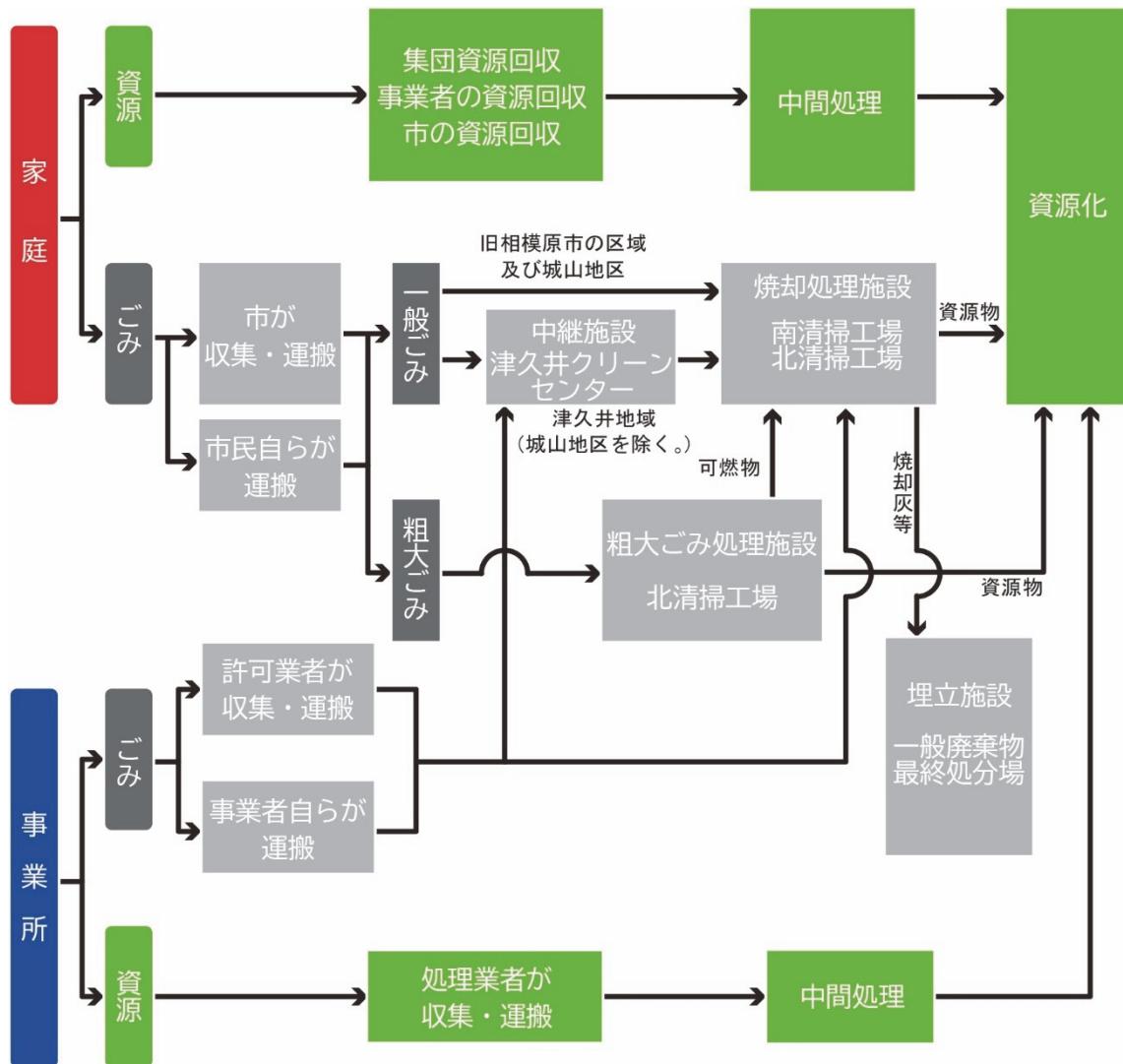
表2 事業系ごみの分別区分

種別	収集回数	収集方法	搬入先
事業系ごみ（事業系一般廃棄物） 資源化可能物 ※事業系ごみのうち、適切に分別され、資源化が可能なものの	許可業者 との契約 による	許可業者 との契約 による	焼却施設 中継施設
			資源化施設等

(2) ごみ・資源の処理の流れ

ごみ・資源の処理の流れは、図4に示すとおりです。

図4 ごみ・資源の処理の流れ



(3) ごみ処理施設等

ごみ処理施設等の概要は、表3に示すとおりです。

表3 ごみ処理施設等の概要

施設概要	施設名称	処理能力等	竣工年月
焼却施設	南清掃工場	処理能力：525t/日 (175t/日×3炉) 焼却炉形式：流動床式ガス化溶融炉 発電能力：10,000kW	平成22年 3月
	北清掃工場	処理能力：450t/日 (150t/日×3炉) 焼却炉形式：連続燃焼式ストーカー炉 発電能力：2,625kW	平成 3年 12月
粗大ごみ 処理施設	北清掃工場	破碎処理能力：85t/日 (5時間) 処理方式：横型回転破碎機	平成 3年 8月
ごみ中継施設	津久井 クリーンセンター	ごみピット容量：600m ³ ※平成22年1月までごみ焼却・ 発電施設として稼働	平成 10年 2月
粗大ごみ 受入施設	南部粗大ごみ 受入施設	倉庫棟：692.07 m ²	平成 29年 4月
	北部粗大ごみ 受入施設	倉庫棟：873.06 m ²	平成 17年 3月
リサイクル 啓発施設	橋本台リサイクル スクエア	延床面積：664.36 m ²	平成 18年 4月
	麻溝台リサイクル スクエア	延床面積：805.39 m ²	平成 29年 4月
最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	埋立容量：1,235,300m ³ (覆土含む。)	昭和 54年 4月
	一般廃棄物 最終処分場	汚水処理能力：300m ³ /日	
	浸出水処理施設	汚水処理：凝集沈殿処理→砂ろ過処理 →除マンガン処理→下水道放流	平成 27年 2月
環境事業所	麻溝台環境事業所	汚泥処理：重力濃縮→遠心脱水処理→焼却 処理	
	橋本台環境事業所	一般ごみ収集拠点 敷地面積：47,119.11 m ² (南清掃工場敷地内)	平成 18年 3月
		一般ごみ収集拠点 敷地面積：10,252.99 m ²	平成 5年 3月

図5 ごみ処理施設等位置図



表4 焼却施設の廃棄物エネルギーの利活用の現状【令和2年度から令和4年度まで】

【令和2年度】

項目		合計	南清掃工場	北清掃工場	備考
①ごみ処理量	t/年	193,079	126,154	66,925	
②ごみ総発熱量	GJ/年	1,943,260	1,305,063	638,197	ごみ焼却による熱エネルギー
③発電電力量	MWh/年	79,205	61,739	17,466	
④所内使用電力量	MWh/年	41,901	32,059	9,842	
⑤売電電力量	MWh/年	38,513	30,280	8,233	
⑥発電効率 ※	%	13.3%	16.8%	9.8%	
⑦内部熱利用量	GJ/年	27,334	21,676	5,658	空調・給湯
⑧外部熱（燃料）供給量	GJ/年	22,178	17,345	4,833	【供給先】 南清掃工場 市民健康文化センター サカタのタネグリーンハウス 北清掃工場 LCA国際小学校北の丘センター
⑨熱利用率 ※	%	1.2%	1.4%	0.8%	
⑩エネルギー回収率 ※	%	14.5%	18.1%	10.6%	

【令和3年度】

項目		合計	南清掃工場	北清掃工場	備考
①ごみ処理量	t/年	188,136	118,267	69,869	
②ごみ総発熱量	GJ/年	1,871,995	1,220,397	651,598	ごみ焼却による熱エネルギー
③発電電力量	MWh/年	76,383	57,534	18,849	
④所内使用電力量	MWh/年	41,245	30,474	10,771	
⑤売電電力量	MWh/年	36,463	27,865	8,598	
⑥発電効率 ※	%	13.5%	16.7%	10.4%	
⑦内部熱利用量	GJ/年	27,938	21,575	6,363	空調・給湯
⑧外部熱（燃料）供給量	GJ/年	46,395	35,537	10,858	【供給先】 南清掃工場 市民健康文化センター サカタのタネグリーンハウス 北清掃工場 LCA国際小学校北の丘センター
⑨熱利用率 ※	%	1.8%	2.1%	1.2%	
⑩エネルギー回収率 ※	%	15.3%	18.8%	11.6%	

【令和4年度】

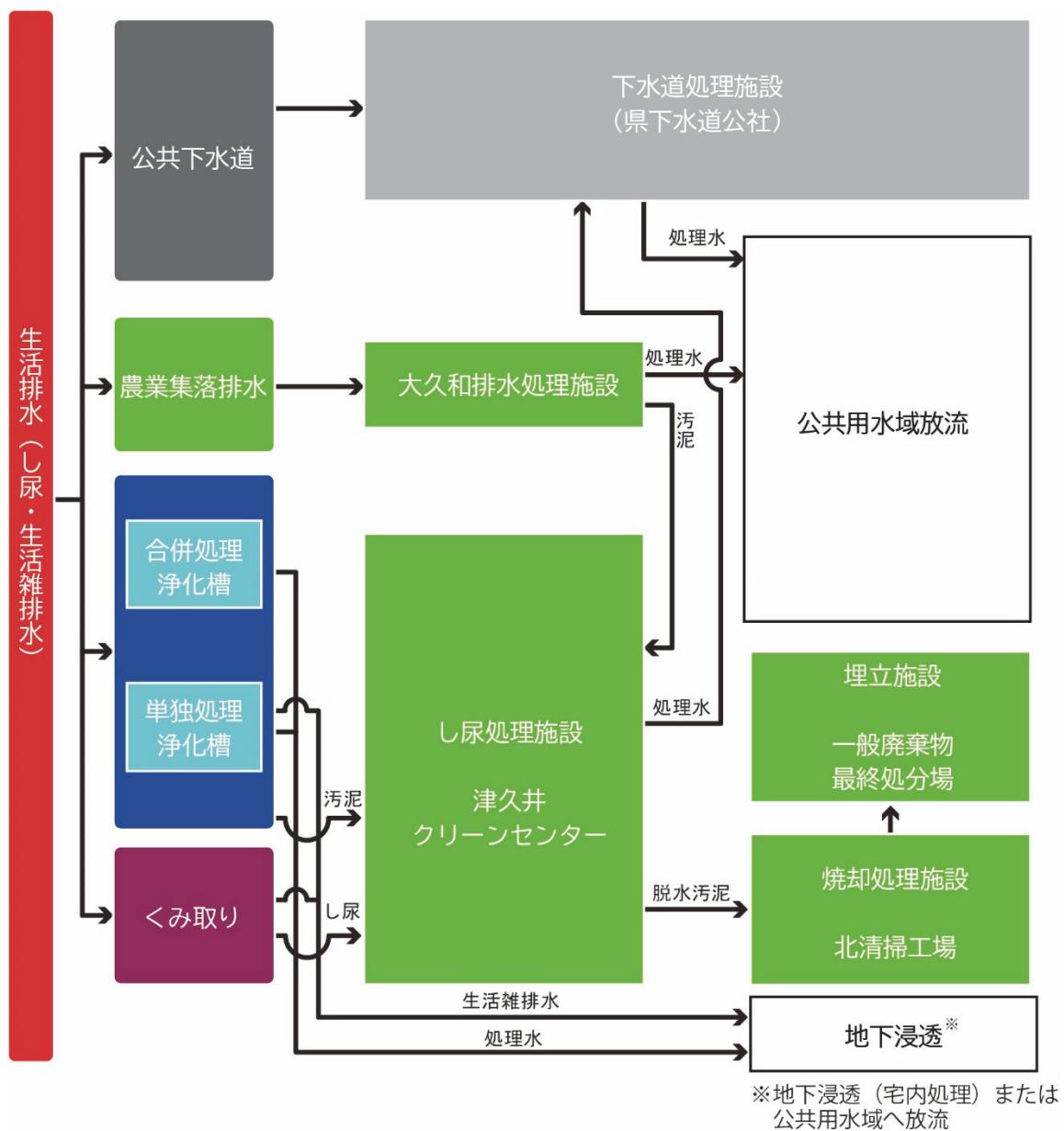
項目		合計	南清掃工場	北清掃工場	備考
①ごみ処理量	t/年	186,790	118,018	68,772	
②ごみ総発熱量	GJ/年	1,863,533	1,222,784	640,749	ごみ焼却による熱エネルギー
③発電電力量	MWh/年	78,162	58,894	19,268	
④所内使用電力量	MWh/年	40,462	30,036	10,426	
⑤売電電力量	MWh/年	38,395	29,394	9,001	
⑥発電効率 ※	%	13.9%	17.1%	10.8%	
⑦内部熱利用量	GJ/年	15,653	8,221	7,432	空調・給湯
⑧外部熱（燃料）供給量	GJ/年	36,296	22,855	13,441	【供給先】 南清掃工場 市民健康文化センター サカタのタネグリーンハウス 北清掃工場 LCA国際小学校北の丘センター
⑨熱利用率 ※	%	1.3%	1.2%	1.5%	
⑩エネルギー回収率 ※	%	15.2%	18.3%	12.3%	

※ 環境省「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」による

(4) し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れ

し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れは、図6に示すとおりです。

図6 生活排水処理の流れ



(5) し尿処理施設等

し尿処理施設等の概要は、表5に示すとおりです。

表5 し尿処理施設等の概要

施設名称	処理方式等	放流先	処理能力	竣工年月
津久井クリーンセンター	固液分離処理方式 直接脱水処理後、下水道に 放流 脱水汚泥は助燃剤として 焼却施設で活用	下水道	89kl/日	平成28年3月
相模台收集事務所	し尿・浄化槽汚泥收集拠点		敷地面積 2,895m ²	昭和58年4月

【農業集落排水施設の概要】

農業集落排水施設の概要は、表6に示すとおりです。

表6 農業集落排水施設の概要

施設名称	処理方式等	排除方式	処理能力	竣工年月
大久和排水処理施設	鉄溶液連続流入間欠 ばっ氣・砂ろ過	分流式	130m ³ /日	平成8年4月

図7 生活排水処理施設位置図



(6) ごみ・し尿等の処理に係るコスト

ごみ処理に係る経費は、ごみ・資源等の「収集運搬」に係る費用と焼却・資源化・最終処分等の「処分」に係る費用に大別されます。令和4年度の市民1人当たりのごみ処理経費は、年間で9,394円となっています。

表7 ごみ処理経費の推移

年度	ごみ処理経費（単位：円）		ごみ処理原価（単位：円／t）		
	1人当たり	世帯当たり	収集運搬	処分	計
H30（2018）	9,003	20,155	14,912	24,739	39,651
R1（2019）	9,194	20,323	15,648	24,942	40,590
R2（2020）	9,363	20,413	15,555	25,941	41,496
R3（2021）	9,253	19,919	15,046	26,936	41,982
R4（2022）	9,394	19,972	16,718	27,200	43,918

し尿等の処理に係る経費は、し尿・浄化槽汚泥等の「収集運搬」に係る費用と固液分離、下水道放流等の「処分」に係る費用に大別されます。令和4年度の1キロリットル当たりのし尿等の処理経費は、42,179円となっています。

表8 し尿・浄化槽汚泥等の処理経費の推移

年度	し尿・浄化槽汚泥等処理原価 (単位：円／kℓ)		
	収集運搬	処分	計
H30（2018）	33,306	8,814	42,120
R1（2019）	30,999	9,511	40,510
R2（2020）	31,528	9,551	41,079
R3（2021）	31,092	9,450	40,542
R4（2022）	31,884	10,295	42,179

4 関連データ

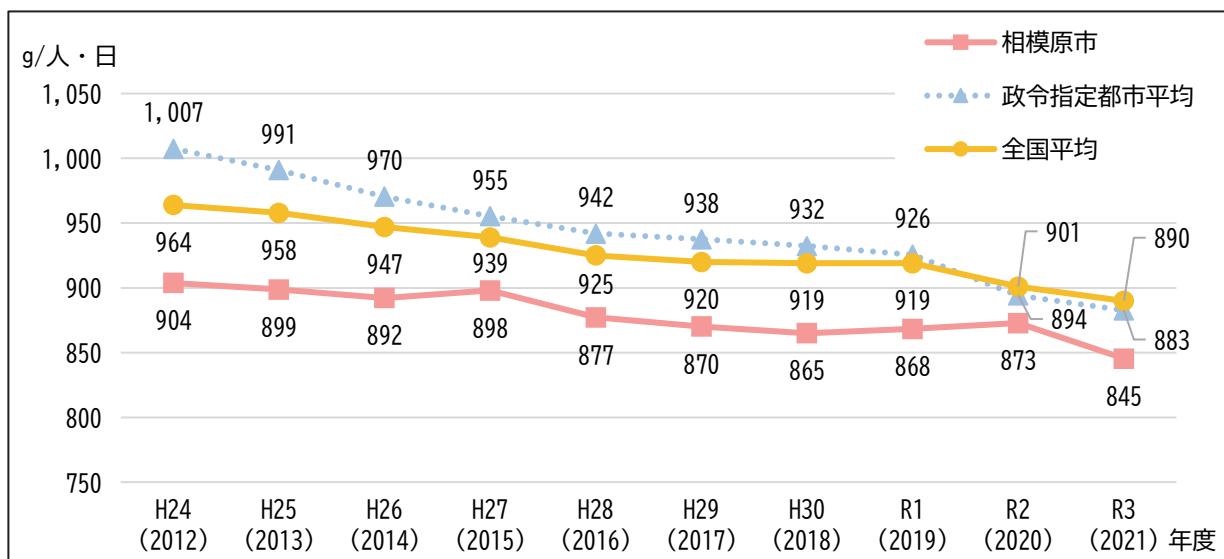
(1) ごみ総排出量の推移

平成 24 年度から令和 3 年度までにおける市民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量の推移は図 8 に示すとおりです。平成 24 年度以降は減少傾向となっており、本市は政令指定都市平均及び全国平均を下回る排出量となっています。

また、令和 3 年度の政令指定都市の市民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、図 9 に示すとおりです。本市は 845 グラムであり、政令指定都市平均と比べて約 40 グラム少ない排出量となっています。

図 8 市民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量の推移

算出式：(ごみ総排出量) ÷ 人口 ÷ 365 又は 366

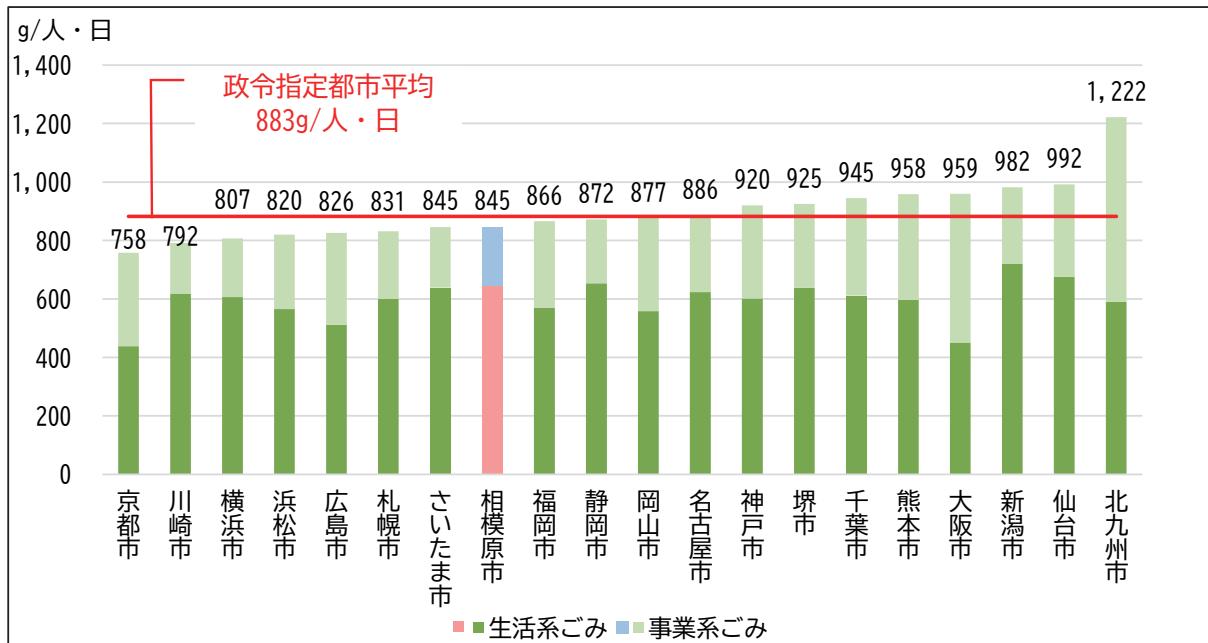


注) 「平成 24 年度～令和 3 年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

※ 資源残さ(汚れ等からリサイクルできなかったもの)や不法投棄回収等によるごみ量を含めているため、本計画の数値と合致しない。

図9 政令指定都市の市民1人1日当たりのごみ総排出量（令和3年度）

算出式：生活系ごみ （生活系ごみ搬入量+集団回収量）÷人口÷365
 事業系ごみ （事業系ごみ搬入量）÷人口÷365



注) 「令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

※ 資源残さ(汚れ等からリサイクルできなかったもの)や不法投棄回収等によるごみ量を含めているため、本計画の数値と合致しない。

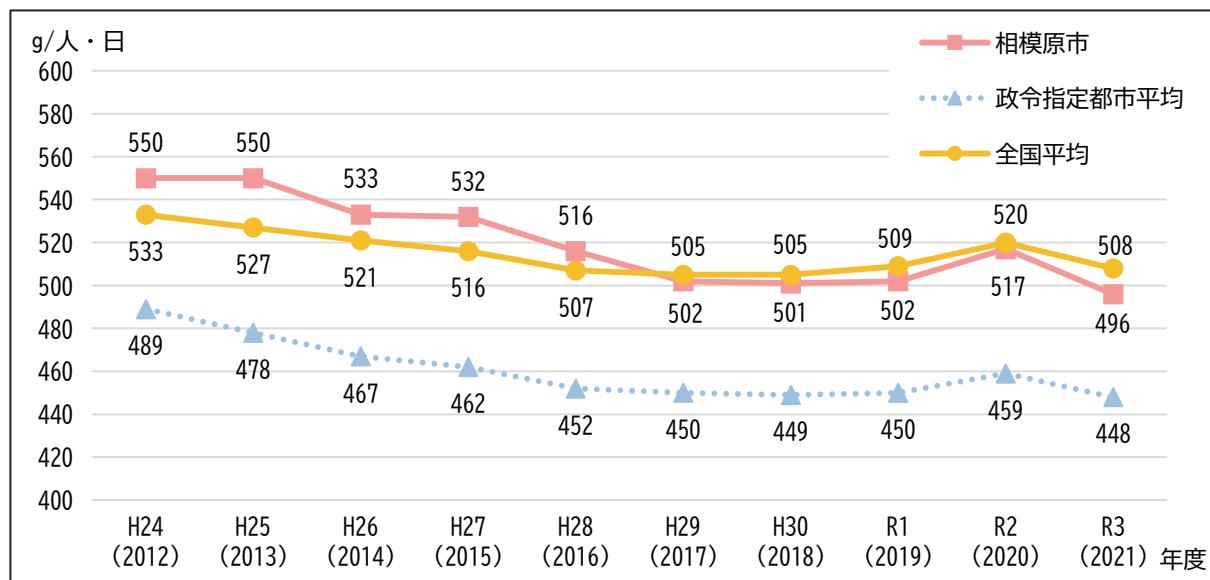
(2) 生活系ごみ排出量(資源を除く。)の推移

平成24年度から令和3年度までにおける市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源を除く。)の推移は図10に示すとおりです。平成24年度以降、減少傾向となっており、令和3年度において本市は、全国平均を下回る排出量となっています。

また、令和3年度の政令指定都市の市民1人1日当たりの生活系ごみ(資源を除く。)排出量は図11に示すとおりです。本市は496グラムであり、政令指定都市平均を上回る排出量となっています。

図10 市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源を除く。）の推移

算出式：（生活系ごみ搬入量-資源ごみ）÷人口÷365又は366



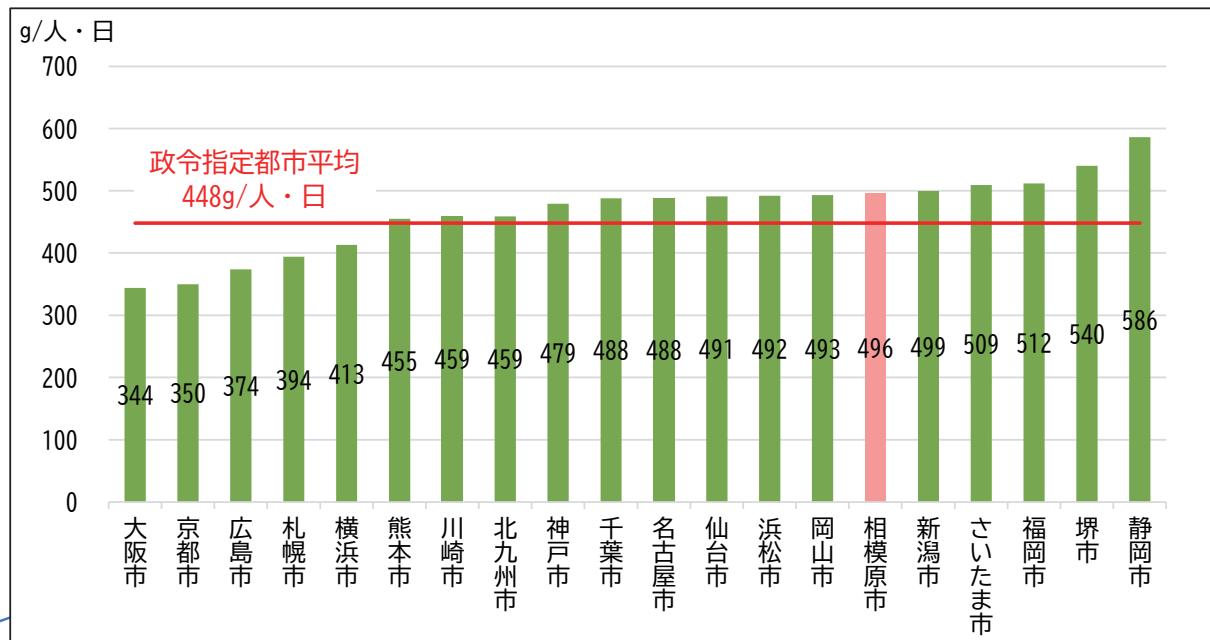
注)「平成24年度～令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

※ 資源残さ(汚れ等からリサイクルできなかったもの)や不法投棄回収等によるごみ量を含めているため、本計画の数値と合致しない。

図11 政令指定都市の市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源を除く。）

(令和3年度)

算出式：（生活系ごみ搬入量-資源ごみ）÷人口÷365



注)「令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

※ 資源残さ(汚れ等からリサイクルできなかったもの)や不法投棄回収等によるごみ量を含めているため、本計画の数値と合致しない。

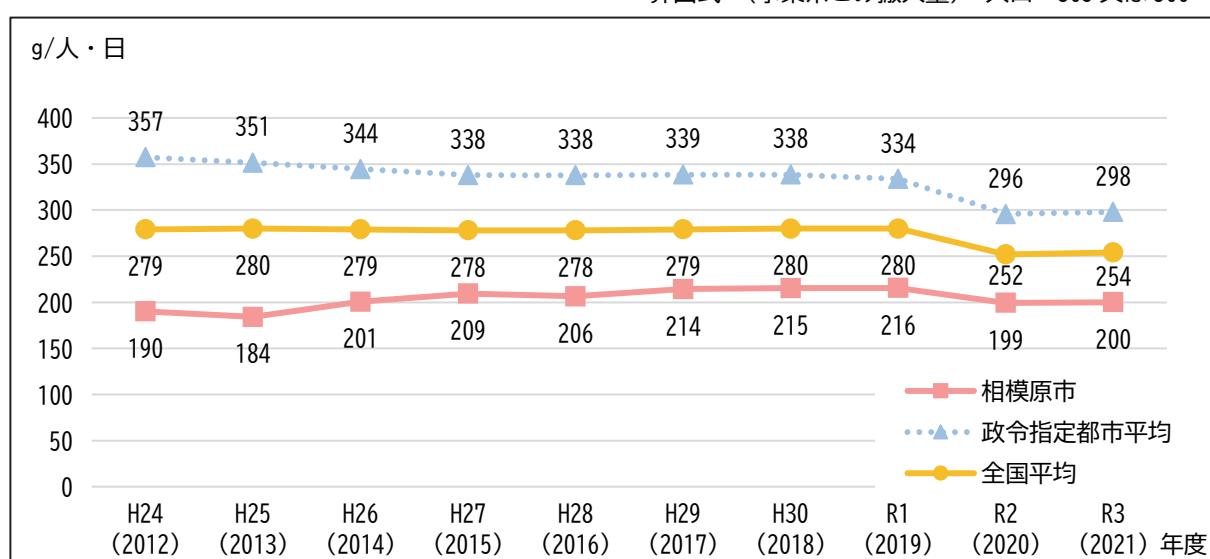
(3) 事業系ごみ排出量の推移

平成 24 年度から令和 3 年度までにおける市民 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移は図 1 2 に示すとおりです。令和元年度までは微増傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛の影響により令和 2 年度は減少しています。令和 3 年度において、本市は政令指定都市平均及び全国平均を下回る排出量となっています。

また、令和 3 年度の政令指定都市の市民 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量は図 1 3 に示すとおりです。本市は 200 グラムであり、政令指定都市平均と比べて約 100 グラム少ない排出量となっています。

図 1 2 市民 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移

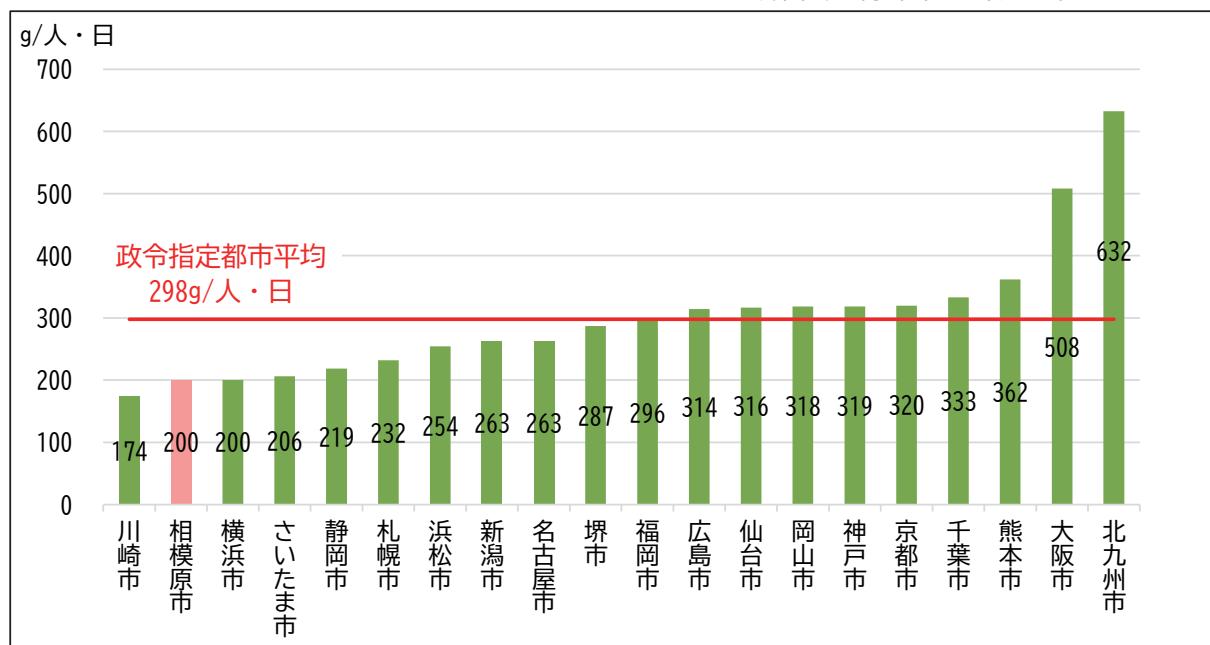
算出式：(事業系ごみ搬入量) ÷ 人口 ÷ 365 又は 366



注) 「平成 24 年度～令和 3 年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省) を基に作成

図13 政令指定都市の市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量（令和3年度）

算出式：(事業系ごみ搬入量)÷人口÷365



注) 「令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

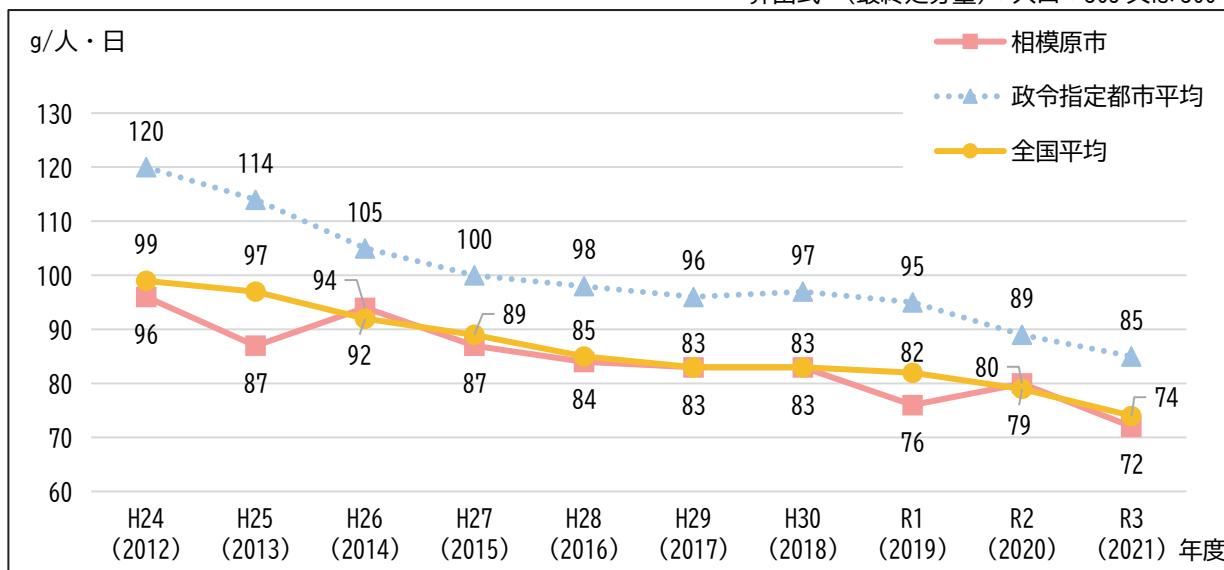
(4) 最終処分量の推移

平成24年度から令和3年度までにおける市民1人1日当たりの最終処分量の推移は図14に示すとおりです。平成24年度以降、減少傾向となっています。令和3年度において、本市は政令指定都市平均及び全国平均を下回る排出量となっています。

また、令和3年度の政令指定都市の市民1人1日当たりの最終処分量は、図15に示すとおりです。本市は72グラムであり、政令指定都市平均と比べて約10グラム少ない排出量となっています。

図14 市民1人1日当たりの最終処分量の推移

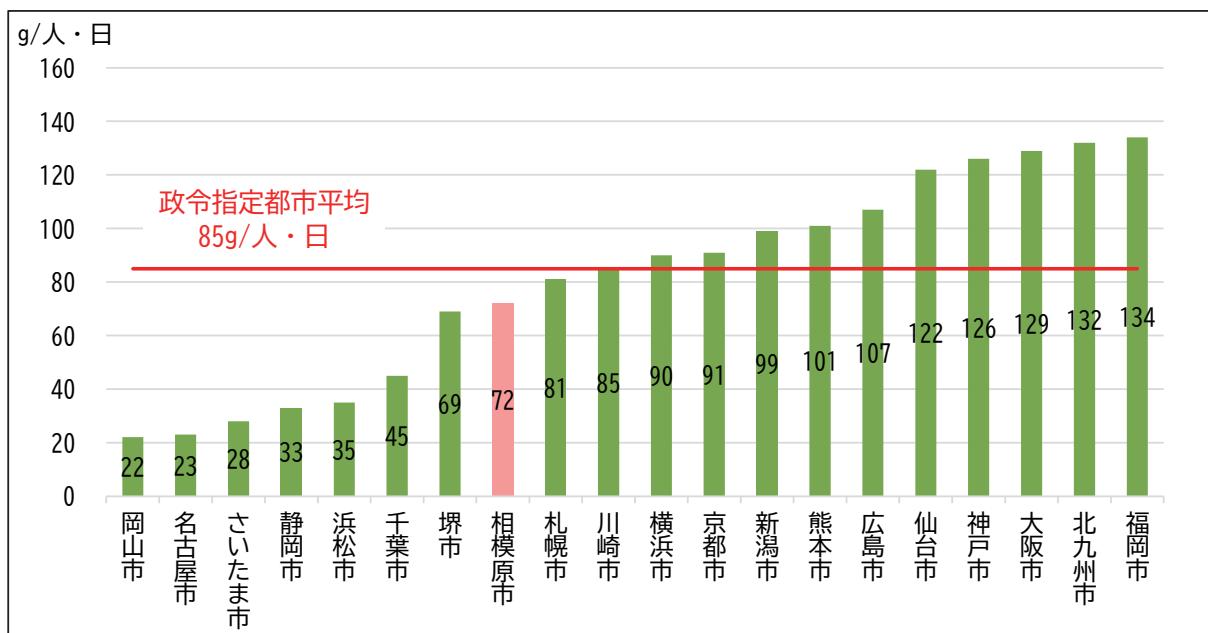
算出式：(最終処分量) ÷ 人口 ÷ 365 又は 366



注) 「平成24年度～令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

図15 政令指定都市の市民1人1日当たりの最終処分量（令和3年度）

算出式：(最終処分量) ÷ 人口 ÷ 365

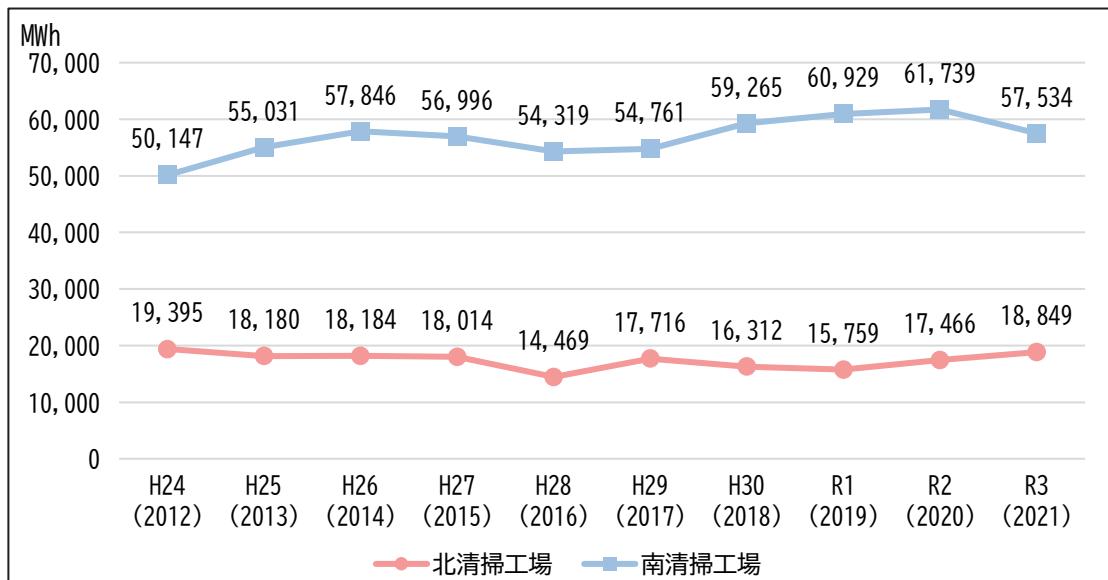


注) 「令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

(5) ごみ焼却発電量の推移

令和3年度のごみ焼却発電量は、北清掃工場は18,849 MWh、南清掃工場は57,534 MWhです。令和3年度の状況を平成24年度と比較すると、北清掃工場は546 MWh(2.8%)の減少、南清掃工場は7,387 MWh(14.7%)の増加となっています。

図16 ごみ焼却発電量の推移



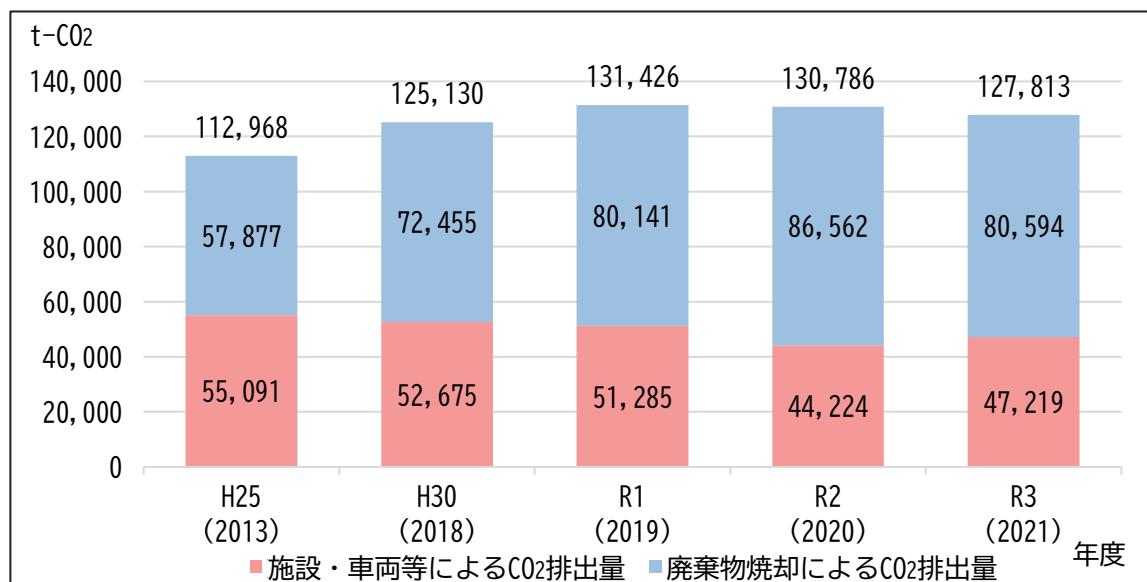
注) 「平成24年度～令和3年度 一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に作成

(6) 市の事務事業に伴う温室効果ガス(CO₂)排出量の推移

令和3年度の事務事業に伴うCO₂排出量は、127,813トンで平成25年度との比較で13.1%の増加、前年度との比較では2.3%の減少となりました。

廃棄物焼却によるCO₂排出量は80,594トンとなり、平成25年度と比較すると39.2%増加、前年度と比較すると6.9%減少しましたが、依然として市の事務事業に伴うCO₂排出量の中で占める割合は63.1%と大きくなっています。

図17 市の事務事業に伴う温室効果ガス(CO₂) 排出量の推移



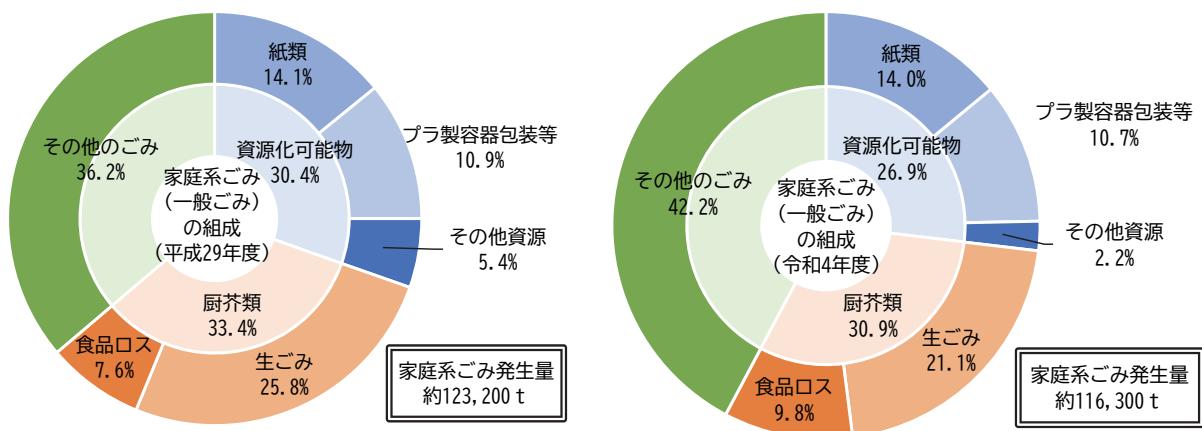
注) 「第2次相模原市地球温暖化対策計画実施状況報告書」(令和3年度報告)を基に作成

(7) 家庭系ごみ（一般ごみ）の組成

平成 29 年度と令和 4 年度の家庭から排出される一般ごみのごみ質測定調査結果では、厨芥類は 33.4% から 30.9% に減少していますが、食品ロスの割合は 7.6% から 9.8% に増加しています。また、資源化できない紙・布類等その他のごみは 36.2% から 42.2% に増加しています。

令和 4 年度の調査結果において、資源化可能物が 26.9% 含まれており、その主な内容は、広告紙、雑がみ、紙製容器包装等の紙類が 14.0%、お菓子等を包んでいるフィルム類、洗剤等を入れているボトル類等のプラスチック製容器包装等が 10.7% となっています。

図 18 ごみ質測定調査（平成 29 年度、令和 4 年度）

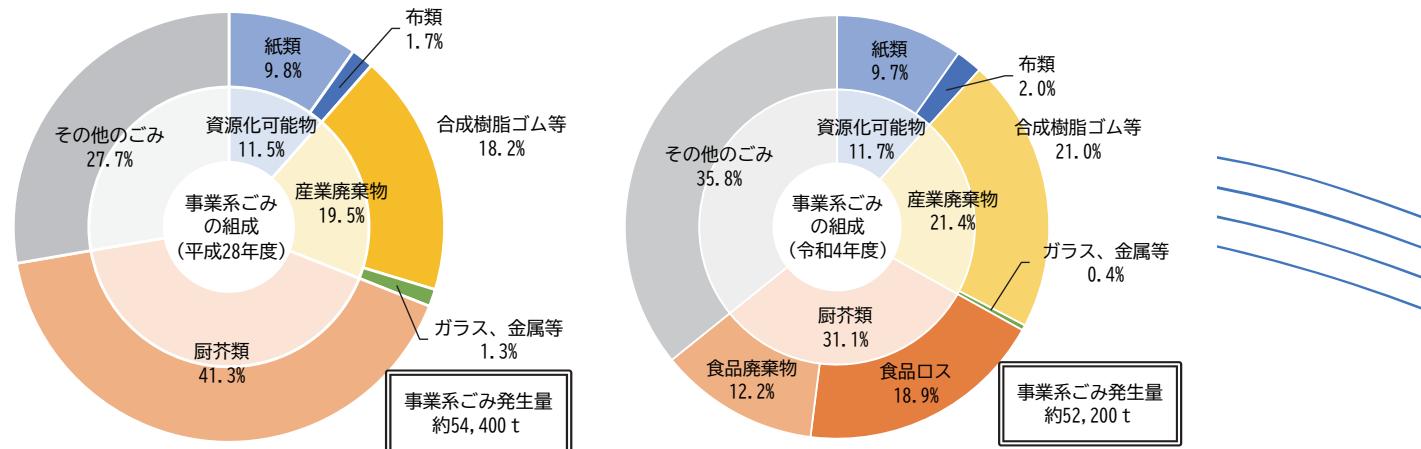


(8) 事業系ごみの組成

平成 28 年度と令和 4 年度の事業系一般廃棄物組成分析調査では、厨芥類は 41.3% から 31.1% に減少しています。しかし、資源化可能物は 11.5% から 11.7% と横ばいで、産業廃棄物は 19.5% から 21.4% に増加しています。

令和 4 年度の調査結果において、資源化可能物が 11.7% 含まれており、その内訳は、オフィス等で使用している紙類が 9.7%、布類が 2.0% となっています。

図 19 事業系一般廃棄物組成分析調査（平成 28 年度、令和 4 年度）

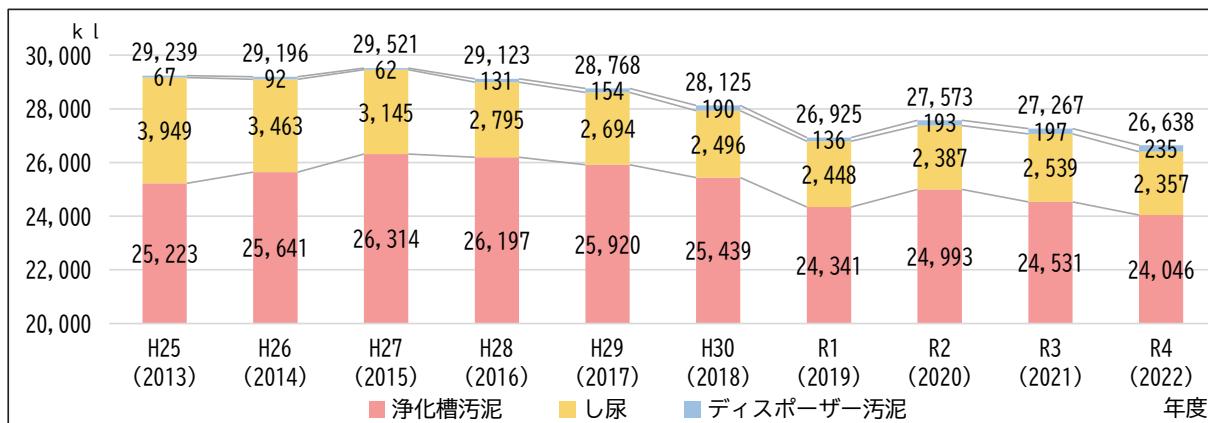


(9) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移

令和4年度のし尿・浄化槽汚泥等の処理量は26,638キロリットルです。令和4年度の状況を平成25年度と比較すると、2,601キロリットル(8.9%)の減少となっています。

また、マンション等のディスポーザーから排出される汚泥の処理量は、令和元年度を除き増加傾向にあります。

図20 し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移



5 パブリックコメント

(1) 意見募集の概要

- ・募集期間：令和5年12月15日(金曜日)から令和6年1月22日(月曜日)
- ・募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法：市ホームページ、廃棄物政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(星が丘・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

(2) 結果

①意見の提出状況

意見数：3人(10件)

②意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

③件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
第1章 「計画の基本的事項」に関すること	1			1	
第2章 「計画(改定前)の振り返り」に関すること	1		1		
第4章 「目指す姿」に関すること	1		1		
第5章 「目標達成に向けた施策」に関すること	7	3	1	3	

④意見の内容及び意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
第1章 「計画の基本的事項」に関すること			
1	<p>PDCA サイクルの「DO 実行」と「ACTION 改善」が円滑に行われるための「協議会」の設置について</p> <p>審議会は答申が基本計画に反映され、施策通り実行されているか、検討し審議する「CHECK 評価」の場であるという認識である。今期の審議会を傍聴していて、委員の意識が高く、熱心に活発に意見が交わされていた。施策に反映させ、現場で実現して欲しい要望も多く、それに対して該当担当課は「検討します」と持ち帰り、その後、実現に向けて対応したのかどうか不透明さを感じた。</p> <p>また、今期の審議会で審議の多くを占めていた、最終処分場の課題、有料化、戸別収集の検討という調査や研究が必要な重要課題もあり、それらを重点的に協議し、施策に着実にスピーディーに、主体性をもって実現していく「協議会」の設置の必要性を強く感じた。</p> <p>八王子市では「ごみゼロ社会推進協議会」が設置され、町会・自治会の代表、一般廃棄物の適正な処理や減量、再利用の促進に熱意と識見を有する方、高齢者団体の代表、学生の代表、事業者の代表、消費者団体の代表など各分野の代表で構成され、市の施策を具現化、推進している。ぜひ、相模原市も「協議会」を設置し、市民・事業者・行政の協働による取り組みをスピーディーに現場で実践して頂きたい。</p>	<p>本市では一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する事項や必要と認める事項について調査及び審議するため、自治会、高齢者団体、事業者、消費者団体等の代表者で構成される廃棄物減量等推進審議会を設置しており、審議会でいただいたご意見を基に、様々な施策を進めてまいりました。引き続き、審議会の議論を踏まえ、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化、資源化施策を進めてまいります。</p> <p>なお、例示の「ごみゼロ社会推進協議会」は、廃棄物減量・再利用推進審議会が環境審議会に統合されたことに伴い設置したものと承知しております。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
第2章 「計画（改定前）の振り返り」に関すること			
2	<p>社会情勢の変化に伴う新たな課題 新たな課題 2 食品ロス対策について 第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）を読んで食品ロス排出量がとても多いことが理解でき、今後特に取り組む必要があるなど理解できました。</p> <p>すでにフードバンクが行われています。今後も家庭や事業者へ情報提供のみならず市内商店会への情報提供をお願いします。</p> <p>私は市内商店会に加盟する飲食店ですので加盟する商店会への食品ロス問題への取り組みを促してみます。</p>	<p>食品ロス対策は重要な課題であるととらえています。</p> <p>本市では、中小事業者に対して戸別訪問を行い、業種に応じた情報提供や啓発活動を実施する中で、対象が飲食店の場合には、食品ロスに関するご案内も行っております。</p> <p>また、商店会や業界団体の皆様に対しては、説明会への職員派遣も行っていますので、是非ご活用ください。</p>	イ
第4章 「目指す姿」に関すること			
3	<p>1人1日当たりの削減量がなぜ、27gなのか根拠がわかりづらい。おそらく、令和9年の1人1日当たりの家庭ごみの排出量の目標が440gで令和4年の排出量が467gで、その差の27g減らせば達成できるという事と思われるが、例に挙げられている一つを取り組めばすぐに出来てしまい、達成感もなく、簡単すぎる。市民に負担をかけないようにという配慮にしても、これでは、市民の認識はこの程度でいいと思い、更なる減量化の意欲につながらない。</p> <p>イベントなどの周知啓発の現場では、市のごみ減量のキャラクター「レモンちゃん」がレモン1個分の重さ100gを1人1日減らしましようというコンセプトで周知している現状と計画にも乖離がある。</p> <p>SDGsの大きな流れで市民の意識の高まりを期待できる中、削減の目安は子どもにもわかりやすい100g削減で現場に合わせ、市民の意欲につなげて頂きたい。</p>	<p>平成31年3月に策定した、第3次一般廃棄物処理基本計画では、令和9年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）の計画目標値を465gとしましたが、前倒しで目標値の達成が見込まれました。このため、更なる家庭系ごみの減量化を進めるため、目標値をさらに下げた440gとしたものです。現計画では平成29年度から令和9年度までに29g減らすことを目標としていますが、改定版では更に25g減らすことになり、継続したごみ減量に市民が一丸となって取り組まないと達成することが困難であると考えております。</p> <p>このため、引き続き「1人1日100g（レモン1個分）の減量」を掲げ、より一層のごみの減量化・資源化を進めてまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
第5章 「目標達成に向けた施策」に関すること			
4	取組の柱Ⅲ一実施事業2のリード文に「粗大ごみの不適切排出」という記述があるが、そもそもごみ集積所に出せない粗大ごみを出すこと自体が違法と認識すべきです。しかも、問題なのは、普段利用している住民が出す粗大ごみではなく、外部から車で持ち込んで捨てていく粗大ごみです。ごみ出しルールの問題ではないと思うので、対策をきちんと検討してほしい。	ごみ・資源集積場所への粗大ごみの不適正排出につきましては、課題であると認識しております。いただいたご意見も踏まえ、今後、有効な対策を検討してまいります。	ウ
5	市民の取組で、生ごみ処理容器などを活用した生ごみの堆肥化の実施は、市民一人ひとりが取り組めば生ごみ・食品ロスがゼロになり、大きなごみ削減につながる取組。市では「はじめよう！生ごみダイエット」という4Rの実践で生ごみを減らすパンフレットを作っており、市の制度である「生ごみ4Rアドバイザー制度」もある。この2点をp.67～69のキーワードの説明のように紹介して欲しい。 特に「生ごみ4Rアドバイザー制度」は現在、アドバイザーは3人で、それぞれ事情があるなか活動しているが、派遣依頼が増えており、アドバイザーが足りない現状である。そこで、行政の取組に「生ごみ4Rアドバイザー制度の充実、利用促進」を加えて欲しい。	本市では、生ごみや食品ロスの削減への取組をより一層進める必要があると考えております。 いただいたご意見を基に、取組の柱I「ごみの更なる削減」－基本施策3「生ごみ・食品ロスの削減と資源化」－実施事業2「生ごみ・食品ロスの削減」の行政の取組に「生ごみ4Rアドバイザー派遣制度の拡充」を追加いたします。 あわせて、「資料編」の「11 用語解説」において、「生ごみ4Rアドバイザー派遣制度」を追加して説明します。	ア
6	ごみの減量化・資源化、SDGsや脱炭素の取組を推進するためにも、製品プラスチックの分別収集はスピード感を持って実施する必要がある。行政の取組に対する進行管理を見ると、令和9年までに調査・検討となっており、課題もあると思うが、「※実施可能と判断した場合、開始時期を決定し実施」を付記して推進してほしい。 また、市民に分かりやすい分別方法を考えもらいたい。	令和4年4月の「プラスチック資源循環法」の施行を受け、本市においても製品プラスチックの分別収集は積極的に進めるべき取組であると考えております。 いただいたご意見をもとに、5-5「行政の取組に対する進行管理」－取組の柱I「ごみの更なる削減」－基本施策1「家庭系ごみの減量化・資源化」－実施事業2「プラスチックごみの削減」－「製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討」に「※実施可能と判断した場合、開始時期を決定し実施」を追加いたします。 また、市民の意見や先行事例を参考とするなど、市民に分かりやす	ア

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
		い分別方法となるよう努めてまいります。	
7	<p>行政の取組 ○清掃工場や最終処分場の見学会の実施について</p> <p>今期の審議会を傍聴し、議事録を読み、最終処分場について多くの時間審議され、喫緊の課題であると実感した。令和19年には埋め立て地が満杯になり、次の候補地を決めなければならず、地元の負担も大きく、市民全体に広く周知しごみ減量していくことをスピード感を持って取り組まないとならない。</p> <p>しかし、現状は最終処分場の地元の南区では意識もあり知っている市民も多いが、中央区、緑区では、ごみを燃やした焼却灰を埋め立てられていることすら知らない市民が多い。そこで、この地域対象のまちかど講座を、依頼を待つのではなく、市が積極的に開き、最終処分場の現状の周知に力を入れて頂きたい。また、見学会を前年踏襲並みの実績にとどめず、回数を増やし、一人でも多くの市民に最終処分場を見てもらう機会を作つて頂きたい。</p>	<p>最終処分場の役割や必要性をより多くの市民にご理解いただき、ごみの減量化・資源化を進めることは大変重要であると考えており、これまでも公民館等の出前講座をはじめ、広報さがみはらや市ホームページ、ラジオ等の媒体を活用したり、各種イベント時のパネル啓発や現地見学会を開催したりするなど、様々な機会をとらえて周知してまいりました。</p> <p>特に現地見学会は、参加者の皆さんから好評をいただいており、市としてもより多くの方に最終処分場を知っていただく必要があると考えておりますので、引き続きこれらの取組を実施するとともに、新たな啓発等も検討してまいります。</p>	イ
8	最終処分場の深さと埋め立てた後のかさ上げした高さと広さの数値を入れ、わかりやすくビル何階建てとか、テニスコート何面分など明記し、その広大な埋め立て地が焼却灰で埋まってしまうというリアル感が実感できる表現で喫緊の課題であることを市民に強くアピールすべき。写真もガードレールが邪魔して広大さがわからない。もっと俯瞰でみた写真の方がわかりやすい。	<p>ご意見のとおり、最終処分場の大きさや、残余容量等が視覚的に分かるように、写真の差し替えを行いました。</p> <p>また、大きさが分かりやすいように写真のコメントとして「第2期整備地（手前）は学校のプール1,280個分の大きさ」を追加しました。</p>	ア
9	<p>最終処分場の延命化や、市の事務事業に伴うCO₂排出量の約6割を占める廃棄物焼却を減らすためにも、家庭ごみの大幅な減量化・資源化を推進する必要がある。</p> <p>残念ながら、集積所に出しさえすれば市が無料で処理してくれるを考える市民がまだまだ多いのが現実で、4Rの周知・啓発だけで家庭ごみの減量化・資源化を大きく進めることは難しい。レジ袋の有料化によりマイバッグの利用が一挙に進んだように、有料化等の市民の意識を変え、行動に移してもらえる施策の実施が必要です。</p>	<p>家庭から排出される一般ごみの有料化につきましては、ごみの減量化・資源化を進め、最終処分場の延命化を図る効果的な施策の一つとしてとらえております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き調査検討を進めてまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
10	<p>有料化については第2次一般廃棄物処理基本計画（以下第2次基本計画）策定の中で、審議会では「家庭ごみ有料化検討部会」を設け、とりまとめの報告を平成19年（2007）年8月8日の審議会で、報告し資料を作成している。その中で市は、平成15年度をピークに年々ごみ量が減少する傾向にあり、プラスチック製容器包装等の分別回収の実施や、市民に周知・啓発することにより、ごみ量が減少できるとし、有料化については、旧相模原地域と津久井地域のプラスチック製容器包装等の分別回収が統一され、減量化施策を着実に推進し、それでも一定期間にわたって家庭ごみの排出量が増加に転じるなど、ごみの減量化が図れない場合は、家庭ごみの有料化を導入すべきであると、見解を示している。第2次基本計画の結果は家庭ごみの量は減少していたが、目標値は達成できておらず、この時点で、明らかな減量化が達成できなかつたと判断し、第3次基本計画策定の時点での有料化導入をすべきであった。中間見直しのこの機会に、今まで調査、検討してきた内容を審議会で速やかに説明し、第2次基本計画策定で審議会に設けた「家庭ごみ有料化検討部会」のような重点審議部会を設け、令和9年度までの調査・検討を前倒しし第3次基本計画期間内に有料化を実施すべきである。</p> <p>また、戸別収集とプラスチック製品分別回収は、審議会でも意見が出ている通り、有料化とセットで行う方が市民の理解と意識改革が進みやすい。有料化で収集場所での回収のままでは指定されていないごみ袋で捨てられたときに放置されかねない。戸別収集とセットであれば、指定されていない袋で出されて回収されなくとも、出した人が出し直すことが出来る。プラスチック製品分別回収も指定の袋の価格を他の袋より高く設定すれば、抑制することが出来る。</p> <p>有料化と戸別収集をセットで実施した東京都調布市は翌年のごみ総排出量は前年対比約20%も減量している。近隣の青梅市、日野市も同様の実績があるがそれ以降の減量は横ばいで、有料化はカンフル剤的な減量化の最後の砦ともいわれる。有料化以降、最終処分場の課題はやはり、焼却灰のエコセメント化で、調布市は近隣自治体と組合を作り、日の</p>	<p>家庭から排出される一般ごみの有料化につきましては、ごみの減量化・資源化を進め、最終処分場の延命化を図る効果的な施策の一つとしてとらえており、市が調査、検討してきた内容を基に今後審議会の場で論議を進めてまいります。</p> <p>なお、平成19（2007）年11月7日開催の同審議会において、市は「家庭ごみの有料化については、仮にごみの排出量が目標値を上回ることがあったとしても、そのことをもって有料化を実施することではなく、一定期間にわたって排出量が増加した場合、有料化に取り組むとするものである。」と説明しており、目標値を達成しないことをもってただちに有料化を行うとはしておりません。</p> <p>また、家庭から排出される一般ごみの有料化にあわせて戸別収集やプラスチック製品の分別収集等を行ふことにつきましても審議会で議論してまいります。</p> <p>焼却残渣の資源化については、調査検討を進めてまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
	<p>出町でエコセメント化している。（調布市のごみ・リサイクルこれまでとこれから参照）審議会で、市はこのエコセメント事業は東京都主導の下、26 市町村が力を合わせ長い年月をかけて作ったものであると認識しており、ハードルが高いのが現状であるという見解であるが、踏み出さなければ何も起こらないゼロである。相模原市の力を発揮し、近隣の自治体と力をあわせ、東京都の事例を調査、研究し実現の第 1 歩を踏み出すことを切に願う。</p>		

6 改定の経緯

開催等年月日	内 容
令和4年11月21日 令和4年度 第2回審議会	○ 資料 ○ 一般廃棄物処理基本計画
令和5年2月13日～3月3日 廃棄物減量等推進員 アンケート調査	○ 対象：廃棄物減量等代表推進員 廃棄物減量等推進員 606人 ○回答者数：416人（回答率：68.6%）
令和5年3月24日 令和4年度 第3回審議会	○生活排水処理基本計画「サブ指標1 ダム集水区域の公共下水道整備率」 ○令和4年度ごみ質調査の結果 ○廃棄物減量等推進員を対象とした「ごみの減量化・資源化」に関するアンケート調査の結果
令和5年6月9日 令和5年度 第1回審議会	○施策の実施状況と課題
令和5年7月31日 令和5年度 第2回審議会	○数値目標に対する達成状況 ○施策体系・事業（案） ○答申（案）
令和5年8月23日 令和5年度 第3回審議会	○答申（案） ○各指標の数値目標 ○計画（改定前）の振り返り ○目標達成に向けた施策
令和5年10月6日 令和5年度 第4回審議会	○答申（案） ○一般廃棄物処理基本計画（改定）（案）
令和5年10月17日	一般廃棄物処理基本計画 答申書の手交
令和5年10月19日	調整会議
令和5年10月25日	決定会議
令和5年12月15日～ 令和6年1月22日	パブリックコメント
令和6年2月27日 令和5年度 第5回審議会	○一般廃棄物処理基本計画（改定）（案）
一般廃棄物処理基本計画（改定）（3月）	

【府内の検討状況】

- 一般廃棄物処理基本計画策定会議（関係課長打合せ会議） 5回
 - ごみ処理計画部会（分科会含む。） 10回
 - 生活排水処理計画部会 7回

7 訪問書

4 廃政課第1048号

令和4年11月21日

相模原市廃棄物減量等推進審議会

会長 竹田 幹夫 殿

相模原市長 本村 賢太郎

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について（訪問）

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）第4条第2項の規定に基づき、別紙のとおり訪問します。

以上

別 紙

1 諒問事項

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について

2 諒問理由

本市では、平成31年3月に「第3次 相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、廃棄物の減量化・資源化や生活排水の適正処理を進めるため、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、国では、令和2年に「2050年 カーボンニュートラル」を宣言し、本市では、令和2年9月に「さがみはら気候非常事態宣言」を行い、2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを表明するなど、廃棄物分野においても、「脱炭素社会」に向けた取り組みが求められています。

また、平成27年に国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、プラスチックごみや食品ロスの削減など、新たな課題への取り組みが求められているとともに、新型コロナウイルス感染症の発生により、これまで以上に安全かつ安定的な廃棄物処理が求められています。

今般、現基本計画の中間目標年度（令和5年度）を迎えることから、これらの国の動向や本市の状況等を踏まえ、本市の廃棄物の減量化・資源化や生活排水の適正処理の更なる推進に向けて、今後5年間の施策展開の方向性などの基本的事項について、貴審議会のご意見をいただきたく諒問するものです。

8 答申書

令和5年10月17日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市
廃棄物減量等推進審議会
会長 竹田 幹夫

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について（答申）

令和4年11月21日付け4廃政課第1048号により諮問のあった「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について、本審議会において公正かつ慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

以上

相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について(答申)

令和5年10月17日

相模原市廃棄物減量等推進審議会

目 次

1 はじめに	1
2 今回の改定に当たっての基本的な考え方	1
(1)改定の範囲	1
(2)改定に当たって特に留意が必要な事項	2
3 施策の進捗状況と課題	3
4 新しい動向等への対応	6
5 数値目標について	7
6 施策の徹底について	8
7 計画の推進、進行管理について	8
8 おわりに	8

1 はじめに

相模原市は都市と自然が融合する大きな魅力を持つ都市であり、多くの優れた地域資源もあり、このような可能性を最大限に活かしながら、急激に変化する時代に適応し、発展・進化を続けている。

これまで、相模原市では、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」の実現を目指して、平成31年3月に第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、ごみの更なる減量化・資源化や生活排水の適正処理を進めてきたが、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」やプラスチックごみ、食品ロスへの対応等の廃棄物をめぐる社会情勢の変化、また、新型コロナウイルス感染症が発生する中での廃棄物をめぐる環境の変化や廃棄物処理の維持等、廃棄物を取り巻く社会情勢と環境等は絶え間なく変化している。

また、相模原市では、高齢社会の進行に伴う労働力人口の減少や地域活力の低下が懸念されるが、将来に渡って、ごみを安定的・計画的に処理するためには、年間100億円を超える多額の費用が必要であり、この処理費用も増大する傾向にある。あわせて、限りある施設である最終処分場の更なる延命化を図り、長期利用を図ることは喫緊の課題である。このような課題を解決し、将来の世代により良い環境を引き継ぐためには、ごみの更なる減量化・資源化に取り組む必要がある。

こうした中、本審議会では、現基本計画の中間年度に当たる令和5年度の見直しに向けて、令和4年11月に市長から「相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について」の諮問を受け、検討を重ねてきた。

ここに、審議会として「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」の更なる推進のため、その目標、施策についての意見を答申する。

2 今回の改定に当たっての基本的な考え方

（1）改定の範囲

今回の改定は中間年度における見直しのため、骨格に当たる基本理念、取組の柱は現基本計画を踏襲することが妥当であるが、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や相模原市のごみ排出量や最終処分場等の動向、これまでの各種施策の実施状況等を踏まえ、施策や数値等の見直しを行うことが必要である。

このため、改定に当たっての基本的な施策体系等について、特に留意が必要な事項や追加すべき新規施策、見直し事項等を示す。

(2)改定に当たって特に留意が必要な事項

① 現施策・事業の評価を反映した改定とすること

これまで実施された施策・事業について、計画策定後の実績を整理し、その内容について評価を行い、目標達成に向け、抽出した課題を改善できるように計画改定に反映させること。

② 新たな人口フレームやごみ減量化の取組等を勘案したごみ処理や生活排水処理の数値目標の見直しを行うこと

国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計の考え方や現在のごみの排出状況、今後のごみ減量化の取組等を勘案し、ごみ処理や生活排水処理の数値目標の見直しを行うこと。

③ 大規模災害等への対応の充実及び新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応を確保すること

令和元年東日本台風における災害廃棄物処理の経験を活かし、万全の体制を構築すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大時の経験を活かし、感染症拡大防止のための行動制限下においても、社会機能の維持のために不可欠な事業である、ごみやし尿・浄化槽汚泥等の収集運搬及び処理体制を確保すること。

④ ごみ・資源集積場所に係る諸問題への対応について検討すること

高齢化や自治会加入率の低下が進む中、ごみ・資源集積場所の新規設置や維持管理、排出ルールの周知徹底、粗大ごみや事業系ごみの不法投棄等、ごみ・資源集積場所に係る諸問題に対応するため、行政と地域が互いに連携・協働する体制が図られるよう、検討すること。

また、ごみ・資源集積場所の設置や管理に係る課題解決案として、戸別収集を検討することも必要と考えるが、戸別収集には、ごみ・資源集積場所の課題解決だけでなく、地域特性を踏まえた収集運搬体制の構築、収集車両や人員増に伴う収集運搬経費の増加や脱炭素社会に向けた取組との整合性等の複合した課題があり、諸問題の解決には相当の時間を要することが想定される。このため、戸別収集の導入について、速やかに検討を進めるべきである。

⑤ 家庭ごみの有料化の導入について検討すること

現在のまま埋め立てると、令和 19 年度に最終処分場が満杯となることや、今後、新たな処分場を確保していくことが難しいこと等を踏まえると、市民一人ひとりが、ごみの更なる減量化に最大限取り組む必要がある。このため、ごみの減量

化に効果の大きい家庭ごみの有料化について、喫緊の課題として検討すべきである。

3 施策の進捗状況と課題

(1) 取組の柱 I ごみの更なる削減

基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

- ア 生ごみの比率は減少しているものの、生ごみに含まれる本来食べられたはずの食品である食品ロスの割合は増加している。生ごみは、家庭系ごみの約31%を占めており、引き続き、生ごみ処理容器の利用を促進するなど、生ごみの減量化・資源化を図るべきである。また、食品ロスの削減では、市施設やイベント開催時にフードドライブを実施したり、市広報紙やホームページ等を通じて啓発を行ったりしているが、市民への周知・啓発をより一層行う必要がある。
- イ 家庭系ごみの資源化に向けた取組では、一般ごみに含まれるプラスチック製容器包装の比率が横ばいとなっており、より一層の周知・啓発により、プラスチック製容器包装の資源化を図る必要がある。
- ウ 令和2年7月からレジ袋が有料となったことにより、買い物にマイバッグを持参するなど、レジ袋を辞退する傾向にあるものの、レジ袋や過剰包装等の削減をより一層進めるためにも、引き続き、マイバッグやマイボトルの利用促進を図るとともに、事業者への働きかけを行う必要がある。
- エ ごみ排出ルールの周知・啓発は、冊子「ごみと資源の日程・出し方」や同冊子の外国語版(5か国語)を作成し、転入者や希望者に配布するとともに、分別サイトや分別アプリ、SNSでの情報発信に取り組んでいる。外国人にも分かりやすい周知・啓発や不動産業者と連携した比較的分別排出の関心が薄い市民に対する啓発活動の実施についても、検討する必要がある。
- オ 集団資源回収は、地域における自主的な資源回収の促進や地域コミュニティの形成に資するが、登録団体数が減少しており、新規実施団体を増やすため集合住宅の管理組合等、集団資源回収に参加していない団体へのアプローチなどの取組を検討する必要がある。
- カ 環境教育は、小学校等での出前講座や自治会等への出張相談会を行っているが、引き続き、出前講座を行う等、幅広い世代を対象に事業を行う必要がある。
- キ 家庭から出される剪定枝の資源としての回収や、市民が無料で直接剪定枝を持ち込むことができる場所について検討する必要がある。

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

- ア 平成28年度に実施した組成分析調査によると、事業系ごみのうち、約41%を生ごみが占めていたが、令和4年度に実施した組成分析調査では、約31%を生ごみが占めており、そのうち約60%は食品ロスであり、生ごみの割合は減っているものの、依然として、事業系ごみの多くを占めている。また、事業系ごみのうち、資源化可能物は約12%、産業廃棄物は約21%混入していた。このことから、引き続き、生ごみ・食品ロスの削減に向けた周知・啓発を進めるとともに、清掃工場への資源化可能物や産業廃棄物等の搬入防止のために搬入物検査の強化を図るべきである。
- イ 公共施設から排出される剪定枝の資源化や、事業者に対する木くず・剪定枝の資源化の普及啓発を行っている。あわせて、学校給食で発生する残さの一部を飼料化することで資源化を図っている。木くずや剪定枝、学校給食で発生する残さの資源化について、これまでの取組を継続するとともに、経費増等を理由に安易に焼却処分をしないよう、更なる資源化の拡大に向けた検討をする必要がある。
- ウ 多量排出事業者から提出された、事業系ごみの減量化・資源化に関する計画書により、個別の事業者に焦点を当てた指導を行うとともに、中小事業者を訪問して、排出ルールの周知・啓発等、事業系ごみの適正排出を進めている。排出事業者に対するこれまでの取組を継続するとともに、より効果的な指導・啓発について検討する必要がある。

(2) 取組の柱II ごみの適正な処理

基本施策1 ごみ処理体制の整備

- ア 北清掃工場では、基幹的設備等改良工事を行い、15年間の施設の延命化と二酸化炭素排出量の削減、発電効率の向上を図った。ごみ処理の効率性、利便性、災害時の対応のため、清掃工場の2工場処理体制を、引き続き維持する必要がある。
- イ ごみ処理の過程で生成される溶融スラグは、公共工事の道路資材等に有効利用したが、溶融スラグの有効利用は最終処分場の延命化に繋がることから、利用先や用途の拡大を検討すべきである。また、溶融スラグだけでなく、ごみ処理段階における新たな資源化についても検討すべきである。
- ウ 一般廃棄物最終処分場第2期整備地のかさ上げ工事や、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けて、それぞれ準備を進めるとともに、最終処分場の延命化、さらには次期最終処分場への地域の理解を得るために、より一層ごみの減量化・資源化に取り組む必要がある。

基本施策2 不適正処理防止対策

- ア 不法投棄防止対策では、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置やパトロールの実施、津久井地域不法投棄防止協議会と連携した不法投棄防止活動を行っている。不法投棄回収量は減少傾向にあるが、不法投棄防止のため、自治会等とも協力し、今後も継続して取組を進めるとともに、不法投棄行為者への行政指導を強化する必要がある。
- イ 資源の持ち去り行為対策として、市民等から通報を受けたごみ・資源集積場所のパトロールや持ち去り行為者への指導を行っている。また、不用品の違法回収業者対策として、市民等に違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起を行うとともに、情報提供に基づきパトロールを行っている。今後も継続してパトロール等を行うとともに、積極的な市民への周知・啓発をするべきである。

(3) 取組の柱III ごみゼロに向けた協働の推進

- ア 自治会や廃棄物減量等推進員等の関係団体と連携して、5月30日の「きれいなまちづくりの日」を中心に、地域清掃や各種キャンペーンを行っている。今後も、継続して関係団体と連携した各種キャンペーン等の実施や情報発信を行うとともに、良好な環境を保っているごみ・資源集積場所の取組紹介や表彰等について検討する必要がある。
- イ 自治会等と協力して、ごみ・資源集積場所の利用者に、適正排出のための啓発、指導を強化する必要がある。特に、自治会未加入者への啓発、指導について、有効な方法を検討すべきである。
- ウ ごみ・資源集積場所のごみ排出ルールについては、早朝啓発等を行い利用者に周知しているが、より一層の周知徹底を図るため、継続して分別指導を行うほか、より効果的な啓発を実施することが必要である。

(4) 取組の柱IV 生活排水の適正な処理

- ア ダム集水区域では公共下水道の整備と高度処理型合併浄化槽の設置を進めている。また、ダム集水区域外の公共下水道の整備計画区域外では、単独処理浄化槽等の設置管理者に、合併処理浄化槽への転換及び補助制度の周知・啓発を行っている。引き続き、公共下水道の整備や高度処理型合併浄化槽の設置を進めるべきである。
- イ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、家屋の修繕計画への影響や浄化槽設置者に経済的な負担が生じることなどから進んでいない状況がある。公共用水域等の水質汚濁を防止するためにも、引き続き、合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。

ウ し尿・浄化槽汚泥等を安全・安定的に処理するため、津久井クリーンセンターの維持管理を適正に行うとともに、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が旧相模原市域と異なる津久井地域の浄化槽清掃料金について、引き続き、市民負担の均衡を保つ必要がある。

(5) 取組の柱V 大規模災害への備え

基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備

令和元年東日本台風では、災害が津久井地域に集中したため津久井地区に仮置場を設置するとともに、大量に発生した災害廃棄物を適切に処理した。また、令和元年東日本台風時の対応を踏まえ、荒天時におけるごみ・資源の収集等の対応に関する取扱いや市民への情報提供体制を定め、市民に周知を行った。

今後は、令和元年東日本台風時の災害廃棄物処理の課題等を踏まえ、「災害廃棄物等処理計画」や「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直しを行うとともに、平時からの備えとして、災害廃棄物等の排出ルールをつくり、周知・啓発する必要がある。

基本施策2 応援・受援体制の整備

他自治体と災害対応に関する情報交換を行うとともに、災害協定を締結している民間事業者と地震等大規模災害を想定した防災訓練を行っている。引き続き、平時からの他自治体との情報交換や、民間事業者との定期的な防災訓練等を行い、災害時の連携・協力関係の強化を図る必要がある。

4 新しい動向等への対応

① プラスチックごみ対策

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしているが、使用後に発生するプラスチックごみは、廃棄物の焼却処理に伴い発生する温室効果ガスの大きな排出要因であり、相模原市が目指す脱炭素社会の実現に向けて、プラスチック資源循環への対応は、重要である。

令和3年6月に制定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、製品プラスチックについても、プラスチック製容器包装リサイクルートを活用して資源化していくことが可能となっており、プラスチックごみ問題への取組を強化するため、今後、製品プラスチックの収集の実施に向けた取組を進めて行くことが必要である。また、市民及び事業者には引き続きプラスチックの使用の抑制等を働きかけることが必要である。

② 食品ロス対策

わが国では、食料の多くを海外からの輸入に依存している一方で、年間約523万トン(令和3年度推計値)もの食品ロスが発生している。2020年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることを目標として掲げており、SDGsの観点からも、その実現に向けて取り組む必要がある。

そのため、令和元年5月に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画を策定し、さらに取組を強化することが必要である。

③ 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現

2020年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、「2050年までに、二酸化炭素の排出量を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを表明した相模原市は、ゼロカーボンシティとして脱炭素社会の実現に向けた取組を進めている。日常生活や経済活動に伴って排出される二酸化炭素を減らすため、行政だけではなく市民や事業者と協働して、廃棄物の更なる減量化や資源の循環的利用、エネルギーの有効活用等により天然資源の消費を抑制させ、環境への負荷をできる限り低減させる等、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要がある。

5 数値目標について

現計画の数値目標の達成状況では、ごみ総排出量や最終処分量等の数値目標、サブ指標で計画目標値を達成しているが、「食品ロス排出量」や「ダム集水区域の公共下水道整備率」では、中間目標値、計画目標値ともに達成が困難と見込まれる。

すでに、目標を達成した数値目標、サブ指標についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ排出量は減少したが、社会経済活動が回復しつつあり、それに伴い、ごみ排出量が増加することが予想される。

このため、社会経済活動の変化や、ごみの排出量、排出の傾向等を考慮するとともに、ごみの減量化の加速に向けた新たな取組の実施等も踏まえて、数値目標、サブ指標について、高い目標を設定することも検討すべきである。

また、「食品ロス排出量」や「ダム集水区域の公共下水道整備率」については、算出式の妥当性もしくは新たな目標の設定も含めて検討が必要である。

6 施策の徹底について

① 資源化できる家庭系ごみの分別の徹底

現在、紙類やプラスチック製容器包装等の分別収集や資源化に係る取組を進めているが、組成分析調査の結果から、家庭から排出される一般ごみに含まれている紙類やプラスチック類の量はあまり減少していないことが判明している。ごみの発生、排出抑制に重点を置いた4Rの取組を進めることで、一般ごみの量を減らすべきである。

② 資源化できる事業系ごみの分別及び法令遵守の徹底

現在、事業系ごみの適正排出に向けた取組を進めているが、組成分析調査の結果から、適正な分別がされていない事例が判明している。資源化可能物や産業廃棄物の分別に係る取組をより一層強化することや、生ごみや食品ロスの周知・啓発に係るより一層の取組により、事業系ごみの量を減らすべきである。

7 計画の推進、進行管理について

基本計画の推進に当たり、市民・事業者・行政の3者が積極的に取組を展開する必要がある。なお、その際には事業に係る効果や、受益と負担の適正化等を考慮し、必要に応じて事業の再構築や、ごみ・し尿処理手数料等の見直し等を行っていくべきである。

また、計画の進捗状況や目標の達成状況に関する市民理解を深めることが重要かつ効果的と考えることから、計画全体の進行管理を適切に行うとともに、毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、その取り組み結果をまとめ、市民にわかりやすく公開していく必要がある。

8 おわりに

未来にわたり、着実に歩み続ける相模原市の廃棄物行政を受け継いでいくため、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」の実現に向けた具体的な取組について、本審議会において審議を重ねてきた。

ごみの減量化・資源化には、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠である。多くの市民は、現在の最終処分場が令和19年には満杯が見込まれること、そして今後、新たな最終処分場を確保していくことが難しいという事実を知らない。行政には、この厳しい現実を市民にきちんと伝え、市民一人ひとりが自分事としてしっかりと受け止め、行動するよう働きかけることが求められる。

ごみは誰もが日々の生活の中で出すものであり、清掃工場や最終処分場といった廃棄物処理施設のある地域の住民だけに負担を強いるのではなく、すべての市民が痛みを共有し、ごみの減量化に取り組まなければ、ごみ問題の解決への道筋は開けない。次期最終処分場の整備に向けた検討を進めている今は、本市のごみ問題を考え、ごみのより一層の減量化・資源化を考える絶好の機会である。

また、ごみは焼却して最終的に埋立てるという現在の処理方法を見直し、最終処分場はこれ以上造らないという方向に発想を転換することも必要である。

今回改定する基本計画においては、この答申の内容を十分に踏まえ、市民・事業者・行政それぞれが当事者の意識を持ち、協働して行動されることを望みたい。

9 相模原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(令和6年3月現在・五十音順・敬称略)

会長	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会
職務代理者	藤倉 まなみ	桜美林大学
委員	安藤 正義	相模原市老人クラブ連合会
	石川 冬子	さがみはら消費者の会
	内田 勝久	神奈川県立学校長会議 相模原地区会議
	近江 良一	相模原商工会議所
	大久保 匡	相模原廃棄物対策協議会
	大河内 由美子	麻布大学
	落合 幸男	相模原市農業協同組合
	加賀谷 育子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら
	栗岡 理子	公募
	幸山 隆	※ 相模原地域連合
	篠原 直彦	※ 公募
	下島 優香子	※ 相模女子大学
	須藤 みね子	さがみはら4R連絡会
	武井 俊長	津久井地域不法投棄防止協議会
	中島 勝平	相模原市廃棄物減量等代表推進員
	原 正弘	神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会
	堀川 伸晴	相模原市子ども会育成連絡協議会
	松平 和也	公募
	矢部 健	相模原地域連合
	山口 正樹	※ 神奈川県立学校長会議 相模原地区会議
	山崎 勇貴	※ 津久井地域不法投棄防止協議会
	山田 とし子	相模女子大学
	渡部 一浩	※ 相模原廃棄物対策協議会

※は、審議期間中（令和4年11月から令和6年2月まで）に退任された委員

10 廃棄物減量等推進員を対象とした「ごみの減量化・資源化」に関するアンケート

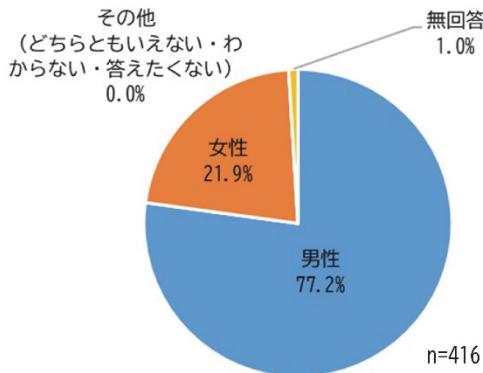
調査概要

- (1) 目的 第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画を改定する上で基礎資料とするため、廃棄物減量等推進員を対象とするアンケート調査を実施したもの。
- (2) 対象 廃棄物減量等代表推進員・廃棄物減量等推進員 606人
- (3) 回答者数 416人（回答率：68.6%）
- (4) 実施期間 令和5年2月13日（月）から3月3日（金）まで
- (5) 実施方法 郵送により実施

調査結果

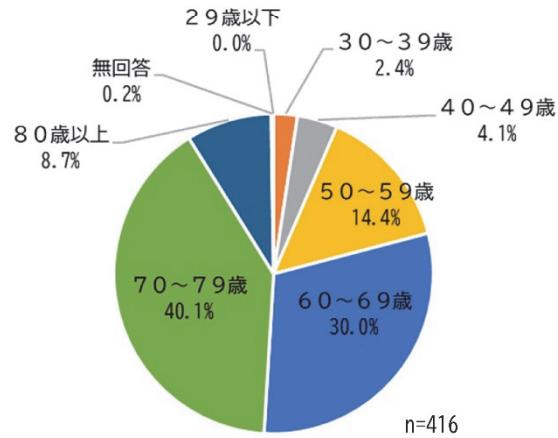
【問】あなたの性別をお伺いします。

選択肢	回答数	回答分布
男性	321	77.2%
女性	91	21.9%
その他	0	0.0%
無回答	4	1.0%
計	416	100.0%



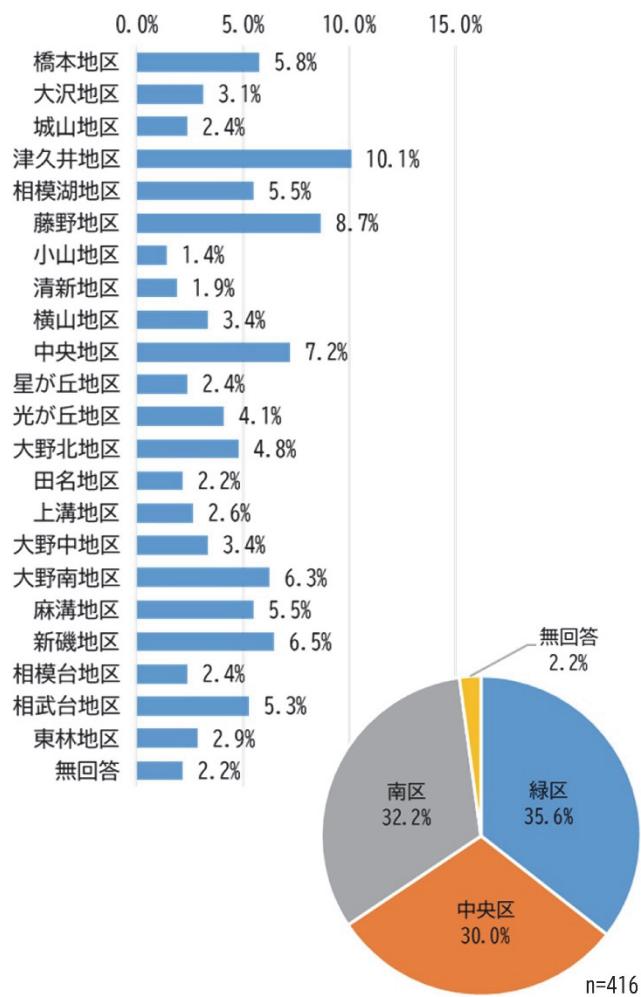
【問】あなたの年齢をお伺いします。

選択肢	回答数	回答分布
29歳以下	0	0.0%
30～39歳	10	2.4%
40～49歳	17	4.1%
50～59歳	60	14.4%
60～69歳	125	30.0%
70～79歳	167	40.1%
80歳以上	36	8.7%
無回答	1	0.2%
計	416	100.0%



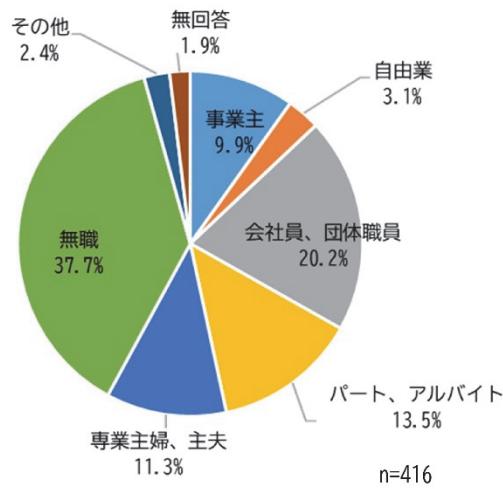
【問】あなたのお住まいの地区をお伺いします。

選択肢	回答数	回答分布
橋本地区	24	5.8%
大沢地区	13	3.1%
城山地区	10	2.4%
津久井地区	42	10.1%
相模湖地区	23	5.5%
藤野地区	36	8.7%
小山地区	6	1.4%
清新地区	8	1.9%
横山地区	14	3.4%
中央地区	30	7.2%
星が丘地区	10	2.4%
光が丘地区	17	4.1%
大野北地区	20	4.8%
田名地区	9	2.2%
上溝地区	11	2.6%
大野中地区	14	3.4%
大野南地区	26	6.3%
麻溝地区	23	5.5%
新磯地区	27	6.5%
相模台地区	10	2.4%
相武台地区	22	5.3%
東林地区	12	2.9%
無回答	9	2.2%
計	416	100.0%



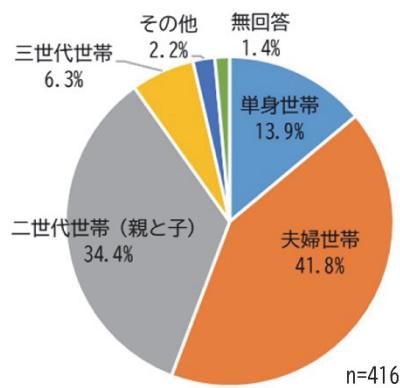
【問】あなたの職業をお伺いします。

選択肢	回答数	回答分布
事業主	41	9.9%
自由業	13	3.1%
会社員、団体職員	84	20.2%
パート、アルバイト	56	13.5%
専業主婦、主夫	47	11.3%
無職	157	37.7%
その他	10	2.4%
無回答	8	1.9%
計	416	100.0%



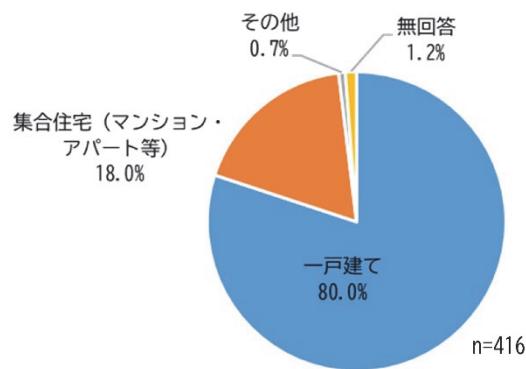
【問】あなたの家族構成をお伺いします。

選択肢	回答数	回答分布
単身世帯	58	13.9%
夫婦世帯	174	41.8%
二世代世帯（親と子）	143	34.4%
三世代世帯	26	6.3%
その他	9	2.2%
無回答	6	1.4%
計	416	100.0%



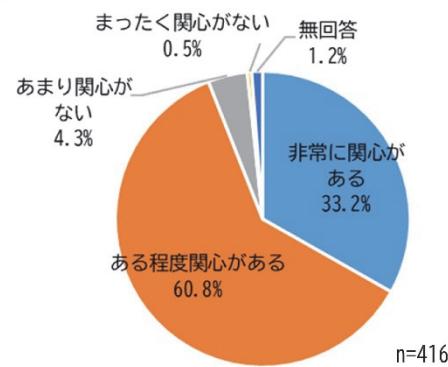
【問】あなたのお住まいをお伺いします。

選択肢	回答数	回答分布
一戸建て	333	80.0%
集合住宅	75	18.0%
その他	3	0.7%
無回答	5	1.2%
計	416	100.0%



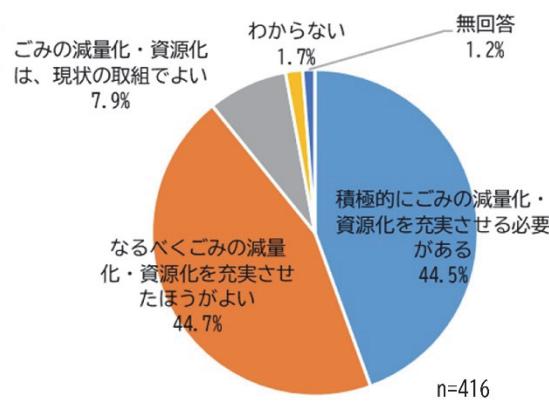
【問】あなたはごみの減量化・資源化に関心がありますか。

選択肢	回答数	回答分布
非常に関心がある	138	33.2%
ある程度関心がある	253	60.8%
あまり関心がない	18	4.3%
まったく関心がない	2	0.5%
無回答	5	1.2%
計	416	100.0%



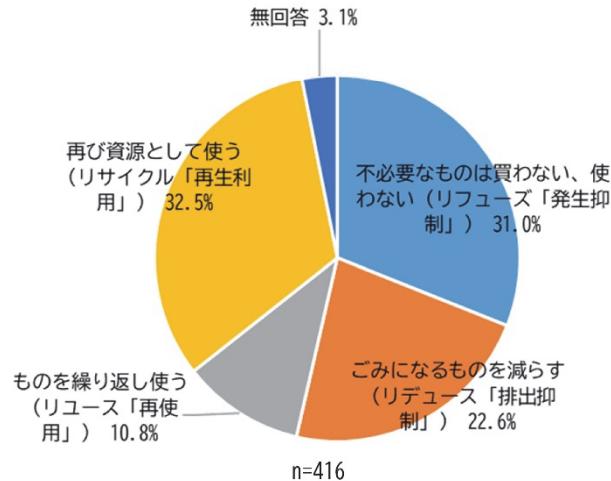
【問】環境省が実施する「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、令和2年度の相模原市民1人1日当たりのごみの総排出量（家庭ごみ・事業系ごみ・資源の合計）は873グラムで、全国平均901グラムより少くなっています。一方、ごみ処理には市民1人当たり年間9,363円かかっています。あなたは、今後、市が行うごみの減量化・資源化の取組について、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	回答分布
積極的にごみの減量化・資源化を充実させる必要がある	185	44.5%
なるべくごみの減量化・資源化を充実させたほうがよい	186	44.7%
ごみの減量化・資源化は、現状の取組でよい	33	7.9%
わからない	7	1.7%
無回答	5	1.2%
計	416	100.0%



【問】相模原市では「4R」（リユース「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再利用」、リサイクル「再生利用」）を推進していますが、あなたは「4R」の中で最も大切なことは何だと思いますか。

選択肢	回答数	回答分布
不必要なものは買わない、使わない（リユース「発生抑制」）	129	31.0%
ごみになるものを減らす（リデュース「排出抑制」）	94	22.6%
ものを繰り返し使う（リユース「再使用」）	45	10.8%
再び資源として使う（リサイクル「再生利用」）	135	32.5%
無回答	13	3.1%
計	416	100.0%



【問】あなたは、ごみを減らす取組について、それぞれどの程度実践していますか。

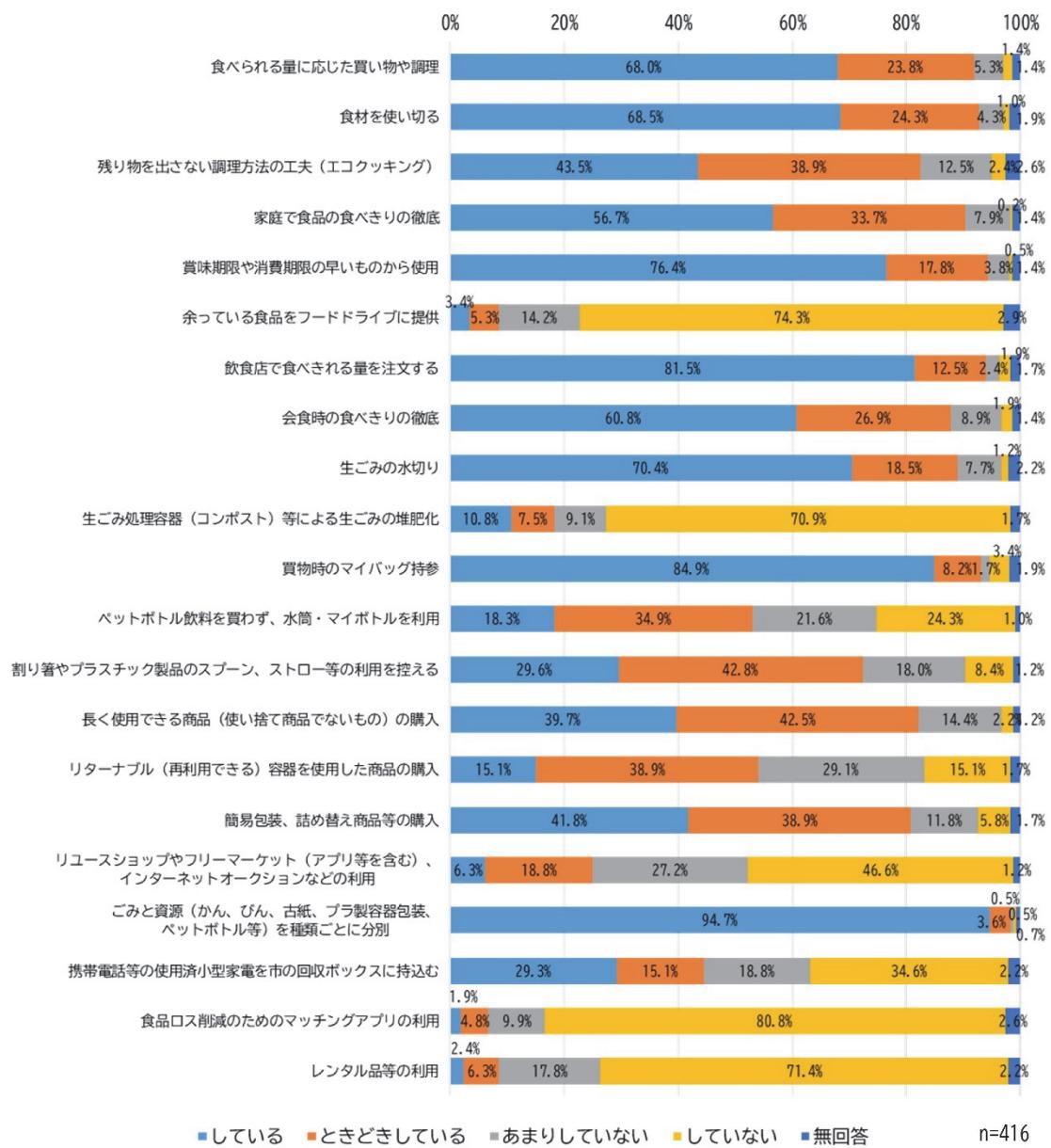
【回答数】

項目	している	しているときどき	いない	あまりしてない	していない	無回答	計
食べられる量に応じた買い物や調理	283	99	22	6	6	6	416
食材を使い切る	285	101	18	4	8	8	416
残り物を出さない調理方法の工夫 (エコクッキング)	181	162	52	10	11	11	416
家庭で食品の食べきりの徹底	236	140	33	1	6	6	416
賞味期限や消費期限の早いものから使用	318	74	16	2	6	6	416
余っている食品をフードドライブに提供	14	22	59	309	12	12	416
飲食店で食べきれる量を注文する	339	52	10	8	7	7	416
会食時の食べきりの徹底	253	112	37	8	6	6	416
生ごみの水切り	293	77	32	5	9	9	416
生ごみ処理容器(コンポスト)等による生ごみの堆肥化	45	31	38	295	7	7	416
買物時のマイバッグ持参	353	34	7	14	8	8	416
ペットボトル飲料を買わず、水筒・マイボトルを利用	76	145	90	101	4	4	416
割り箸やプラスチック製品のスプーン、ストロー等の利用を控える	123	178	75	35	5	5	416
長く使用できる商品(使い捨て商品でないもの)の購入	165	177	60	9	5	5	416
リターナブル(再利用できる)容器を使用した商品の購入	63	162	121	63	7	7	416
簡易包装、詰め替え商品等の購入	174	162	49	24	7	7	416
リユースショップやフリーマーケット(アプリ等を含む)、インターネットオークションなどの利用	26	78	113	194	5	5	416
ごみと資源(かん、びん、古紙、プラスチック製容器包装、ペットボトル等)を種類ごとに分別	394	15	2	2	3	3	416
携帯電話等の使用済小型家電を市の回収ボックスに持込む	122	63	78	144	9	9	416
食品ロス削減のためのマッチングアプリの利用	8	20	41	336	11	11	416
レンタル品等の利用	10	26	74	297	9	9	416
その他							12

【回答分布】

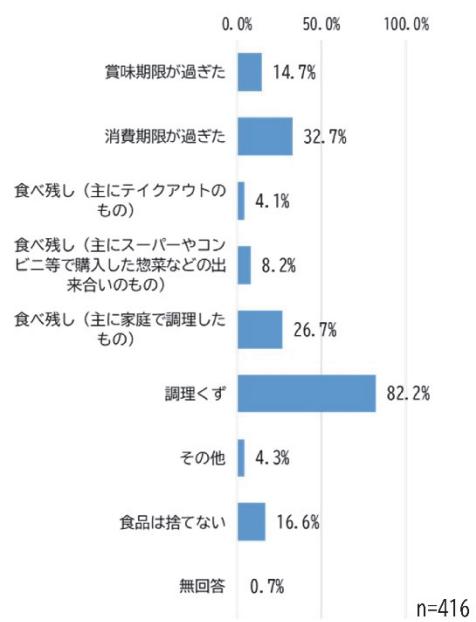
項目	している	しているときどき	いない	あまりしてない	していない	無回答	計
食べられる量に応じた買い物や調理	68.0%	23.8%	5.3%	1.4%	1.4%	1.4%	100.0%
食材を使い切る	68.5%	24.3%	4.3%	1.0%	1.9%	1.9%	100.0%
残り物を出さない調理方法の工夫（エコクッキング）	43.5%	38.9%	12.5%	2.4%	2.6%	2.6%	100.0%
家庭で食品の食べきりの徹底	56.7%	33.7%	7.9%	0.2%	1.4%	1.4%	100.0%
賞味期限や消費期限の早いものから使用	76.4%	17.8%	3.8%	0.5%	1.4%	1.4%	100.0%
余っている食品をフードドライブに提供	3.4%	5.3%	14.2%	74.3%	2.9%	2.9%	100.0%
飲食店で食べきれる量を注文する	81.5%	12.5%	2.4%	1.9%	1.7%	1.7%	100.0%
会食時の食べきりの徹底	60.8%	26.9%	8.9%	1.9%	1.4%	1.4%	100.0%
生ごみの水切り	70.4%	18.5%	7.7%	1.2%	2.2%	2.2%	100.0%
生ごみ処理容器（コンポスト）等による生ごみの堆肥化	10.8%	7.5%	9.1%	70.9%	1.7%	1.7%	100.0%
買物時のマイバッグ持参	84.9%	8.2%	1.7%	3.4%	1.9%	1.9%	100.0%
ペットボトル飲料を買わず、水筒・マイボトルを利用	18.3%	34.9%	21.6%	24.3%	1.0%	1.0%	100.0%
割り箸やプラスチック製品のスプーン、ストロー等の利用を控える	29.6%	42.8%	18.0%	8.4%	1.2%	1.2%	100.0%
長く使用できる商品（使い捨て商品でないもの）の購入	39.7%	42.5%	14.4%	2.2%	1.2%	1.2%	100.0%
リターナブル（再利用できる）容器を使用した商品の購入	15.1%	38.9%	29.1%	15.1%	1.7%	1.7%	100.0%
簡易包装、詰め替え商品等の購入	41.8%	38.9%	11.8%	5.8%	1.7%	1.7%	100.0%
リユースショップやフリーマーケット（アプリ等を含む）、インターネットオークションなどの利用	6.3%	18.8%	27.2%	46.6%	1.2%	1.2%	100.0%
ごみと資源（かん、びん、古紙、プラ製容器包装、ペットボトル等）を種類ごとに分別	94.7%	3.6%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	100.0%
携帯電話等の使用済小型家電を市の回収ボックスに持込む	29.3%	15.1%	18.8%	34.6%	2.2%	2.2%	100.0%
食品ロス削減のためのマッチングアプリの利用	1.9%	4.8%	9.9%	80.8%	2.6%	2.6%	100.0%
レンタル品等の利用	2.4%	6.3%	17.8%	71.4%	2.2%	2.2%	100.0%

【グラフ】



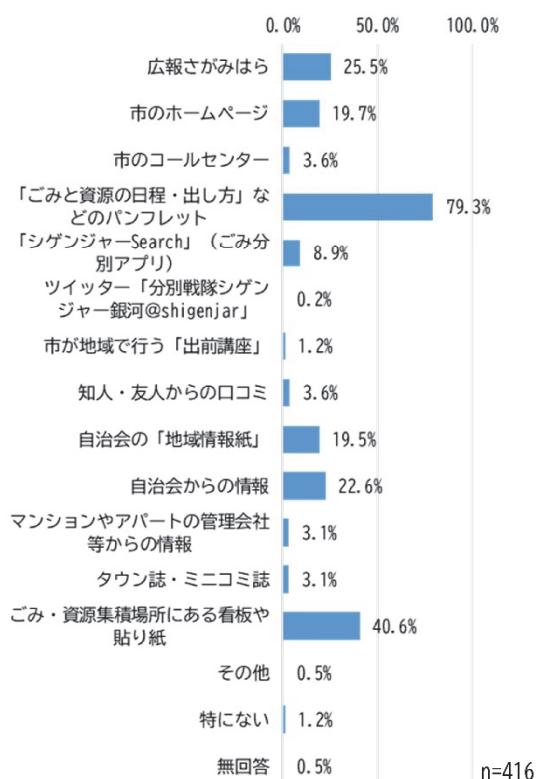
【問】本市では、家庭から年間約4万2,300トンの生ごみが出されていますが、そのうちの約1万2,400トンが食品ロス（本来食べられるはずだったにも関わらず廃棄された食品）となっており、市民1人1日当たりにすると約47グラムとなっています。（数値は、家庭ごみの排出量からの推計です。）あなたが、食品を捨てる主な理由として、当てはまるものをお選びください。

選択肢	回答数	回答分布
賞味期限が過ぎた	61	14.7%
消費期限が過ぎた	136	32.7%
食べ残し（主にテイクアウトのもの）	17	4.1%
食べ残し（主にスーパー・コンビニ等で購入した惣菜などの出来合いのもの）	34	8.2%
食べ残し（主に家庭で調理したもの）	111	26.7%
調理くず	342	82.2%
その他	18	4.3%
食品は捨てない	69	16.6%
無回答	3	0.7%



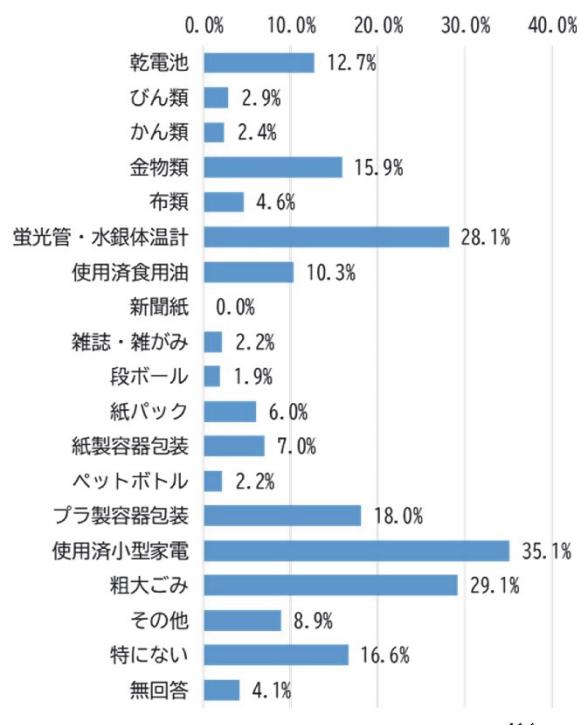
【問】あなたが、ごみや資源などを分別する場合に、参考にしているものは何ですか。

選択肢	回答数	回答分布
広報さがみはら	106	25.5%
市のホームページ	82	19.7%
市のコールセンター	15	3.6%
「ごみと資源の日程・出し方」などのパンフレット	330	79.3%
「シゲンジャーSearch」（ごみ分別アプリ）	37	8.9%
ツイッター「分別戦隊シゲンジャー銀河@shigenjar」	1	0.2%
市が地域で行う「出前講座」	5	1.2%
知人・友人からの口コミ	15	3.6%
自治会の「地域情報紙」	81	19.5%
自治会からの情報	94	22.6%
マンションやアパートの管理会社等からの情報	13	3.1%
タウン誌・ミニコミ誌	13	3.1%
ごみ・資源集積場所にある看板や貼り紙	169	40.6%
その他	2	0.5%
特ない	5	1.2%
無回答	2	0.5%



【問】本市では、次のとおり資源や容器包装プラなどの分別をお願いしています。あなたが、分別をするときに、迷ったり、分かりにくいたりする品目は何ですか。

選択肢	回答数	回答分布
乾電池	53	12.7%
びん類	12	2.9%
かん類	10	2.4%
金物類	66	15.9%
布類	19	4.6%
蛍光管・水銀体温計	117	28.1%
使用済食用油	43	10.3%
新聞紙	0	0.0%
雑誌・雑がみ	9	2.2%
段ボール	8	1.9%
紙パック	25	6.0%
紙製容器包装	29	7.0%
ペットボトル	9	2.2%
プラスチック容器包装	75	18.0%
使用済小型家電	146	35.1%
粗大ごみ	121	29.1%
その他	37	8.9%
特になし	69	16.6%
無回答	17	4.1%

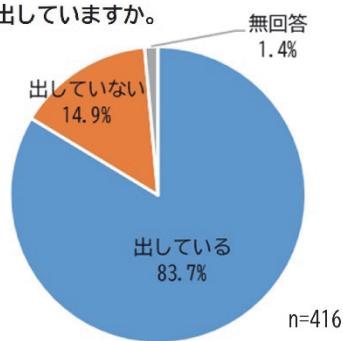


n=416

【問】本市では、「容器包装プラの日」にペットボトルとプラスチック容器包装を出していただいている、汚れが取りきれないものののみ一般ごみの日に出していただくようお願いしています。

(1) あなたは、ペットボトルとプラスチック容器包装を分けて別の袋で出していますか。

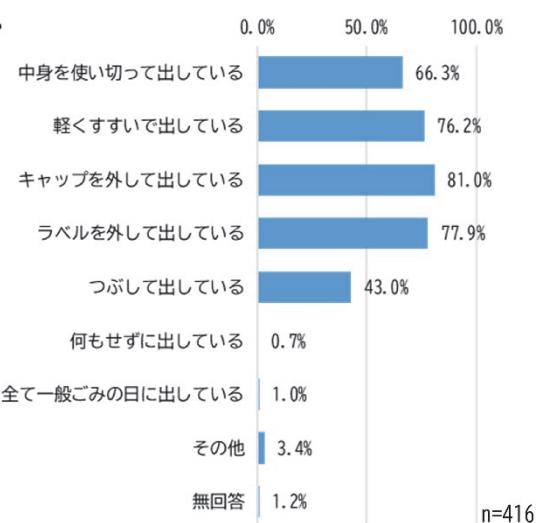
選択肢	回答数	回答分布
出している	348	83.7%
出していない	62	14.9%
無回答	6	1.4%
計	416	100.0%



n=416

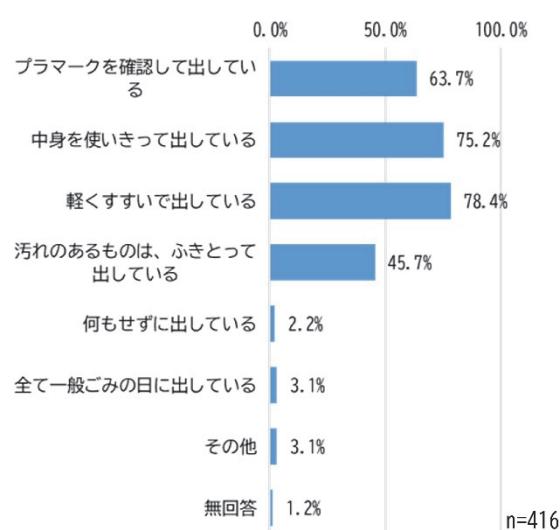
(2) あなたは、ペットボトルをどのように出していますか。

選択肢	回答数	回答分布
中身を使い切って出している	276	66.3%
軽くすいで出している	317	76.2%
キャップを外して出している	337	81.0%
ラベルを外して出している	324	77.9%
つぶして出している	179	43.0%
何もせずに出している	3	0.7%
全て一般ごみの日に出している	4	1.0%
その他	14	3.4%
無回答	5	1.2%



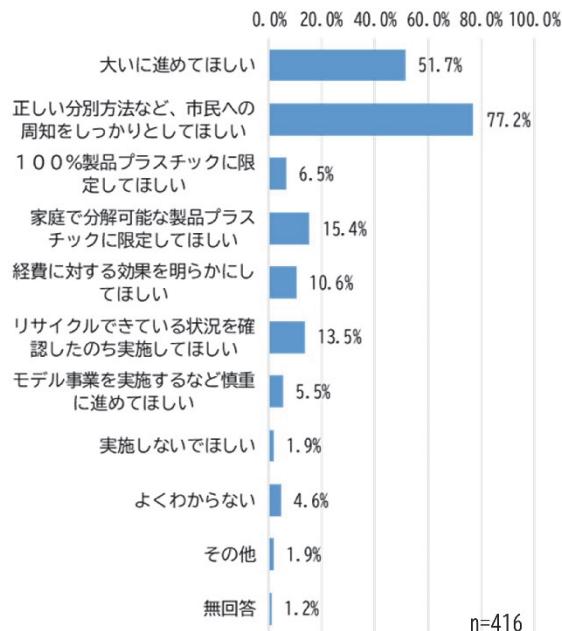
(3) あなたは、プラ製容器包装をどのように出していますか。

選択肢	回答数	回答分布
プラマークを確認して出している	265	63.7%
中身を使いきって出している	313	75.2%
軽くすいで出している	326	78.4%
汚れのあるものは、ふきとって出している	190	45.7%
何もせずに出している	9	2.2%
全て一般ごみの日に出している	13	3.1%
その他	13	3.1%
無回答	5	1.2%



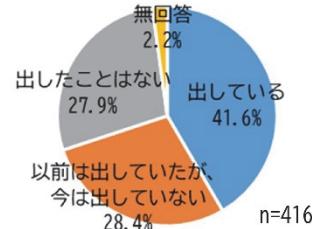
【問】現在、プラマークの無いプラスチック製の食器やハンガーなどは一般ごみとして出しているのですが、今後は資源として「容器包装プラの日」に分別していただくことを検討しています。このような、製品プラスチックの分別について、どのように思いますか。

選択肢	回答数	回答分布
大いに進めてほしい	215	51.7%
正しい分別方法など、市民への周知をしっかりとしてほしい	321	77.2%
100%製品プラスチックに限定してほしい	27	6.5%
家庭で分解可能な製品プラスチックに限定してほしい	64	15.4%
経費に対する効果を明らかにしてほしい	44	10.6%
リサイクルできている状況を確認したのち実施してほしい	56	13.5%
モデル事業を実施するなど慎重に進めてほしい	23	5.5%
実施しないでほしい	8	1.9%
よくわからない	19	4.6%
その他	8	1.9%
無回答	5	1.2%



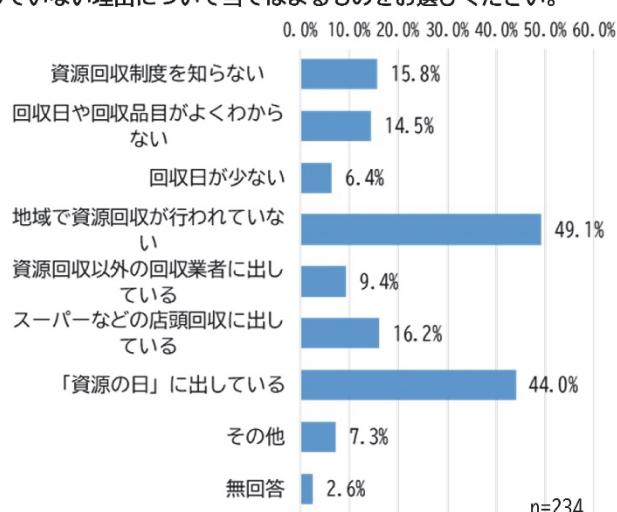
【問】あなたは、自治会やこども会など地域団体による資源回収に資源を出したことがありますか。

選択肢	回答数	回答分布
出している	173	41.6%
以前は出していたが、今は出していない	118	28.4%
出したことはない	116	27.9%
無回答	9	2.2%
計	416	100.0%



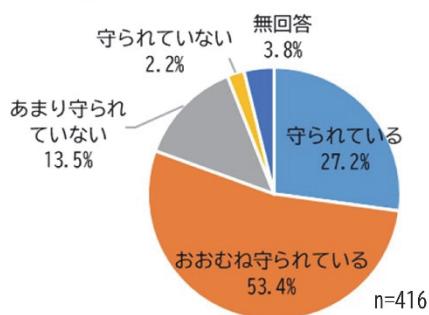
【問】あなたが、地域団体による資源回収に資源を出していない理由について当てはまるものをお選びください。

選択肢	回答数	回答分布
資源回収制度を知らない	37	15.8%
回収日や回収品目がよくわからぬ	34	14.5%
回収日が少ない	15	6.4%
地域で資源回収が行われていない	115	49.1%
資源回収以外の回収業者に出している	22	9.4%
スーパーなどの店頭回収に出している	38	16.2%
「資源の日」に出している	103	44.0%
その他	17	7.3%
無回答	6	2.6%



【問】あなたの地域のごみ・資源集積場所では、ごみ出しルールが守られていますか。

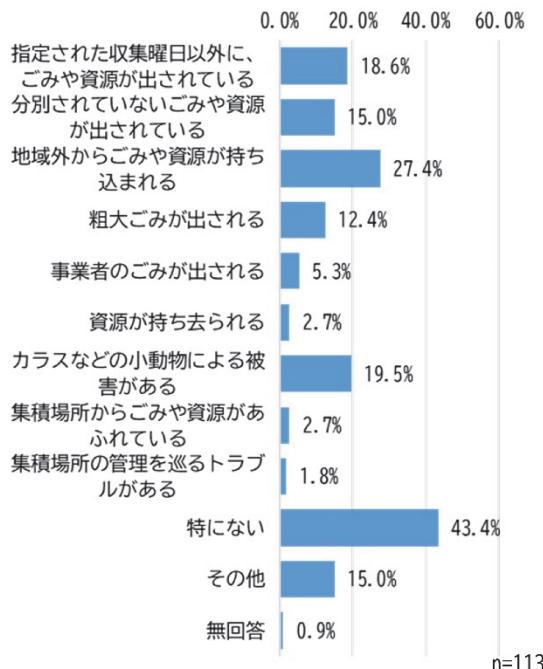
選択肢	回答数	回答分布
守られている	113	27.2%
おおむね守られている	222	53.4%
あまり守られていない	56	13.5%
守られていない	9	2.2%
無回答	16	3.8%
計	416	100.0%



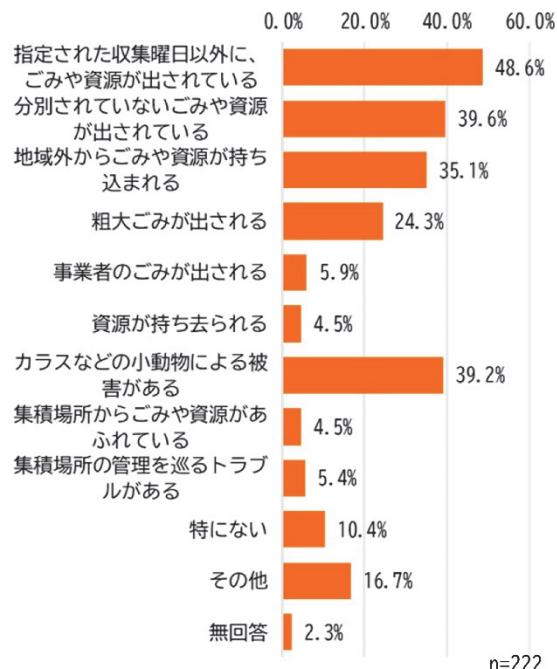
【問】あなたの地域のごみ・資源集積場所で困っていることはありますか。当てはまるものをお選びください。

選択肢	守られて いる		おおむね 守られている		あまり守ら れていない		守られ てない		無回答		計	
	回 答 数	回答 分布	回 答 数	回答 分布	回 答 数	回答 分布	回 答 数	回答 分布	回 答 数	回答 分布	回 答 数	回答 分布
指定された収集曜日以外に、ごみや資源が出されている	21	18.6%	108	48.6%	45	80.4%	9	100.0%	1	6.3%	184	44.2%
分別されていないごみや資源が出されている	17	15.0%	88	39.6%	37	66.1%	9	100.0%	3	18.8%	154	37.0%
地域外からごみや資源が持ち込まれる	31	27.4%	78	35.1%	36	64.3%	8	88.9%	4	25.0%	157	37.7%
粗大ごみが出される	14	12.4%	54	24.3%	33	58.9%	6	66.7%	2	12.5%	109	26.2%
事業者のごみが出される	6	5.3%	13	5.9%	11	19.6%	2	22.2%	1	6.3%	33	7.9%
資源が持ち去られる	3	2.7%	10	4.5%	4	7.1%	2	22.2%	1	6.3%	20	4.8%
カラスなどの小動物による被害がある	22	19.5%	87	39.2%	31	55.4%	6	66.7%	0	0.0%	146	35.1%
集積場所からごみや資源があふれている	3	2.7%	10	4.5%	10	17.9%	2	22.2%	0	0.0%	25	6.0%
集積場所の管理を巡るトラブルがある	2	1.8%	12	5.4%	12	21.4%	3	33.3%	0	0.0%	29	7.0%
特にない	49	43.4%	23	10.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	72	17.3%
その他	17	15.0%	37	16.7%	11	19.6%	4	44.4%	1	6.3%	70	16.8%
無回答	1	0.9%	5	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	11	68.8%	17	4.1%
計	186		525		230		51		24		1,016	

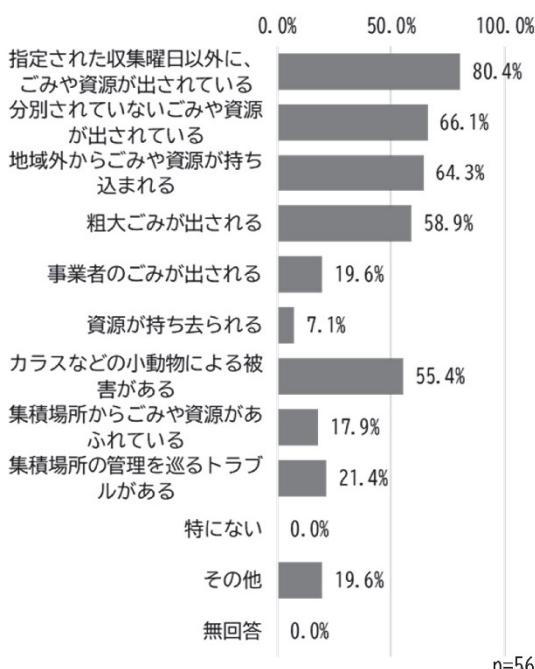
【守られている】



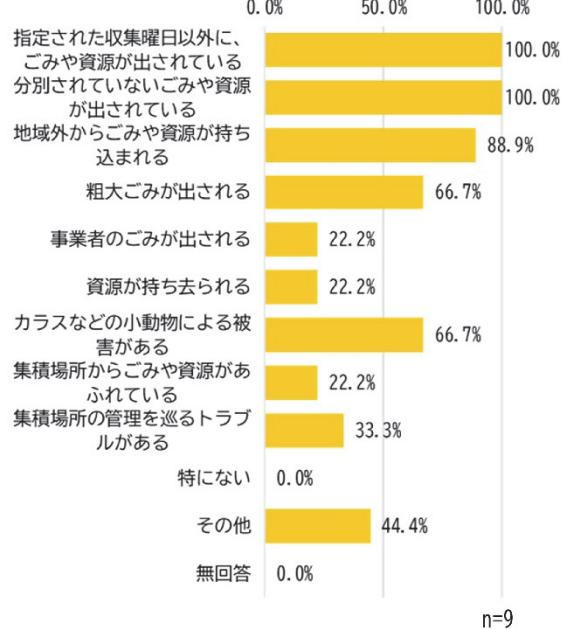
【おおむね守られている】



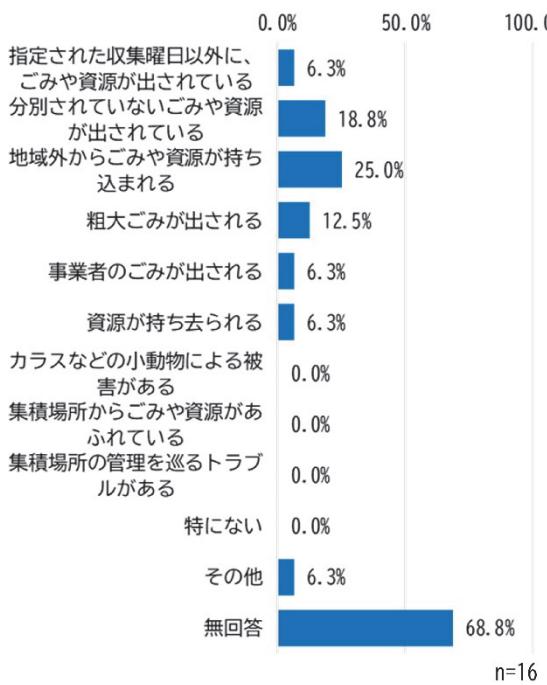
【あまり守られていない】



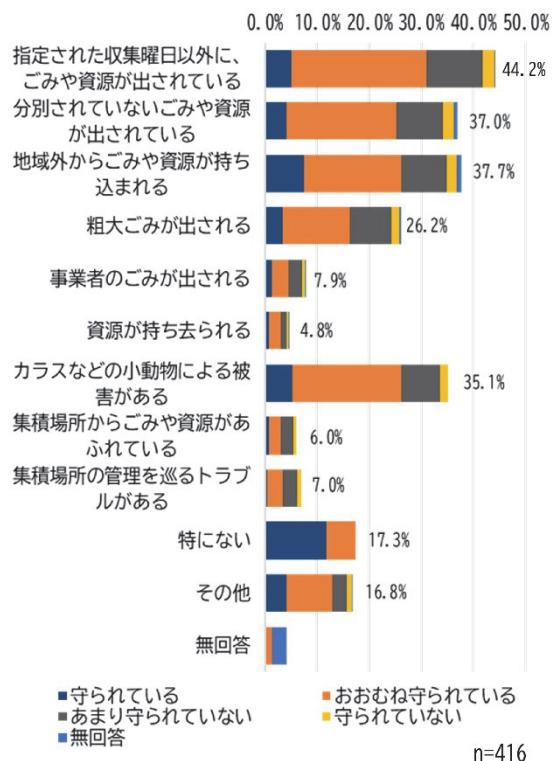
【守られていない】



【無回答】

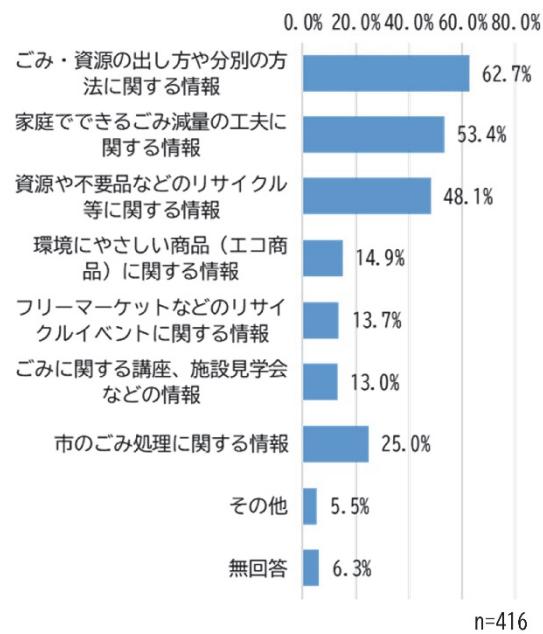


【全体】



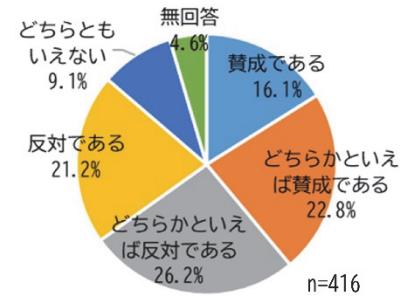
【問】あなたは、ごみを減らすために、市からどのような情報が提供されるとよいと思いますか。

選択肢	回答数	回答分布
ごみ・資源の出し方や分別の方法に関する情報	261	62.7%
家庭でできるごみ減量の工夫に関する情報	222	53.4%
資源や不要品などのリサイクル等に関する情報	200	48.1%
環境にやさしい商品（エコ商品）に関する情報	62	14.9%
フリーマーケットなどのリサイクルイベントに関する情報	57	13.7%
ごみに関する講座、施設見学会などの情報	54	13.0%
市のごみ処理に関する情報	104	25.0%
その他	23	5.5%
無回答	26	6.3%



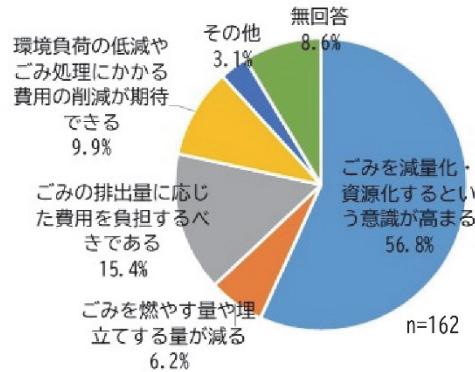
【問】最近では、ごみの減量化や市民意識の向上を図る目的で、各家庭で市が指定したごみ袋を購入し、そのごみ袋で排出するといった「ごみの有料化」を導入する自治体が増え、全国では6割以上の自治体（近隣市では、町田市、八王子市、大和市、海老名市等）が既に実施しています。あなたは、ごみの有料化について、どのように思いますか。

選択肢	回答数	回答分布
賛成である	67	16.1%
どちらかといえば賛成である	95	22.8%
どちらかといえば反対である	109	26.2%
反対である	88	21.2%
どちらともいえない	38	9.1%
無回答	19	4.6%
計	416	100.0%



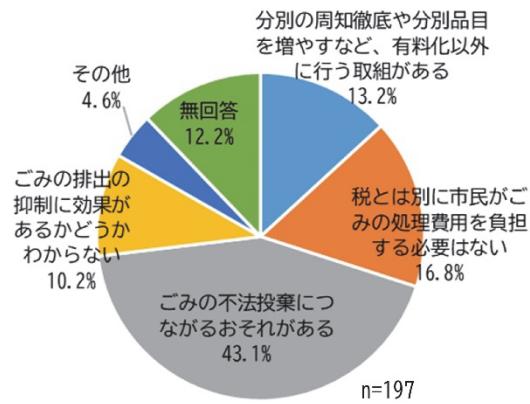
【問】「賛成である」「どちらかといえば賛成である」理由について、主に当てはまるものを次の中からお選びください。

選択肢	回答数	回答分布
ごみを減量化・資源化するという意識が高まる	92	56.8%
ごみを燃やす量や埋立てする量が減る	10	6.2%
ごみの排出量に応じた費用を負担するべきである	25	15.4%
環境負荷の低減やごみ処理にかかる費用の削減が期待できる	16	9.9%
その他	5	3.1%
無回答	14	8.6%
計	162	100.0%



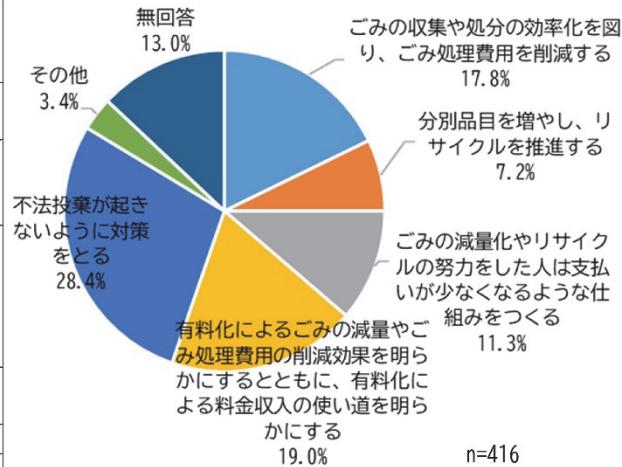
【問】「どちらかといえば反対である」「反対である」理由について、主に当てはまるものを次の中からお選びください。

選択肢	回答数	回答分布
分別の周知徹底や分別品目を増やすなど、有料化以外に行う取組がある	26	13.2%
税とは別に市民がごみの処理費用を負担する必要はない	33	16.8%
ごみの不法投棄につながるおそれがある	85	43.1%
ごみの排出の抑制に効果があるかどうかわからない	20	10.2%
その他	9	4.6%
無回答	24	12.2%
計	197	100.0%



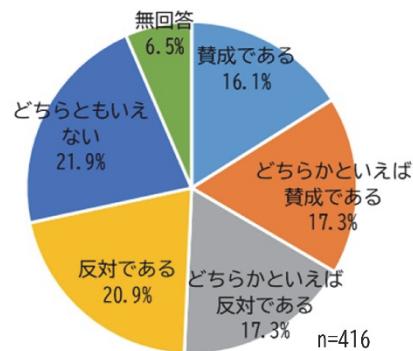
【問】ごみの有料化を進める場合に、あなたが特に市の取組として必要だと思うことは何ですか。

選択肢	回答数	回答分布
ごみの収集や処分の効率化を図り、ごみ処理費用を削減する	74	17.8%
分別品目を増やし、リサイクルを推進する	30	7.2%
ごみの減量化やリサイクルの努力をした人は支払いが少なくなるような仕組みをつくる	47	11.3%
有料化によるごみの減量やごみ処理費用の削減効果を明らかにするとともに、有料化による料金収入の使い道を明らかにする	79	19.0%
不法投棄が起きないように対策をとる	118	28.4%
その他	14	3.4%
無回答	54	13.0%
計	416	100.0%



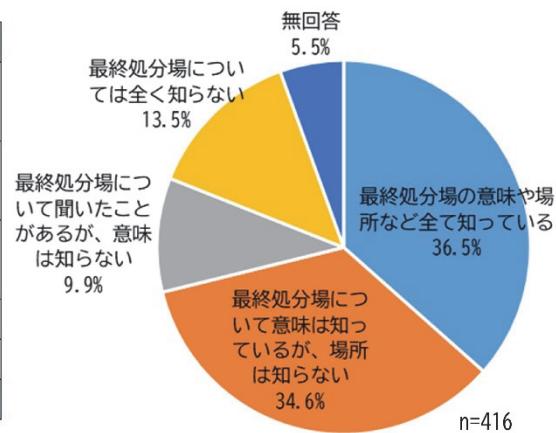
【問】家庭ごみの有料化とあわせて、現在のごみ・資源集積場所を利用した収集から、建物ごとに収集する戸別収集に切り替える自治体があります。戸別収集をすることで、ごみの排出者が明確になる、集積場所の管理を巡るトラブルが解消される、集積場所までごみを運ぶ負担が軽減されるといったメリットがあります。一方で、収集にかかる経費の増加や地域コミュニティの希薄化、人員や車両など収集体制の確保が難しいといったデメリットがあります。
あなたは、家庭ごみを有料化して戸別収集を行うことについて、どのように思いますか。

選択肢	回答数	回答分布
賛成である	67	16.1%
どちらかといえば賛成である	72	17.3%
どちらかといえば反対である	72	17.3%
反対である	87	20.9%
どちらともいえない	91	21.9%
無回答	27	6.5%
計	416	100.0%



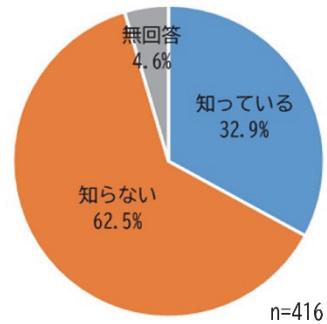
【問】あなたは、最終処分場について知っていますか。

選択肢	回答数	回答分布
最終処分場の意味や場所など全て知っている	152	36.5%
最終処分場について意味は知っているが、場所は知らない	144	34.6%
最終処分場について聞いたことがあるが、意味は知らない	41	9.9%
最終処分場については全く知らない	56	13.5%
無回答	23	5.5%
計	416	100.0%



【問】市内にある最終処分場は、現在のペースで埋立てを行うと、令和19年頃に満杯となる見込みです。あなたは、このような状況を知っていますか。

選択肢	回答数	回答分布
知っている	137	32.9%
知らない	260	62.5%
無回答	19	4.6%
計	416	100.0%



アンケートの全文は市ホームページに掲載しています。

【URL】 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/recycle/1026499/plan_etc/1028661.html



11 用語解説

[A ~Z]

○mottECO (もってこ)

飲食店等における食べ残しの持ち帰りをより身近な文化として広めることを目的として開催した「New ドギーバッグアイデアコンテスト」でのネーミングの部で選ばれた愛称です。

○SDGs (Sustainable Development Goals) :持続可能な開発目標

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和など、持続可能な開発のための、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

[あ 行]

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。

○一般廃棄物処理実施計画

市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。

○温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称です。温室効果ガスが増えすぎると、地球から逃げていくはずの熱が放出されずに地表に溜まりすぎてしまい、気温が上昇します。地球の気温が上がると、異常気象が発生しやすくなるなど気候変動につながります。そのため、温室効果ガスの削減は世界全体の課題となっており、各国が解決に向けて取り組んでいます。

[か 行]

○拡大生産者責任 (EPR : Extended Producer Responsibility)

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分に資するよう、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられます。

○合併処理浄化槽

主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のことです。

○カトラリー

食卓用のナイフ、フォーク、スプーンなどの総称のことです。

○高度処理型合併浄化槽

窒素やリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のことです。また、高度処理型合併浄化槽の設置や維持管理は市が行います。

※別途、年間使用料、分担金及び排水設備工事費がかかります。

○個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした次の6つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

- ① 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）をいう。）
- ② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）をいう。）
- ③ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をいう。）
- ④ 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。）
- ⑤ 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。）
- ⑥ 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。）

○ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがどういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

[さ 行]

○災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などのがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

○再資源化

使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすること及び、使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物の全部又は一部を部品又は原材料、その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいいます。

○最終処分

焼却処理等の中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

○再使用（リユース）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

○再生利用（リサイクル）

ごみを資源として再利用すること。びんを碎いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号））

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的とした法律です。

○循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画のことです。平成30年6月19日に第4次の計画が閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実行ある取組の推進を図るものとして、平成12（2000）年6月に制定された法律です。

○焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

○食品廃棄物

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等のことです。

○食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことです。

○ゼロカーボンシティ

「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と宣言した自治体のことです。

[た 行]

○脱炭素社会（カーボンニュートラル）

地球温暖化・気候変動の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについて、排出量を実質的にゼロに抑える社会のことです。

○ダム集水区域

降雨する水がダム湖に直接流入する区域をいいます。

○ダム集水区域外

ダム集水区域の下流にある区域をいいます。

○中間処理

収集したごみが最終処分場に埋め立てられるまでの間に行われる処理のことです。具体的にはごみを破碎、圧縮及び焼却処理等することをいいます。

○てまえどり

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のことです。

[な 行]

○生ごみの堆肥化

生ごみを微生物の働きで分解し、肥料（堆肥）を生成することです。本市では、家庭で行うことができるごみ減量の取組として、家庭用生ごみ処理容器などの購入費に対して補助金を交付し、堆肥化を推進しています。

○生ごみ4 Rアドバイザー派遣制度

生ごみの4 Rに関する実践経験を有し、市に登録されたアドバイザーを講師として派遣する制度のことです。

[は 行]

○廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

廃棄物の排出抑制及び適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義や国民、事業者及び地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

○排出抑制（リデュース）

ものを大切に使い、ごみを出さないことをいいます。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らす取組です。

○発生抑制（リフューズ）

ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組には、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことがあります。

○フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動のことをいいます。

○フードバンク

包装の破損や農産物の傷みなど、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業・個人から寄附を受け、福祉施設などに提供する活動及びその活動を行う団体のことです。

○プラスチックごみ

プラスチック製品や容器包装などの使用後に廃棄されたごみです。石油から作られるプラスチックは自然界で分解されにくく、環境問題となっています。特に海洋プラスチックは、海洋生物や漁業に悪影響を及ぼし、気候変動の原因ともなっています。

○分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条第1項において、容器包装廃棄物の分別収集を行う市町村は、3年ごとに、5年を1期として定めることとされています。

[や行]

○溶融スラグ

一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されています。

南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉で溶融スラグを生成しており、主に道路用資材等へ利用しています。

[ら行]

○リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用すること。びんを碎いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

○リデュース（排出抑制）

ものを大切に使い、ごみを出さないことをいいます。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らす取組です。

○リフューズ（発生抑制）

ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組には、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

○リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

[数字]

○3010運動

会食時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、「お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食べ残し＝食品ロスを削減するものです。

○4R（フォーアール）

国が提唱しているリデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3Rにリフューズ（Refuse）を加え、4つの頭文字をとったものです。

本市ではこの4Rの取組を推進しており、循環型社会を形成していくための基本的な取組のことです。

12 「分別戦隊シゲンジャー銀河」キャラクター紹介



循環型社会の形成に向け、子どもから大人まで、ごみの減量化・資源化に関心を持つもらうよう、平成18年8月に誕生したキャラクターで、パンピーレッド、ボトルブルー、カンメタルオレンジ、ペーパーピンク、ペットトイエロー、アブラブラウン、プラホワイトの7人で構成されています。

 <p>パンピーレッド 一般ごみを担当。 分別戦隊シゲンジャー銀河のリーダー。 資源の分別を呼びかけ、ごみの減量化も推し進めている。</p>	 <p>ボトルブルー びん類を担当。 リサイクルの本道を行く正統派。 「リターナブルびんは何度でも繰り返し使えるよ」と呼びかける。</p>
 <p>カンメタルオレンジ 缶類を担当。 「アルミ缶やスチール缶は何度でも缶に生まれ変わるよ」と呼びかける。</p>	 <p>ペーパーピンク 紙類を担当。 チームで一番のがんばり屋。 「面倒でも種類ごとに分けて出してね」と呼びかける。</p>



ペットトイエロー

ペットボトルを担当。
リサイクル界の人気者。
「キャップとラベルはプラ製容器包装として出してね」と呼びかける。



アブラブラウン

使用済み食用油を担当。
「使った油は、500ミリリットルのペットボトルに入れて、キャップをしっかり閉めて出そう！」と呼びかける。



プラホワイト

プラ製容器包装を担当。
平成18年10月にデビューした期待の新人。
「水も貴重な資源、汚れが落ちないものは一般ごみに出してね！」と呼びかける。

【番外編】



レモンちゃん

分別戦隊シゲンジャー銀河のマスコットキャラクター。
「相模原ごみDE71大作戦」のイメージキャラクターも兼ねている。



シゲンジャーキッズ

分別戦隊シゲンジャーキッズ隊の隊員。
南清掃工場では、見学者の案内役を担っている。

第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（改定）
令和6年3月（2024年3月）発行
発行／相模原市
編集／相模原市 環境経済局 廃棄物政策課
〒252-5277
神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042-769-8336

